# 平成24年（第１回）山鹿市議会３月定例会

## 会　期　日　程　表

| 日次 | 月　日 | 曜　日 | 本　　会　　議 | 委 員 会 |
|---|---|---|---|---|
| １ | ２月　28日 | 火 | 開　会　・　提　案　理　由　説　明 | |
| ２ | ２月　29日 | 水 | 休　　会 | |
| ３ | ３月　１日 | 木 | 休会（発言通告締切午後５時） | |
| ４ | ３月　２日 | 金 | 休　　会 | |
| ５ | ３月　３日 | （土） | | |
| ６ | ３月　４日 | （日） | | |
| ７ | ３月　５日 | 月 | 質疑・一般質問 | |
| ８ | ３月　６日 | 火 | 質疑・一般質問 | |
| ９ | ３月　７日 | 水 | 質疑・一般質問・委員会付託 | |
| １０ | ３月　８日 | 木 | 休　　会 | |
| １１ | ３月　９日 | 金 | 本会議なし | 経済観光 |
| １２ | ３月　10日 | （土） | 休　　会 | |
| １３ | ３月　11日 | （日） | | |
| １４ | ３月　12日 | 月 | 本会議なし | 福祉厚生 |
| １５ | ３月　13日 | 火 | 休　　会 | |
| １６ | ３月　14日 | 水 | 本会議なし | 建設環境 |
| １７ | ３月　15日 | 木 | | 総務文教 |
| １８ | ３月　16日 | 金 | | 議会運営 |
| １９ | ３月　17日 | （土） | 休　　会 | |
| ２０ | ３月　18日 | （日） | | |
| ２１ | ３月　19日 | 月 | 委員長報告・討論・採決・閉会 | |

# 平成24年（第１回）山鹿市議会３月定例会

## 目　次


第１号（２月28日）　頁

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 4
３．出席議員 …… 4
４．説明のため出席した者 …… 5
５．事務局職員出席者 …… 6
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 7
７．日程第２　会期の決定 …… 7
８．日程第３　市長の説明 …… 7
９．日程第４　提案理由の説明 …… 13
（１）議案第１号（本多総務部長） …… 14
（２）議案第２号（富田市民福祉部長） …… 16
（３）議案第３号（富田市民福祉部長） …… 16
（４）議案第４号（宮本水道局長） …… 16
（５）議案第５号（荒木市民医療センター事務部長） …… 17
（６）議案第６号（本多総務部長） …… 18
（７）議案第７号（本多総務部長） …… 18
（８）議案第８号（本多総務部長） …… 19
（９）議案第９号（富田市民福祉部長） …… 19
(10) 議案第10号（潮﨑農林部長） …… 19
(11) 議案第11号（潮﨑農林部長） …… 20
(12) 議案第12号（三森商工観光部長） …… 20
(13) 議案第13号（三森商工観光部長） …… 21
(14) 議案第14号（三森商工観光部長） …… 21
(15) 議案第15号（古荘環境部長） …… 22
(16) 議案第16号（古荘環境部長） …… 22
(17) 議案第17号（古荘環境部長） …… 23
(18) 議案第18号（倉原教育部長） …… 23
(19) 議案第19号（倉原教育部長） …… 23
(20) 議案第20号（倉原教育部長） …… 24

(21) 議案第21号（倉原教育部長） …… 24
(22) 議案第22号（倉原教育部長） …… 24
(23) 議案第23号（本多総務部長） …… 25
(24) 議案第24号（山口市民福祉部次長） …… 29
(25) 議案第25号（山口市民福祉部次長） …… 29
(26) 議案第26号（古荘環境部長） …… 30
(27) 議案第27号（富田市民福祉部長） …… 31
(28) 議案第28号（宮本水道局長） …… 31
(29) 議案第29号（冨田農林部次長） …… 32
(30) 議案第30号（冨田農林部次長） …… 32
(31) 議案第31号（冨田農林部次長） …… 32
(32) 議案第32号（冨田農林部次長） …… 33
(33) 議案第33号（宮本水道局長） …… 33
(34) 議案第34号（荒木市民医療センター事務部長） …… 34
(35) 議案第35号（古荘環境部長） …… 35
(36) 議案第36号（本多総務部長） …… 36
(37) 議案第37号（本多総務部長） …… 36
(38) 議案第38号（潮﨑農林部長） …… 37
(39) 議案第39号（潮﨑農林部長） …… 37
(40) 議案第40号（潮﨑農林部長） …… 37
(41) 議案第41号（潮﨑農林部長） …… 37
(42) 議案第42号（倉原教育部長） …… 37
(43) 議案第43号（緒方建設部長） …… 38
(44) 議案第44号（池田副市長） …… 38
(45) 報告第１号（緒方建設部長） …… 39
10. 散　会 …… 39

第２号（３月５日）

１．議事日程 …… 43
２．本日の会議に付した事件 …… 43
３．出席議員 …… 43
４．説明のため出席した者 …… 44
５．事務局職員出席者 …… 45
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 46

（１）藤本峰秀議員第１回目一般質問 …… 46
○本多総務部長答弁 …… 47
（２）藤本峰秀議員第２回目一般質問 …… 48
○本多総務部長答弁 …… 49
（３）福本義文議員第１問目一般質問（１回目） …… 50
○潮﨑農林部長答弁 …… 51
（４）福本義文議員第１問目一般質問（２回目） …… 52
○潮﨑農林部長答弁 …… 53
（５）福本義文議員第１問目一般質問（３回目） …… 54
○潮﨑農林部長答弁 …… 54
（６）福本義文議員第２問目一般質問（１回目） …… 55
○杉本教育長答弁 …… 56
（７）福本義文議員第２問目一般質問（２回目） …… 57
○杉本教育長答弁 …… 57
（８）福本義文議員第２問目一般質問（３回目） …… 58
（９）高野誠二議員第１回目質疑・第１問目一般質問（１回目） …… 59
○本多総務部長答弁 …… 61
○倉原教育部長答弁 …… 63
(10) 高野誠二議員第１問目一般質問（２回目） …… 64
○本多総務部長答弁 …… 65
○倉原教育部長答弁 …… 65
(11) 高野誠二議員第１問目一般質問（３回目） …… 66
○倉原教育部長答弁 …… 66
(12) 古荘克郎議員関連質問 …… 66
○倉原教育長答弁 …… 67
(13) 立山　隆議員第１回目一般質問 …… 67
○潮﨑農林部長答弁 …… 68
(14) 永田紘二議員関連質問 …… 70
○潮﨑農林部長答弁 …… 70
(15) 藤原　豊議員第１回目一般質問 …… 70
○倉原教育部長答弁 …… 71
(16) 藤原　豊議員第２回目一般質問 …… 72
○富田市民福祉部長答弁 …… 73
○倉原教育部長答弁 …… 73

７．散　会 …… 74

第３号（３月６日）

１．議事日程 …… 77
２．本日の会議に付した事件 …… 78
３．出席議員 …… 78
４．説明のため出席した者 …… 79
５．事務局職員出席者 …… 80
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 81
（１）藤本芳雄議員第１問目一般質問（１回目） …… 81
〇川野教育部首席教育審議員答弁 …… 82
（２）藤本芳雄議員第１問目一般質問（２回目） …… 82
〇川野教育部首席教育審議員答弁 …… 84
（３）藤本芳雄議員第２問目一般質問（１回目） …… 84
〇潮﨑農林部長答弁 …… 86
（４）藤本芳雄議員第２問目一般質問（２回目） …… 88
〇潮﨑農林部長答弁 …… 89
（５）森　久雄議員１回目質疑 …… 90
〇潮﨑農林部長答弁 …… 91
〇古荘環境部長答弁 …… 93
（６）森　久雄議員２回目質疑 …… 94
〇古荘環境部長答弁 …… 95
（７）森　久雄議員３回目質疑 …… 97
〇古荘環境部長答弁 …… 97
（８）森　久雄議員第１回目一般質問 …… 98
〇本多総務部長答弁 …… 100
〇中嶋市長答弁 …… 102
〇本多総務部長答弁 …… 103
（９）原　　徹議員第１問目・第２問目一般質問（１回目） …… 104
〇富田市民福祉部長答弁 …… 106
(10) 原　　徹議員第１問目・第２問目一般質問（２回目） …… 108
〇富田市民福祉部長答弁 …… 109
(11) 原　　徹議員第１問目・第２問目一般質問（３回目） …… 111
〇富田市民福祉部長答弁 …… 114

○中嶋市長答弁 …… 115
(12) 冨丸洋一郎議員第１問目・第２問目一般質問（１回目） …… 116
○富田市民福祉部長答弁 …… 118
○本多総務部長答弁 …… 119
(13) 冨丸洋一郎議員第１問目・第２問目一般質問（２回目） …… 120
(14) 北原昭三議員第１問目・第２問目・第３問目一般質問（１回目） …… 121
○潮﨑農林部長答弁 …… 123
○富田市民福祉部長答弁 …… 124
(15) 北原昭三議員第１問目・第２問目・第３問目一般質問（２回目） …… 125
○潮﨑農林部長答弁 …… 126
○富田市民福祉部長答弁 …… 127
○本多総務部長答弁 …… 127
(16) 北原昭三議員第３問目一般質問（３回目） …… 128
○本多総務部長答弁 …… 128
７．散　会 …… 129

第４号（３月７日）

１．議事日程 …… 133
２．本日の会議に付した事件 …… 134
３．出席議員 …… 134
４．説明のため出席した者 …… 135
５．事務局職員出席者 …… 136
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 137
（１）吉本政幸議員第１問目・第２問目一般質問（１回目） …… 137
○本多総務部長答弁 …… 139
○潮﨑農林部長答弁 …… 140
（２）吉本政幸議員第３問目・第４問目・第５問目一般質問（１回目） …… 141
○三森商工観光部長答弁 …… 144
○緒方建設部長答弁 …… 146
○古荘環境部長答弁 …… 146
（３）吉本政幸議員第３問目・第４問目・第５問目一般質問（２回目） …… 147
（４）池田誠一議員第１問目一般質問（１回目） …… 148
○古荘環境部長答弁 …… 150
（５）池田誠一議員第１問目一般質問（２回目） …… 150

○古荘環境部長答弁 …… 151
（６）池田誠一議員第２問目一般質問（１回目） …… 151
○潮﨑農林部長答弁 …… 152
（７）池田誠一議員第３問目一般質問（１回目） …… 153
○本多総務部長答弁 …… 155
（８）池田誠一議員第３問目一般質問（２回目） …… 156
○本多総務部長答弁 …… 157
○川野教育部首席教育審議員答弁 …… 158
（９）池田誠一議員第３問目一般質問（３回目） …… 159
(10) 川野　功議員第１問目一般質問（１回目） …… 160
○本多総務部長答弁 …… 161
(11) 川野　功議員第１問目一般質問（２回目） …… 162
○本多総務部長答弁 …… 162
(12) 川野　功議員第２問目一般質問（１回目） …… 163
○本多総務部長答弁 …… 164
○山口市民福祉部次長答弁 …… 165
(13) 川野　功議員第２問目一般質問（２回目） …… 165
(14) 森川昭彦議員第１問目一般質問（１回目） …… 166
○倉原教育部長答弁 …… 167
○三森商工観光部長答弁 …… 168
(15) 森川昭彦議員第２問目一般質問（１回目） …… 169
○川野教育部首席教育審議員答弁 …… 170
(16) 森川昭彦議員第３問目・第４問目一般質問（１回目） …… 172
○本多総務部長答弁 …… 173
７．日程第２　委員会付託 …… 175
８．散　会 …… 175

第５号（３月19日）

１．議事日程 …… 179
２．本日の会議に付した事件 …… 180
３．出席議員 …… 182
４．説明のため出席した者 …… 183
５．事務局職員出席者 …… 184
６．日程第１　議案第１号～議案第44号 …… 185

７．各常任委員長の報告 …… 187
（１）経済観光常任委員長報告 …… 187
（２）福祉厚生常任委員長報告 …… 188
（３）建設環境常任委員長報告 …… 189
（４）総務文教常任委員長報告 …… 190
８．質　疑 …… 191
９．討　論 …… 191
（１）原　　徹議員討論 …… 191
10. 採　決 …… 193
11. 日程第２　所管事務調査の委員会付託 …… 196
12. 日程追加　日程第３　意見書案第１号 …… 196
13. 提案理由の説明 …… 196
（１）意見書案第１号（職員朗読） …… 197
14. 質疑 …… 198
15. 討論 …… 198
16. 採決 …… 199
17. 閉　会 …… 199

２月２８日(火曜日)

# 平成24年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

## 議　事　日　程（第１号）

平成24年２月28日（火曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　市長の説明

第４　議案第１号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）

議案第２号　平成23年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第３号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第４号　平成23年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）

議案第５号　平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）

議案第６号　山鹿市鹿北市民センター条例の一部を改正する条例

議案第７号　山鹿市税条例の一部を改正する条例

議案第８号　山鹿市消防団第16分団拠点施設条例を廃止する条例

議案第９号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第10号　山鹿市鹿本ふれあい木香館条例を廃止する条例

議案第11号　山鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例

議案第12号　山鹿市工場立地法第４条の２第２項の規定に基づく市準則を定める条例

議案第13号　山鹿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

議案第14号　山鹿市さくら湯条例

議案第15号　山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第16号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例

議案第17号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例

議案第19号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例

議案第20号　山鹿市鹿央多目的研修センター条例の一部を改正する条例

議案第21号　山鹿市鹿本生涯学習・健康センター「ひだまり」条例の一部を改正する条例

議案第22号　山鹿市立博物館条例の一部を改正する条例

議案第23号　平成24年度山鹿市一般会計予算

議案第24号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号　平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第27号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第28号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第29号　平成24年度六郷財産区特別会計予算
議案第30号　平成24年度城北財産区特別会計予算
議案第31号　平成24年度稲田財産区特別会計予算
議案第32号　平成24年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第33号　平成24年度山鹿市水道事業会計予算
議案第34号　平成24年度山鹿市病院事業会計予算
議案第35号　平成24年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第36号　財産の譲渡について
議案第37号　財産の譲渡について
議案第38号　財産の譲渡について
議案第39号　財産の譲渡について
議案第40号　財産の譲渡について
議案第41号　財産の譲渡について
議案第42号　財産の取得について
議案第43号　市道路線の認定及び廃止について
議案第44号　公平委員会委員の選任について
報告第１号　専決処分の報告について

○

**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

○

**出席議員（30名）**

１番　永田　健君
２番　稲葉　昇君
３番　藤本芳雄君
４番　福本義文君
５番　冨丸洋一郎君
６番　藤本峰秀君
７番　北原昭三君
８番　芹川正美君

| | | |
|---|---|---|
| 9番 | 藤原　豊 | 君 |
| 10番 | 立山秀木 | 君 |
| 11番 | 立山　隆 | 君 |
| 12番 | 原　徹 | 君 |
| 13番 | 平井邦廣 | 君 |
| 14番 | 吉本政幸 | 君 |
| 15番 | 池田誠一 | 君 |
| 16番 | 堀　茂幸 | 君 |
| 17番 | 永田紘二 | 君 |
| 18番 | 森川昭彦 | 君 |
| 19番 | 川野　功 | 君 |
| 20番 | 古荘克郎 | 君 |
| 21番 | 森　芳顕 | 君 |
| 22番 | 家入憲隆 | 君 |
| 23番 | 横手啓介 | 君 |
| 24番 | 高野誠二 | 君 |
| 25番 | 藤原　弘 | 君 |
| 26番 | 森　久雄 | 君 |
| 27番 | 太田黒鐵郎 | 君 |
| 28番 | 丸山寛治 | 君 |
| 29番 | 寺崎勇児 | 君 |
| 30番 | 丸山康昭 | 君 |

○

説明のため出席した者

| | | |
|---|---|---|
| 市長 | 中嶋憲正 | 君 |
| 副市長 | 池田永実 | 君 |
| 教育長 | 杉本作徳 | 君 |
| 総務部長 | 本多隆文 | 君 |
| 市民福祉部長 | 富田辰郎 | 君 |
| 農林部長 | 潮崎昭二 | 君 |
| 商工観光部長 | 三森兄臣 | 君 |
| 建設部長 | 緒方淳一 | 君 |
| 環境部長 | 古荘秀幸 | 君 |
| 市民医療センター事務部長 | 荒木　隆 | 君 |

| | |
|---|---|
| 教育部長 | 倉原謙治君 |
| 首席審議員兼会計管理者 | 富安　豪君 |
| 市民福祉部次長 | 有働　博君 |
| 市民福祉部次長 | 山口敦子君 |
| 農林部次長 | 冨田弘海君 |
| 水道局長 | 宮本　稔君 |
| 総務課長 | 原　弘文君 |
| 職員課長 | 阿蘇品貴司君 |
| 農林企画課長 | 戸次由夫君 |
| 商工課長 | 大森健司君 |
| 観光課長 | 早田順二君 |
| 建設課長 | 宮崎錦也君 |
| 市民医療センター事務部経理課長 | 永田臣司君 |
| 監査事務局長兼選管事務局長 | 緒方　栄君 |

○

事務局職員出席者

| | |
|---|---|
| 議会事務局長 | 幸村英星君 |
| 局長補佐兼議会総務係長 | 渡邊義明君 |
| 議事係長 | 中村武志君 |
| 書記 | 森　英州君 |

○

午前10時00分　開会

○

**○議長（横手啓介君）**

ただいまから平成24年（第１回）山鹿市議会３月定例会を開会いたします。

お手元に、議案の正誤表が提出されておりますので、ご了承願います。

会議に先立ちまして、多くの方々のとうとい命が失われました、東日本大震災から間もなく１年という節目を迎えるに当たり、山鹿市議会におきましても改めて衷心よりご冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと思います。傍聴席の方におかれましても、ご一緒にお願いいたします。ご起立をお願いいたします。黙禱。

［黙禱］

**○議長（横手啓介君）**

黙禱を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

○

**日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（横手啓介君）**

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、平井邦廣議員、吉本政幸議員を指名いたします。

○

**日程第２　会期の決定**

**○議長（横手啓介君）**

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月19日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定いたしました。

○

**日程第３　市長の説明**

**○議長（横手啓介君）**

日程第３、この際、市長から発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

本日ここに、平成24年３月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともにご多用の中、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。この後、平成24年度当初予算案を初め、諸議案のご審議をお願いするわけですが、それらの概要説明に先立ち、市政運営に臨む私の所信の一端を申し上げたいと存じます。

この一年を顧みますと、東日本大震災による甚大な被害と東京電力福島第一原子力発電所の事故は、私たち日本国民の胸に最もつらい記憶の一つとして刻まれたところであります。また、経済動向を見ますと、欧米の金融経済不安と歴史的な円高水準の中で、輸出産業に多くを依存する我が国は、かつてない厳しい経済環境に置かれており、加えて、世界でも類を見ない速さで高齢化が進み、社会保障費の自然増だけで毎年１兆円規模となる状況にあります。こうしたことから、国においては、本年を日本再生元年と位置づけ、大震災からの復旧・復興、原発事故との闘い、経済の再生に国を挙げて取り組むこととされております。私は、その中で、社会保障と税の一体改革を初めとするさまざまな改革が、国民の合意に基づいた制度設計となることを願っております。

翻って、本市に目を転じますと、さきの国勢調査からもその傾向が伺えますように、今後、少子高齢化がさらに進み、生産年齢人口が減少していくことから、税収入の伸びが期待できない半面、社会保障関係経費を初めとした財政需要の増加に加え、新たな行政課題も生じております。そうした中で、これからの地方自治体に求められるものは、地域主権改革の理念に基づいた総合的な行政運営能力の底上げであります。

私は、これまで、山鹿市総合計画の着実な実施により、市全域の一体的浮揚・発展と、市民の融和を心がけてまいりました。特に平成24年度は、ハード事業の着実な進展を図るとともに「ハード」と「ソフト」、つまり「もの」と「心」を市政運営の両輪と位置づけ、総合計画の中で将来都市像として掲げる「温もりのある都市やまが」にしっかり視点を当てた市政運営に取り組んでまいります。

それでは、平成24年度の予算編成方針について申し上げます。

昨年３月に策定しました「山鹿市総合計画後期基本計画」を行財政運営の指針に、限られた経営資源の「選択と集中」を進め、特に先導的・横断的・戦略的に取り組む施策を「まちづくり戦略プロジェクト」として、これを構成する関連事業を強力に推進することとします。

平成24年度の予算編成につきましても、この「まちづくり戦略プロジェクト」に沿って「地域力」を生かした周辺地域における振興策の強化、地域と社会の「絆」による子育て支援体制の充実、「市民力」を生かした資源循環型社会の構築の三つ

に、地域の底力の発揮による地域経済・産業の活性化を加えた四つを、政策の重点分野として編成しております。

このような基本方針をもとに編成しました、平成24年度の一般会計予算の規模は、259億5000万円であります。これに９特別会計と３企業会計を合わせますと、純計で450億7625万8000円であります。

ただ今申し上げました予算編成方針に基づき、以下の四つの重点分野ごとに、それぞれの施策の概要について、ご説明いたします。

まず、周辺地域に対する振興策の強化につきましては、次の２点をその柱に施策を展開してまいります。

まず、第１の柱は、「地域力を生かしたムラづくり」です。本市の農山村地域は、農林業を基幹産業として、すぐれた伝統・文化、豊かな自然・景観等であふれており、こうした有形・無形の資源からなる生活空間は、住民の日常生活の場であるとともに、訪れる人を優しくもてなす「憩いを与える空間」でもあります。このような地域資源の保全と、それを生かした取り組みを展開します。

そこで、具体的に三つの施策を講じてまいります。

一つ目は、「自然・食・農を生かした農山村地域の活性化」であります。農林産物や棚田などの特徴的な地域資源の活用による加工品の開発、消費拡大、体験交流、６次産業化など、農山村地域の創意工夫を凝らした自主的、自発的な取り組みを積極的に支援します。

二つ目は、「活気ある里山の再生」であります。里山がもつ、「人」「自然」「伝統・文化」「農林産物」などの特徴ある独自の地域資源を掘り起こし、光り輝かせる取り組みを支援するとともに、都市との交流を通して、人を引きつける里山の再生を目指します。特に平成24年度は、鹿北地域をモデル地域として、地域独自の伝統行事や収穫祭、自然環境や農産物等を広くＰＲし、交流人口の増加に努めます。

三つ目は、「地域ぐるみの有害鳥獣対策の推進」であります。農山村地域にあっては、野生鳥獣の増加と生息域の拡大に伴い、農林産物への被害が深刻化しており、農林業従事者の生産意欲を減退させるなど、多大な影響を与えています。そのため、農林産物の被害防止に向け、引き続き、駆除対策や防護柵等の設置を充実・強化するなど、地域ぐるみでの取り組みを支援します。

次に、第２の柱は、「生活基盤の整備」です。安全・安心な環境のもと、快適に暮らすことができるよう、日々の暮らしに欠くことのできない情報通信機能、地域生活交通、上下水道等の生活基盤の整備を進めてまいります。具体的に四つの施策を講じてまいります。

一つ目は、「情報通信基盤の整備」であります。情報化社会を生きる私たちにと

りまして、日常生活に欠かせないと言われるのが「光ファイバー」を使った通信サービスです。そのため、光ファイバーによる情報通信網を市全域に拡大することで、地域間の情報格差を解消するとともに、地域医療の確保、教育環境の向上、地域経済の活性化など、市民生活を支える多様なサービス展開につなげてまいります。

二つ目は、「地域防災対策の強化」であります。東日本大震災を教訓として、災害に強い防災体制を築く必要があることから、引き続き、市全域を一斉に情報伝達する防災行政無線の整備を進めます。平成24年度においては菊鹿・鹿央地域の整備に着手します。また、地震から市民の生命・財産を守るため、民間建築物の耐震化の促進に取り組みます。

三つ目は、「生活交通システムの充実・強化」であります。

日常生活に必要な交通サービスの確保には、地域のニーズに応じた効率的で利便性の高い公共交通システムが必要です。そのため、既存の路線バスと、循環バスや市全域に導入した、あいのりタクシーとの連携など、持続可能な生活交通の確保に努めます。

四つ目は、「農山村の生活環境の整備」であります。飲用水の安全確保、安定供給を図るため、菊鹿町島田簡易水道を市営の東部簡易水道へ統合するとともに、近隣の水道未普及地域の解消に努めます。また、生活環境の向上と河川等の水質保全を図るため、菊鹿東部Ⅱ期地区と米田東部地区の農業集落排水施設を整備します。

続きまして、二つ目の重点施策「子育て支援体制の充実」につきましては、以下の２点を柱に施策を展開してまいります。

第１の柱は、「地域社会の「絆」による子育て支援の推進」であります。母子保健では、出産から育児まで、健診や訪問指導を通じた母子支援の強化を図ります。また、親自身が日ごろから子どもの成長・発達を注意深く観察し、疾病の予防や早期発見ができるようにすることが大切です。そのため、乳幼児健診の機会を利用して、疾病に対する正しい知識と判断力を身につけてもらえるように、指導・相談サービスの充実・強化に努めます。加えて、地域と一体となって子育てを支援する「子育て応援の店事業」の推進、子どもや家庭が抱える悩みに応じられる相談体制の充実を図ります。また、さまざまな問題を抱える青少年を地域で守り育てる社会を目指して、あいさつ運動を展開するとともに、基本的な生活習慣、豊かな情操、思いやりなどをはぐくむため、家庭の教育力の強化に努めます。

第２の柱は、「安全・安心で魅力ある教育環境の充実」であります。学校教育の充実では、「学び合い」をキーワードにした、「日常の授業改革」に取り組みます。さらに、「夢プロジェクト」のスクールアクションプランとして、学校経営の改革、学び合う授業づくりなど、子どもたちと向き合う時間を確保し、子どもたちの夢実

現に向けた魅力ある教育を推進します。学校施設の環境整備では、複式学級の解消と学校施設の老朽化対策として、山鹿小と川辺小の統合校、鹿北地区統合小の整備を進めるとともに、児童生徒の学習・生活の場であり、災害時の避難所となる学校施設の耐震改修に取り組みます。

続きまして、三つ目の重点施策として、「資源循環型社会の構築」に積極的・計画的に取り組んでまいります。資源循環型社会の実現には、ごみそのものを出さない、ごみになるものを使わない工夫を生活の中で根づかせていく必要があり、「市民力」や「地域力」を結集し、自然環境を気遣う「環境にやさしいまち」を目指して、具体的に次の三つの施策を講じてまいります。

一つ目は、「ごみの排出抑制の徹底」であります。マイバッグ運動の推進など、ごみの排出抑制を徹底するため、市民・事業者・行政で構成する、「レジ袋削減推進協議会」を立ち上げ、市民力を生かした活動に取り組みます。また、平成24年度も引き続き、生ごみ処理機器等の購入に係る助成を強力に推進します。

二つ目は、「ごみの資源・減量化」であります。新たな循環型社会の構築として、ごみの排出方法、分別方法の抜本的な見直しに向け、「ごみの減量化・分別推進員」を設置し、効果的な新分別収集体制を確立します。また、生ごみについては、土づくりを基本とした資源循環型農業の一環として堆肥化することとし、バイオマスセンター内に生ごみの堆肥化施設を整備します。

三つ目は、「廃棄物の適正処理」であります。喫緊の課題であったごみ処理対策として、新たなごみ処理施設の整備に着手します。将来にわたって安定的、継続的な処理体制を目指すため、平成31年度の稼働に向け、平成24年度から候補地の選定作業を開始します。

最後に、四つ目の重点施策、「地域経済・産業の活性化」につきましては、以下の２点をその柱に施策を展開してまいります。

第１の柱は、「地域資源を生かした産業の創出」であります。地域経済を支える大きな柱である企業活動を支援するとともに、新たな産業の集積による雇用機会の拡大を目指します。また、基幹産業である農林業の振興を積極的に図ってまいります。具体的には次の三つの施策を講じてまいります。

一つ目は、「戦略的・効果的な企業誘致の推進」であります。平成23年度に策定した、「山鹿市工業振興ビジョン」に基づき、新たな企業の誘致とともに、立地企業に対する本市への集約化や再投資の支援を強化します。平成24年度から新たな産業団地の整備にも取り組みます。

二つ目は、「農林産物等の販売促進」であります。農業の振興については、引き続き、担い手対策や生産振興に力を注ぎます。また、物産館を中心とした地産地消、

福岡・熊本などの都市圏を主なターゲットとした、安全・安心な農林産物等の情報発信など、農林・商工・観光が連携した取り組みを展開することにより、新たな販路拡大を推進します。

三つ目は、「林業の活性化」であります。林業の活性化に向けては、植林や除間伐、作業道の整備など、計画的かつ効率的な森林施業を進めます。また、引き続き、一般住宅等への市産材の積極的な活用による木材の需要拡大を図ります。

第２の柱は、「まちなか再生による商工・観光業の振興」であります。「まちなか」は、歴史及び文化資源、商工業、サービス業などの集積を背景に、長い間、本市のけん引役としての役割を果たしてきました。これに加え、新たな魅力・活力を創造・発信するまちづくりを目指し、「市民が誇りに思えるまちなか」の実現に努めてまいります。平成24年秋に開業する「さくら湯」は、「湯の町山鹿の歴史と文化を代表する顔」であり、市内各所の観光・歴史文化資源との連携を図ることで、中心市街地の浮揚はもとより、市全域の活性化に大きく寄与するものと考えます。

以上、四つの重点施策のほかに、以下の重要事業にも取り組んでまいります。

子どもを安心して育てることができる保育環境の充実のため、老朽化した大道保育園の増改築と、やはた保育園の大規模修繕を支援します。

農業の生産性の維持向上を図るため、継続となった農地・水保全管理支払交付金を活用し、農業用施設の長寿命化に向けた取り組みを地域と一体となって進めます。

本市を代表する和紙工芸品の「山鹿灯籠」を、国の伝統的工芸品に指定する取り組みに着手します。また、和紙工芸の技術継承と後継者育成等の支援を行うことで、地域資源や技術を生かした特産品の振興と、新たな商品開発につなげます。

県鹿本教育事務所が平成24年度末をもって廃止されるため、市への移管事務について県と十分協議を行い、教育委員会の磐石な運営体制を確立します。

国指定の「方保田東原遺跡」につきましては、指定地域内の公有化に取り組みます。

上水道事業につきましては、給水の安定確保と災害時の応急給水拠点となる、方保田水源地の施設整備に着手します。

グランドオープンから２年目を迎える山鹿市民医療センターにつきましては、４月から緩和ケア病棟14床を開設し、がん診療の拠点施設化に向けて機能強化を図ります。

以上、平成24年度の市政運営や予算編成に当たっての、私の基本的な考え方と施策の概要について申し上げました。

これから迎える平成24年度は、私の市長としての２期目の任期の最終年度となります。各種施策・事業の展開を一層加速させるとともに、新たな政策課題にも積極

果敢に取り組んでまいる決意です。

本日から21日間にわたりご審議いただきます議案は、条例17件、予算18件、人事案件１件、その他８件の計44件と報告１件です。これらの諸議案につきましては、職員に説明させていただきます。よろしくご審議の上、ご採決を賜りますようお願い申し上げます。以上、私の施政方針とさせていただきます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第４　議案第１号～議案第44号
　　報告第１号

○議長（横手啓介君）

日程第４、議案第１号から報告第１号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議案第１号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）
議案第２号　平成23年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第３号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第４号　平成23年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）
議案第５号　平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）
議案第６号　山鹿市鹿北市民センター条例の一部を改正する条例
議案第７号　山鹿市税条例の一部を改正する条例
議案第８号　山鹿市消防団第16分団拠点施設条例を廃止する条例
議案第９号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第10号　山鹿市鹿本ふれあい木香館条例を廃止する条例
議案第11号　山鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例
議案第12号　山鹿市工場立地法第４条の２第２項の規定に基づく市準則を定める条例
議案第13号　山鹿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
議案第14号　山鹿市さくら湯条例
議案第15号　山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第16号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第17号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第18号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例
議案第20号　山鹿市鹿央多目的研修センター条例の一部を改正する条例
議案第21号　山鹿市鹿本生涯学習・健康センター「ひだまり」条例の一部を改正す

る条例
議案第22号　山鹿市立博物館条例の一部を改正する条例
議案第23号　平成24年度山鹿市一般会計予算
議案第24号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号　平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第27号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第28号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第29号　平成24年度六郷財産区特別会計予算
議案第30号　平成24年度城北財産区特別会計予算
議案第31号　平成24年度稲田財産区特別会計予算
議案第32号　平成24年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第33号　平成24年度山鹿市水道事業会計予算
議案第34号　平成24年度山鹿市病院事業会計予算
議案第35号　平成24年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第36号　財産の譲渡について
議案第37号　財産の譲渡について
議案第38号　財産の譲渡について
議案第39号　財産の譲渡について
議案第40号　財産の譲渡について
議案第41号　財産の譲渡について
議案第42号　財産の取得について
議案第43号　市道路線の認定及び廃止について
議案第44号　公平委員会委員の選任について
報告第１号　専決処分の報告について

○

○議長（横手啓介君）

提案理由の説明を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

議案第１号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、継続費の補正、繰越明許費並びに地方債の補正であります。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に24億8471万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を330億8131万円とするものであります。

５ページをお開きください。

第２表は、継続費の補正であります。（款）教育費の学校規模適正化事業、山鹿・川辺統合小学校につきまして、国の補正予算に係る国庫補助金の追加内示に伴い、年割額を変更するものであります。

続きまして、６ページをお開きください。

第３表、繰越明許費の補正であります。（款）農林水産業費の農業振興施設等整備事業ほか、五つの事業につきまして、年度内の事業完了が見込めないため、地方自治法第213条第１項の規定に基づき、繰越明許費の設定を行うものであります。

続きまして、７ページ、第４表、地方債の補正であります。

地方債の変更につきましては、事業費の決算見込み等に伴い、起債の限度額をそれぞれ変更するものであります。

続きまして、歳出予算の内容ですが、今回の補正は国の平成23年度第３次及び第４次補正予算に係るもの、また事業費の確定及び決算見込みに伴う予算額の調整、基金の積立などでありますので、主な事業についてのみご説明申し上げます。

21ページをお開きください。

３　歳出、（款）総務費、（目）人事管理費の補正額２億5841万7000円は、一般会計における早期退職者11名に係る退職手当及び会計間異動に伴う他会計への退職負担金の減額であります。

24ページをお開きください。下段の（款）農林水産業費、（目）農業振興費の補正額1644万6000円は、国の平成23年度第４次補正予算に基づき、産地競争力の強化を目的に、茶の処理加工施設を整備するものであります。

28ページをお開きください。

（款）教育費、（目）学校建設費の中にあります、学校規模適正化事業（山鹿・川辺統合小学校）の補正額８億1733万3000円、同じく学校規模適正化事業（鹿北地区統合小学校）の補正額13億7779万8000円につきましては、国の第３次補正予算に基づき、平成24年度に予定していた当該事業を繰り上げて実施するものであります。

次の、安全・安心な学校づくり事業の補正額6928万5000円、さらに29ページにあります（目）学校建設費の補正額１億9963万6000円につきましても、国の第３次補正予算に基づき、平成24年度に予定していた耐震改修事業を繰り上げて実施するものであります。対象施設は、来民小学校及び米野岳小学校の屋内運動場、山鹿中学校管理・特別教室棟と鹿北中学校管理棟です。

以上が、歳出予算の概要であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上

げ、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

議案第２号　平成23年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、財源組み替えを行うものです。内容につきまして、ご説明申し上げます。６ページをお願いいたします。

歳入の（款）後期高齢者医療保険料、（目）特別徴収保険料を132万3000円減額し、下段の（款）繰越金、（目）繰越金を132万3000円増額する財源組み替えです。

続きまして、議案第３号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、4491万3000円を追加し、総額を60億9570万1000円とするものです。

内容につきまして、ご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）一般管理費の補正額682万5000円は、平成24年４月施行の介護保険制度の改正に伴うシステム改修に係るものです。その他、決算剰余金の積み立て、財源組み替え等です。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

**○水道局長（宮本　稔君）**

議案第４号　平成23年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、職員の会計間異動に伴う退職手当について、収益的収入及び支出の総額を補正するものであります。

１ページをお開きください。

第２条は、収益的収入及び支出であります。収入、（第１款）水道事業収益の既決予定額から2433万2000円を減額し、総額を４億2489万5000円とするものです。

次に、支出、（第１款）水道事業費、既決予定額から1831万6000円を減額し、総額を４億2193万7000円とするものです。第３条は、職員給与費の既決予定額から

2648万4000円を減額し、総額を5580万円とするものです。

５ページをお開きください。

支出、（款）水道事業費、（目）総係費の補正予定額2648万4000円の減額は、退職予定者の会計間異動に伴う減額であります。次の（目）他会計負担金の816万8000円は、一般会計における退職予定者に係る在職案分に基づく当該会計からの退職負担金であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

荒木病院事務部長。

［市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

**○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）**

議案第５号　平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、補助金の交付決定によるもの及び在職期間案分による退職手当負担金の増加に伴う費用の補正です。以下、議案によりご説明いたします。

１ページをお開き願います。

第１条は、総則です。第２条は、収益的収入及び支出です。このうち収入予定額及び支出予定額を、次のとおり補正するものです。

収入の（第１款）病院事業収益の既決予定額に87万6000円を加え、総額を31億5583万7000円とするものです。

次に、支出です。（第１款）病院事業費用の既決予定額に213万3000円を加え、総額を32億7157万8000円とするものです。

２ページをお開き願います。

第３条は、資本的収入及び支出です。このうち収入予定額を次のとおり補正するものです。

収入の（第１款）資本的収入の既決予定額に1519万4000円を加え、総額を８億8286万1000円とするものです。

以上、総体的事項についてご説明いたしましたが、内容については補正予算実施計画によりご説明いたします。

５ページをお開き願います。

収益的収入及び支出について、ご説明いたします。収入の（款）病院事業収益、（項）医業外収益、（目）国県補助金の補正予定額87万6000円は、平成23年度熊本県救急勤務医支援事業補助金の交付決定によるものであります。次の支出の（款）病院事業費用、（項）医業費用、（目）他会計負担金の補正予定額213万3000円は、

在職期間案分による退職手当負担金であります。

６ページをお開き願います。

資本的収入及び支出について、ご説明いたします。収入の（款）資本的収入、（項）県補助金、（目）県補助金の補正予定額の1519万4000円は、平成23年度地域周産期中核病院等機能強化事業費補助金の交付決定によるものであります。

以上、概略ご説明いたしましたが、よろしくご審議賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

**○議長（横手啓介君）**

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

議案第６号　山鹿市鹿北市民センター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、菊鹿及び鹿央総合支所並びに各総合支所に隣接する公民館、多目的研修センターの改修工事が３月中旬に完了いたしますので、菊鹿市民センター及び鹿央市民センターを設置するため、山鹿市鹿北市民センター条例の一部を改正し、あわせて条文の整備を行うものです。主な改正内容は、題名を、山鹿市鹿北市民センター条例から、山鹿市市民センター条例に改めるとともに、既存の鹿北市民センターを含め、各市民センターの名称及び位置並びに各市民センターを構成する機関を第２条に集約して規定するものです。またあわせまして、その他、所要の規定の整備を行うものです。附則といたしまして、この条例は平成24年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第７号　山鹿市税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。改正内容について、説明させていただきます。

まず、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲する改正です。市たばこ税、現行1000本当たり4618円を5262円に、また旧３級品については、現行1000本当たり2190円を2495円に改めるものです。

次に、市民税の改正の１点目として、平成25年１月１日以後に支払われるべき退職所得に係る市民税の課税について、10％の税額控除の特例を廃止するものです。２点目として、東日本大震災に係る雑損控除について、災害関連支出の対象期間を、災害がやんだ日から１年を３年に延長するものです。３点目として、東日本大震災からの復興財源確保のための特例措置として、平成26年度から平成35年度までの10

年間、市民税均等割の税率、現行3000円を3500円とするものです。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものですが、一部、それぞれの改正規定についての施行日を定めております。

続きまして、議案第８号　山鹿市消防団第16分団拠点施設条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、議案第36号で提案いたしております、山鹿市消防団第16分団拠点施設の譲渡に関連するものであります。本市財産の効率的運用及び当該施設の有効活用を図るため、地元自治会に譲渡するものであり、これに伴い、条例を廃止するものです。附則といたしまして、この条例は、平成24年４月１日から施行するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

議案第９号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、３年を１期とする第５期山鹿市介護保険事業計画に基づき、計画期間における保険料率等を定めるため、条例を改正する必要があり、提案するものです。

第３条は、事業運営期間を平成24年度から平成26年度までに改めるとともに、所得段階ごとの保険料を定めるものです。基準月額で申し上げますと、4428円を5300円に改正するものです。第４条第１項は、条文の整備です。附則、第７条は、第４期と同様に第５期においても保険料負担の軽減の特例措置を規定するものです。附則といたしまして、この条例は、平成24年４月１日から施行し、また附則第２項は、経過措置を規定しております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

議案第10号　山鹿市鹿本ふれあい木香館条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市鹿本ふれあい木香館を地元に譲渡するため、条例を廃止する必要があり、提案するものであります。鹿本ふれあい木香館は、平成11年、国の補助事

業を活用して建設したものであります。まだ処分制限期間内でありますが、譲渡後においても補助目的に沿った利用が見込めることから、国から処分の承認が得られたため、議案第38号　財産の譲渡についてで提案しておりますとおり、地元自治会に譲渡し、引き続き、地元の集会施設として有効活用を図るものであります。附則といたしまして、この条例は平成24年４月１日から施行するものであります。

次に、議案第11号　山鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、分担金を徴収する事件をより明確にするため、条例を改正する必要があり提案するものです。今回の改正は、平成24年度に予定しております、県単独治山事業の実施に伴い、林地の荒廃予防に関する事業を新たに追加する必要があることから、第２条、分担金の徴収範囲の（１）を、林地における荒廃の予防及び荒廃地の復旧に関する事業に改めるものです。

以下、各号についても条文を繰り上げ、記載のとおり改めるものです。

別表第３条関係の区分につきましても、それぞれの条文改正に伴い、改めるとともに、分担金の総額につきましては、パーセント表示から額表示に改めるものです。附則といたしまして、この条例は、平成24年４月１日から施行いたします。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げ、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森兄臣君　登壇］

**○商工観光部長（三森兄臣君）**

議案第12号　山鹿市工場立地法第４条の２第２項の規定に基づく市準則を定める条例について、ご説明申し上げます。

まず、概要ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称、地方主権改革第２次一括法により、工場の立地条件などを規制する工場立地法の改正が行われ、工場等が新設及び増設する際に整備する緑地の面積などの率について、国が定めた準則にかえて市が条例化すれば、緑地面積率などの緩和を行うことができるようになりました。本条例は、同法の改正により示された緑地面積率などの基準に準じて、新たに都市計画法に基づく工業地域等に立地する工場の緑地面積率等を定め、その緩和を図ることで、工場などの新・増設の促進を図ろうとするものです。

本条例の内容を条文に即してご説明申し上げます。第１条では、先ほど申し上げました工場立地法第４条第２項の規定に基づき公表された緑地面積率等を、市で条例化する旨を記述したものです。第２条では、用語の意義を工場立地法に則するこ

と。また、第３条では、その区域ごとの基準を示しております。第４条では、工場の敷地が複数の地域にまたがる場合、例えば指定地域外と工業地域にまたがった工場の立地を想定し、敷地割合が高い区域の基準を適用する旨を規定しております。附則では、第１項において、施行日を平成24年４月１日から、また、第２項で、工場立地法施行前の昭和49年６月28日以前に設置されていた工場についての緩和措置を規定しております。

続きまして、議案第13号　山鹿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

まず、概要につきましては、企業の立地促進を図る観点から、企業立地促進法に基づく特例措置としての緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区分ごとの基準が改正され、同意企業立地重点促進地域に立地する工場の緑地面積率等の緩和が行われております。本条例は、この新たな基準に準じての県の産業集積形成基本計画で指定された重点促進区域の緑地面積率等の緩和を図るとともに、新たに県計画で重点促進区域に指定された地域を対象地区に追加し、工場等の新・増設の促進を図ろうとするものです。条文につきましては、第３条で区域ごとの率の変更及び甲種区域の範囲に山鹿市鹿本町梶屋地区を追加する旨を規定しており、また附則中の緩和措置についても換算率の計算数値を改正後の緑地面積率に準じて改正しております。附則において、施行日を平成24年４月１日と規定しております。

続きまして、議案第14号　山鹿市さくら湯条例について、ご説明申し上げます。

その目的、理由といたしまして、温泉を利用して、住民の健康・福祉を増進し、並びに住民に憩い及び交流の場を提供するとともに、市の観光及び産業の振興に寄与し、並びに地域活性化を図るため、本市に、山鹿市さくら湯を設置するものです。なお、本年11月中に供用開始する予定ですので、山鹿市さくら湯の設置及び管理に関する事項について、条例を制定する必要があり、今回提案するものです。

１ページをお願いいたします。

条文に即してご説明いたします。第２条は、施設の位置を、山鹿市山鹿１番地１とするものです。第４条において、休館日を毎月第３水曜日、第５条におきまして、開館時間を午前６時から午後12時と定めております。第６条から２ページの第８条にかけては、入湯料に関する規定です。

区分と金額につきましては、別表に記載しております。３ページをお願いいたします。区分としまして、大人を中学生以上、子どもを３歳以上小学生以下としております。大人料金としましては、１枚券が300円で、障害者の方は150円、また回数券として２種類を予定しておりまして、12枚つづりが3000円、30枚つづりが6000円

としております。なお、回数券の１枚当たりの金額は、12枚つづりの場合が250円、30枚つづりの場合が200円となります。子ども料金につきましては、おおむね大人料金の半額としております。障害者の定義としましては、備考に記載のとおりです。

２ページに戻っていただきまして、次に、第10条から第12条におきましては、指定管理について定めております。第10条に、指定管理者による管理、第11条に、指定管理者の業務を定め、第12条におきまして、利用料金について定めております。また、第13条におきまして、損害賠償の義務、第14条におきまして、規則への委任を定めております。なお、附則といたしまして、施行期日を、第１項において、この条例は規則で定める日から施行するものとし、第２項、準備行為におきまして、第10条第１項の規定による指定及びこれに関し必要な手続き、その他の行為は、条例の施行前においても山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の定めるところにより行うことができることとしております。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

**○環境部長（古荘秀幸君）**

議案第15号　山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、下水道事業計画の変更に伴い、条例を改正する必要があるため提案するものであります。改正の内容は、全体計画の排水区域面積993ヘクタールに４ヘクタールを追加し、997ヘクタールとするものです。これは、現在の排水区域に接した既存家屋があり、下水道事業での処理が妥当と判断した区域を追加するものであります。また、現在の人口動態を勘案し、全体排水人口を３万1600人から２万8100人に改めるものであります。なお、附則といたしまして、この条例は、平成24年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第16号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、排水設備工事責任技術者の県下一括登録制度の導入に伴い、本市における責任技術者の登録の事務を廃止するため、条例を改正する必要があり、提案するものです。現在、下水道の接続工事を行えるのは市長の指定を受けた者、いわゆる指定工事店のみと限定しております。また、指定工事店の条件として、専属の責任技術者の市への登録を義務づけております。今回の改正で、市単独の責任技術者の

登録事務を廃止することで、当市及び指定工事店の事務の軽減を図り、より一層、適正な下水道整備及び公共衛生の向上を目的とするものであります。なお、県下一括登録制度については、熊本県下水道協会に加盟する全29市町村が導入する予定であります。附則といたしまして、この条例は平成24年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第17号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市下水道条例の改正に伴い、あわせて条文の整備をするため、条例を改正する必要があり、提案するものであります。今回の改正は、本条例のうち山鹿市下水道条例の規定を準用する指定工事店及び除外施設等に関する規定を、山鹿市下水道条例の改正に伴い、改正するものであります。なお、附則といたしまして、この条例は、平成24年４月１日から施行するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

**○教育部長（倉原謙治君）**

議案第18号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市立学校規模適正化基本計画に基づいて取り組んでおります学校再編整備事業で、鹿北地区の岳間小学校、岩野小学校、広見小学校の３校を統合して新たな小学校を設置するために条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、学校の名称及び位置を示します別表中より、岳間小学校、岩野小学校及び広見小学校を削り、新たに山鹿市立鹿北小学校を、山鹿市鹿北町四丁1469番地１に設置するものです。附則としまして、この条例は、平成25年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第19号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、昨年８月に公布されました、地域主権改革第２次一括法において、社会教育法が改正されたことに伴い、関連する条文を改正するものです。

なお、議案第21号、22号におきましても同様に地域主権改革第２次一括法により、個別法令の改正によるものであります。改正法では、公民館運営審議会の委員の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して、条例で定めるものとされています。あわせて、条文の整備が必要な部分につきまして、所要の規定の整備を行う

とともに、公民館施設の増設に伴いまして、新たに料金の設定をいたしております。第７条に、委員の委嘱の基準と再任の規定を定め、別表第２第６号の料金表に、鹿央市民センターに設置します生涯学習室や文化ホールの施設使用料及び冷暖房使用料を追加するものです。なお、附則第１項では、施行期日を平成24年４月１日からとし、第２項では、改正前に委嘱された委員の在任期間についての経過措置を定めているものです。

次に、議案第20号　山鹿市鹿央多目的研修センター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、鹿央市民センターに立地しています多目的研修センターについて、現在、半日単位となっております使用料金を、他の類似施設の料金体系にあわせて改正し、利便性の向上を図るものです。なお、附則第１項では、施行期日を平成24年４月１日からとし、第２項では、改正前の使用料についての経過措置を定めているものです。

続きまして、議案第21号　山鹿市鹿本生涯学習・健康センター「ひだまり」条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本条例につきましても、さきほどの公民館条例の改正と同じく、図書館法の改正を受けて、図書館協議会の委員の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるものです。第21条では、委員の委嘱の基準を定めるとともに、任期を２年に改め、あわせて条文の整備を行うものです。附則といたしまして、この条例は平成24年４月１日から施行するものです。

次に、議案第22号　山鹿市立博物館条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。本案につきましても、博物館法の一部改正により、博物館協議会委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して、条例で定めることとされたため、関係規定を整備する必要があり、提案するものです。また、これにあわせまして、博物館法並びに本市の他施設設置条例等の条文規定との整合性を図るため、第３条から第８条にかけまして、条文の整備を行うものです。なお、附則第１項では、施行期日を平成24年４月１日からとし、第２項では、改正前に委嘱された委員の残任期間についての経過措置を定めているものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時05分　休憩

○

午前11時17分　開議

○議長（横手啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

議案第23号　平成24年度山鹿市一般会計予算であります。予算の概要をご説明申し上げます前に、平成24年度の経済見通し及び地方財政計画の概要、そしてそれを受けての本市の予算編成方針について、ご説明いたします。

東日本大震災により、深刻な打撃を受けた我が国の経済活動は、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じ、景気は持ち直しに転じましたが、夏以降の急速な円高、欧州債務危機に起因する世界経済の減速が先行きのリスク要因となっております。このような状況のもと、平成24年度の地方財政におきましては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復することが見込まれる一方で、社会保障費関係費の自然増などにより、経費全般について、徹底した節減合理化に努めても、なお大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。一方、地方財政への対応としましては、通常収支分と、東日本大震災分を区分して整理することとし、地域経済の基盤強化などに対応する財源を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を、平成23年度と実質的に同水準となるよう確保されたところであります。これらを踏まえ、本市の平成24年度予算編成に当たりましては、四つの重点分野を政策の柱として、本市が抱える政策課題の解決と確実な事業実施、加えて財政規律の観点から、将来世代に負担を先送りしない、効率的な行財政運営を目指すことを基本として編成をいたしております。このような考え方のもと編成いたしました、平成24年度の一般会計の予算規模は259億5000万円、前年度比13.4％の減、40億700万円の減額であります。

それでは、議案第23号　平成24年度山鹿市一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を259億5000万円と定めるものです。第２条及び第３条は、債務負担行為並びに地方債について定めるものであります。また、第４条、第５条は、一時借入金並びに歳出予算の流用について定めるものです。

11ページをお開きください。

第２表、債務負担行為であります。１の地域情報通信基盤格差是正事業（光ブロードバンド基盤整備事業）ほか、25の事項につきまして、記載のとおり定めております。

15ページをお開きください。

第３表、地方債であります。地方債制度に基づく臨時財政対策債ほか、15事業に係るものを掲載いたしております。総額28億4300万円であります。

続きまして、歳入予算について申し上げます。23ページをお開きください。市税については、一部企業の業務改善や、年少扶養控除の廃止等の影響により、市民税で約１億7700万円の増収を見込んでおります。

38ページをお開きください。

地方交付税につきましては、地域主権改革に沿った財源の充実として、地財計画上は総額の確保が図られているものの、震災復興に係る特別交付税の減少が見込まれるため、４億円の減額となっております。

続きまして、歳出予算の内容について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、経常的な事務事業に関しましては、説明を割愛させていただき、主要施策並びに政策的経費の主なものについて、ご説明申し上げます。

74ページをお開きください。

（目）情報化推進費の中の地域情報通信基盤格差是正事業は、光ファイバーによる情報通信網を市内全域に整備することで、情報格差を是正し、あわせて防災対策の強化、地域経済の活性化等を図るものであります。

76ページをお開きください。

（目）地域振興費の中にあります、「里山暮らし」いきいきモデル事業は、過疎化が進む鹿北地域をモデルとして、そこに暮らす人や自然、伝統、文化、農林産物等の地域資源を生かしながら、住民が主体となった特色ある取り組みを支援し、里山の再生を目指すものであります。

89ページをお開きください。

（款）民生費、（目）児童福祉総務費の下段にあります、保育環境充実支援事業１億6858万6000円は、私立保育所施設の環境改善を支援し、良好な子育て環境の整備を図るものです。

94ページをお開きください。

（款）衛生費、（目）健康づくり推進費の中の、健康館「ゆ～かむ」につきましては、平成26年度の民営化に向けて、施設の鑑定評価など、譲渡要件の整理に係る経費を含めております。

97ページをお開きください。

（目）清掃総務費の中にあります、新たな循環型社会構築事業は、市民、事業者、行政の協働によるごみの減量化を推進し、平成25年度から実施予定の市内全域におけるごみの細分別化に係る準備経費を計上しております。次の、一般廃棄物処理施

設候補地選定業務は、新たなごみ処理施設の整備に向けて、平成24年度から当該候補地の選定に取り組むものであります。

99ページをお開きください。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中では、集落営農組織や認定農業者などの育成強化策を初め、新たな作物や商品開発への支援など、後継者の維持確保を目的とした、農業担い手の支援に努めます。また、本市の特産物であるクリ、タケノコ、ワイン用ブドウや主要作物である野菜、果樹などの園芸作物等の安定生産と、高付加価値を図る農産物生産振興事業の拡充を図っております。また、次のページにおきましては、農林産物のみならず、本市が誇る加工品、工芸品に観光資源を加え、大量消費地である福岡、熊本への販売ルートの確保と、新たな販路開拓を推進する農産物販売促進事業、そして自然豊かな地勢や高齢農業者等の人的資源を生かした特産物の開発、６次産業化、さらには次世代を担う子どもたちなど、市民との交流を通じ、地域の再生を図る元気いきいき地域再生支援事業、これら４つの施策を基本として、農林業の活性化に努めてまいります。

101ページをお開きください。

（目）農業振興施設費の中の生ごみ堆肥化施設整備事業は、家庭等から排出される生ごみを堆肥化する施設１基を整備し、環境保全型農業の推進、資源循環型社会の形成を図るものであります。

103ページをお開きください。

（目）林業振興費の下段にあります有害鳥獣対策事業につきましては、イノシシ被害の防止策として、最も効果的な防護柵の設置に対する支援を拡充しております。

106ページをお開きください。

（款）商工費、（目）商工振興費の上段にあります、企業誘致対策事業は、平成23年度に策定した山鹿市工業振興ビジョンに基づき、新たな産業団地の取得に係る経費を計上し、誘致する業種の絞り込みや自然志向型企業へのあっせん、あわせて既存企業への活動支援など、より戦略的な企業誘致に努めるものであります。

108ページをお開きください。

（目）観光費の中の観光資源開拓事業におきましては、全線開業した九州新幹線と、さくら湯のオープンを契機に、本市が有する豊かな自然と歴史・文化に親しむ、山鹿ツーデーマーチを開催いたします。

109ページをお開きください。

さくら湯再生事業３億2583万円は、本年秋のオープンを目指し、昨年度に引き続き整備を進めます。オープニングイベントの開催など、積極的なＰＲ活動を展開し、観光まちづくりの拠点として、将来を見据え、その礎を築いてまいります。

続きまして、111ページをお開きください。

（款）土木費、（目）道路橋梁維持費の中の道路維持費、次のページにあります（目）道路橋梁新設改良費の中の、地方道路整備事業及び過疎対策道路整備事業におきましては、市民生活の基礎的社会基盤として、安全性と利便性を兼ね備えた道づくり、交通の円滑化を図る道づくり、人が安心して通行できる道づくりを基本に、整備に取り組んでまいります。

114ページをお開きください。

（目）都市計画総務費の中の安全で安心な住まいづくり事業は、昨年度から実施している住宅リフォーム、木造住宅耐震診断のほか、診断に基づく耐震改修を助成対象に加え、緊急輸送道路沿道の耐震化を含め、市民が安心して暮らせる住環境の整備を図るものであります。

118ページをお開きください。

（款）消防費、（目）消防施設費の中の防災行政無線施設整備事業４億187万2000円は、平成23年度から整備を進めております当該事業において、本年度は菊鹿・鹿央地区への屋外子局の設置、あわせて既存施設を含めた一元管理を行う親局の設備更新を実施するものであります。

119ページをお開きください。

（款）教育費、（目）教育委員会費の中の教育指導事業は、第２次山鹿市教育基本計画を踏まえ、県教育事務所と連携した夢プロジェクトの取り組みである、学び合いを通じた日常の授業改革、新たな教育課題に柔軟に対応できる学校づくりを推進し、時代に即した教育指導を展開するものであります。

122ページをお開きください。

（目）学校建設費の中にあります学校規模適正化事業（山鹿・川辺統合小学校）につきましては、平成25年４月の開校に向けて、平成23年度から継続費を設定し進めております本体工事を、引き続き実施してまいります。

127ページをお開きください。

（目）文化財保護費の下段にあります、方保田東原遺跡保存整備活用事業は、国の指定史跡である当該遺跡地内における農用地の公有化を目指すものであります。本年度は、約1.1ヘクタールを予定しております。

以上、歳出予算につきまして、概略ご説明申し上げましたが、事業の詳細及び財源等につきましては、別冊で作成いたしております予算に関する説明書、また性質別経費の内訳、基金、地方債の状況など、予算に関する資料につきましては、当初予算のあらましを作成いたしておりますので、あわせてご参照願います。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

山口市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　山口敦子君　登壇］

○市民福祉部次長（山口敦子君）

議案第24号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を77億2099万円と定めるものであります。第２条及び第３条は、一時借入金並びに歳出予算の流用について定めるものです。

12ページをお願いいたします。

歳入の国民健康保険税につきましては、一般被保険者分及び退職被保険者分を合わせまして、14億128万2000円を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。

下段の（款）繰入金、（目）財政調整基金繰入金につきましては、通常収支の不足額として、３億円を繰り入れることといたしております。

次に、歳出予算について申し上げます。21ページをお願いいたします。（款）保険給付費、（項）療養諸費ですが、主に退職被保険者及び医療費の増に伴い、44億2033万1000円を計上いたしております。

23ページをお願いいたします。

下段の（目）出産育児一時金5042万6000円は、120人分を計上いたしております。

27ページをお願いいたします。

（款）保健事業費、（目）特定健康診査等事業費7146万6000円につきましては、40歳から74歳までの被保険者を対象として、生活習慣病の予防、ひいては将来の医療費抑制に向けて健診及び保健指導を行うための経費であります。

続きまして、議案第25号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を、６億6362万8000円と定めるものであります。

８ページをお願いいたします。

歳入の保険料について、ご説明いたします。平成24年度から保険料の改定により、均等割額４万7000円が４万7900円に、所得割率9.03％が9.26％にそれぞれ改定されております。このことを踏まえ、（款）後期高齢者医療保険料につきましては４億2441万3000円を計上いたしております。

次に、歳出予算について申し上げます。12ページをお願いいたします。

（款）後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者保険料と、基盤安定分担金を合わせまして、６億5030万9000円を計上いたしております。次の、（款）保健事業費、（目）健康診査費351万7000円は、後期高齢者の生活習慣病予防及び医療費抑制を目的とした健診に要する経費であります。

以上、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

**○環境部長（古荘秀幸君）**

議案第26号　平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を12億984万8000円と定めるものです。第２条から第５条につきましては、債務負担行為、地方債、一時借入金、そして歳出予算の流用について定めるものです。

４ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給について、記載のとおり定めるものです。第３表、地方債です。農業集落排水事業について、限度額を１億3850万円と定めるものです。

次に、歳入予算の主なものについてご説明いたします。

８ページをお願いいたします。

（款）使用料及び手数料、（目）農業集落排水施設使用料につきましては、接続世帯の増加を見込み、１億7248万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

13ページをお願いいたします。

（目）施設建設費２億7664万円は、菊鹿東部Ⅱ期地区及び米田東部地区の管路工事等に係る建設事業費です。菊鹿東部Ⅱ期地区におきましては、平成19年度に事業を開始し、平成24年度をもちまして整備完了の見込みであります。米田東部地区におきましては、平成25年度の処理場建設に向けて実施設計委託料を計上いたしております。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

議案第27号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を59億6127万1000円と定めるものです。第２条から第４条につきましては、債務負担行為、一時借入金並びに歳出予算の流用について定めるものです。

歳入歳出予算の内容について、ご説明申し上げます。

８ページをお願いします。

歳入でありますが、（款）保険料については、先ほど議案第９号においてご説明申し上げましたが、保険料の改定に伴う増収分を見込み、９億3245万7000円を計上いたしております。

15ページをお願いします。

歳出ですが、（款）保険給付費、（目）介護サービス給付費につきましては、給付対象者の増加等に伴い、47億4304万2000円を計上いたしております。

17ページをお願いします。

（款）地域支援事業費、（目）介護予防特定高齢者施策事業費5113万2000円は、特定高齢者把握事業、通所型介護予防事業など、介護予防対策に係るものです。

18ページをお願いします。（目）包括的支援事業費6743万6000円は、地域包括支援センターを拠点として行う、高齢者の総合相談や権利擁護業務などに係る経費であります。次に、（目）任意事業費2310万8000円は、介護給付費の適正化、成年後見制度の利用支援、家族介護支援のほか、地域支え合い活動の体制づくり支援、認知症対策の総合推進事業に要する経費であります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

○水道局長（宮本　稔君）

議案第28号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を２億4313万3000円と定めるものです。第２条は、地方債について定めるものであります。第３条及び第４条は、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものです。

４ページをお開きください。

第２表、地方債であります。簡易水道事業について、限度額を9360万円と定めるものです。

続きまして、歳入予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

９ページをお開きください。

上段の（目）簡易水道事業費負担金31万5000円は、簡易水道加入に伴う負担金であります。次の、（目）簡易水道使用料の4436万9000円であります。

続きまして、歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

（目）総務管理費1595万円は、検針及び管路の維持管理に係る経費であります。（目）施設管理費2264万9000円は、岩野岳間地区簡易水道及び東部簡易水道施設の維持管理に係るものです。（目）施設建設費１億1503万7000円は、東部簡易水道及び岳間簡易水道の施設整備に係るものであります。

以上で、予算の概要につきましての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

冨田農林部次長。

［農林部次長　冨田弘海君　登壇］

**○農林部次長（冨田弘海君）**

議案第29号から議案第32号まで、財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

議案第29号　平成24年度六郷財産区特別会計予算について、説明いたします。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を73万6000円と定めるものです。

７ページをお願いいたします。

（目）財産管理費60万2000円は、間伐、下刈りや作業道の維持管理に要する経費です。

次に、議案第30号　平成24年度城北財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を1856万2000円と定めるものです。内容につきましては、議案第29号　六郷財産区と同様です。

次に、議案第31号　平成24年度稲田財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を53万7000円と定めるものです。内容につきましては、議案第29号　六郷財産区と同様です。

最後に、議案第32号　平成24年度稲田六郷財産区特別会計予算について、ご説明いたします。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を98万7000円と定めるものです。内容につきましては、これも議案第29号　六郷財産区と同様です。

総括といたしまして、歳入歳出事項別明細書を掲載しておりますので、ご参照の上、ご審議いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

**○水道局長（宮本　稔君）**

議案第33号　平成24年度山鹿市水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお開きください。

第１条は、総則です。第２条は、業務の予定量であります。給水戸数１万1660戸、年間総配水量319万2000立方メートル、１日平均配水量8745立方メートルと見込んでおります。主な建設改良事業は、配水管整備事業に３億8760万円、方保田水源地・配水池整備事業に１億9570万円を予定しております。第３条は、収益的収入及び支出の予定額であります。

収入、（第１款）水道事業収益を４億2030万6000円と見込んでおります。内訳は、主に料金収入及び他会計負担金等の営業収益４億1996万7000円であります。

次に、支出ですが、（第１款）水道事業費は４億1292万8000円を予定しております。内訳は、営業費用３億5408万7000円、企業債利息等の営業外費用5484万円であります。

２ページをお開きください。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額であります。（第１款）資本的収入を４億5874万9000円と見込んでおります。内訳は、建設改良事業に係る企業債及び一般会計補助金であります。

次に、支出ですが、（第１款）資本的支出は、６億8758万7000円を予定しております。内訳は、配水管整備及び方保田水源地・配水池整備に係る建設改良費６億4126万6000円であります。第５条から第８条につきましては、企業債、予定支出各項の経費の金額の流用、そして議会の議決を経なければ流用できない経費、棚卸資

産購入限度額について定めるものであります。

以上、予算の概要について説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

荒木市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

**○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）**

議案第34号　平成24年度山鹿市病院事業会計予算について、ご説明いたします。

１ページをお開き願います。

第１条は、総則です。第２条は、業務の予定量です。年間延べ入院患者数は、入院６万590人、外来６万9825人を見込んでおります。１日平均患者数は、入院166人、内訳として、一般病床153人、緩和ケア病床13人、外来については285人を見込んでおります。主な建設改良事業は、医療機器整備事業に２億3500万円、災害医療用資機材等整備事業に1100万円を予定しております。

２ページをお願いいたします。

第３条は、収益的収入及び支出です。まず、収入です。（第１款）病院事業収益は、33億4504万円を見込んでおります。内訳は、医業収益32億31万円、医業外収益１億4423万円、特別利益50万円です。

次に、支出です。（第１款）病院事業費用は、33億4411万5000円を予定しております。内訳は、医業費用31億924万7000円、医業外費用２億3286万8000円、特別損失200万円です。

３ページをお願いいたします。

第４条は、資本的収入及び支出です。まず、収入です。（第１款）資本的収入３億3233万円を見込んでおります。内訳は、医療機器整備事業の建設改良事業に係る企業債２億3230万円、企業債の元金償還に係る他会計負担金9190万5000円、他会計繰入金262万5000円、県補助金550万円です。

次に、支出です。（第１款）資本的支出４億7042万3000円を見込んでおります。内訳は、医療機器整備事業及び災害医療用資機材等整備事業の建設改良費２億4600万円、企業債の元金償還に係る企業債償還金１億5888万9000円、退職給与金に係る繰延資産6553万4000円です。

４ページをお願いいたします。

第５条は、債務負担行為です。債務負担行為とすることができる事項は、電気設備保安管理業務ほかの記載の事項とし、期間及び限度額を定めるものです。第６条は、企業債です。起債の目的は、医療機器整備事業であり限度額の合計を２億3230

万円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

５ページをお願いいたします。

第７条は、借入限度額を３億円と定めるものです。第８条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるもので、医業費用及び医業外費用の予定支出に不足が生じたときの相互間流用とするものです。第９条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるもので、職員給与費18億1648万3000円、交際費を50万円とするものです。第10条は、棚卸資産の購入限度額について定めるもので、６億3988万4000円とするものです。

以上、概略ご説明いたしましたが、予算の説明書として、10ページ以降に実施計画、資金計画、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定損益計算書、予定貸借対照表を掲載いたしております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

**○環境部長（古荘秀幸君）**

議案第35号　平成24年度山鹿市下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、総則です。第２条は、業務の予定量です。排水件数１万213件、年間総排水量752万3860立方メートルで、１日平均排水量を２万613立方メートルと見込んでおります。主な建設改良事業は、山鹿処理区、鹿本処理区の管渠及び下水処理場整備事業に５億1863万7000円を予定いたしております。第３条は、収益的収入及び支出の予定額です。

まず、収入よりご説明いたします。（第１款）下水道事業収益は８億5846万1000円を見込んでおります。内訳は、営業収益６億6616万1000円、営業外収益１億9179万9000円などであります。

次に、支出ですが、（第１款）下水道事業費用は８億3483万4000円を予定いたしております。内訳は、営業費用６億4403万2000円、企業債利息等の営業外費用１億8780万1000円などであります。

２ページをお願いいたします。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額です。

まず、収入よりご説明いたします。（第１款）資本的収入４億9897万4000円を見込んでおります。内訳は、管渠及び処理場建設に係る企業債及び補助金等でありま

す。

次に、支出ですが、（第１款）資本的支出は８億9134万9000円を予定いたしております。面整備に伴う管渠工事及び処理場整備に係る建設改良費５億1863万7000円を計上しております。第５条から第８条は、債務負担行為、企業債、一時借入金及び議会の議決を要する流用について定めるものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時から再開いたします。

午前11時58分　休憩

○

午後１時00分　開議

**○議長（横手啓介君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

議案第36号から議案第41号は、財産の譲渡についてでありますが、当該議案につきましては、公共施設再編整備計画に基づき、施設の方向性を売却、譲渡と定めているものであります。利用形態から見まして、受益者が限定されるため、地元自治会等を契約の相手方とするものであります。

それでは、議案第36号について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市消防団第16分団拠点施設について、地元自治会に譲渡し、引き続き消防団詰所及び消防小型動力ポンプ積載車格納庫として、効率的活用を図るものであり、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものです。譲渡する財産の種類は建物、所在は鹿本町梶屋字下前田183番地２、構造は鉄骨造平家建、床面積116.14平方メートルであります。譲渡価格につきましてはゼロ円、契約の相手方は山鹿市鹿本町梶屋183番地２、鹿本町下梶屋区自治会、会長、冨田吉丸氏です。

続きまして、議案第37号について、ご説明申し上げます。

本案は、市有財産の土地について、有効活用を図るため、譲渡するに当たり、地方自治法第96条第１項第６号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。譲渡する財産の種類は土地、所在及び地番は山鹿市鹿北町芋生字東細永4196番11、地目は宅地、地積は204.07平方メートルであります。譲渡価格は19万8968円、契約相手方は山鹿市鹿北町芋生3927番地１、細永区自治会、会長、宇田昌生氏でありま

す。以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（横手啓介君）**

潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

議案第38号から議案第41号までの財産の譲渡について、ご説明申し上げます。

まず、議案第38号です。議案第10号でご説明申し上げましたとおり、山鹿市鹿本ふれあい木香館を地元自治会に無償譲渡し、地元の集会施設として有効活用を図るものです。譲渡する財産の種類は建物、構造は木造平家建、床面積は171.41平方メートルです。なお、契約の相手方は鹿本町六区自治会、会長、都田強二氏です。

次に、議案第39号です。上久野農機具保管施設の用に供している土地及び建物を地元自治会に無償譲渡し、地元自治会の備品倉庫及び駐車場として有効活用を図るものです。譲渡する財産の土地につきましては、地目は宅地、地積は503.33平方メートルです。建物については、構造は鉄骨造平家建、床面積は48.0平方メートルです。なお、契約の相手方は上久野区、区長、西村孝士氏です。

続きまして、議案第40号です。上久野共同作業所の用に供している鉄骨ビニールハウス等について、これを地元の野菜組合に無償譲渡し、引き続き、農業用施設として有効活用を図るものです。譲渡する財産の建物については、鉄骨ビニールハウス５棟です。物品については、ハウス加温機６基及びハウス自動開閉装置21基です。なお、契約の相手方は、上久野野菜組合、組合長、西村隆善氏です。

最後に、議案第41号です。上久野共同作業所の用に供している鉄骨ビニールハウスについて、これを地元の野菜組合に無償譲渡し、引き続き農業用施設として有効活用を図るものです。譲渡する財産は建物、鉄骨ビニールハウスの５棟です。なお、契約の相手方は上久野第２野菜組合、組合長、西村義人氏です。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

**○教育部長（倉原謙治君）**

議案第42号　財産の取得について、ご説明申し上げます。

本案は、平成24年度からの中学校新学習指導要領の改訂に伴う完全実施及び教科書の新規採択に伴って必要となります、中学校の教師用教科書等の取得につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規

定により、議会の議決を求めるため、提案するものです。取得する財産は、市内各中学校の教師用の教科書、指導書及び教材一式です。なお、財産の内訳は、教師用教科書341冊、指導書494冊、教材683組となっております。契約の方法は随意契約で、取得金額は2695万1727円です。契約の相手方は山鹿市山鹿1845番地、山鹿市教科用図書納入組合、組合長、原啓二氏です。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

緒方建設部長。

［建設部長　緒方淳一君　登壇］

**○建設部長（緒方淳一君）**

議案第43号　市道路線の認定及び廃止について、説明いたします。

本案は、市道路線の認定及び廃止を行うため、道路法第８条第２項及び第10条第３項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があり提案するものです。今回、市道の認定及び廃止を求めるに至った経緯につきまして、説明いたします。現在の市道は、１市４町の合併により、旧市町ごとに管理していた路線を一括して管理しております。総延長は1017キロにも及んでおります。あわせて旧市町ごとに管理していた道路台帳及び道路網を引き継ぎ統合しているため、路線認定基準や路線の形状などが異なっており、現状の交通形態に即していない部分が多く、市民にとって非常にわかりにくいものとなっております。また、事務事業を進める上でも支障を来していますので、合併後から道路台帳の調整を進めてまいりましたが、今年度調整が完了いたしました。

以下、議案により説明いたします。

認定をしようとする路線は、２ページから31ページに掲載しております。道路法及び熊本県の指導に基づき、新たな基準を設け、道路種別、路線名、路線番号及び起点終点の位置などの見直しを行った結果、1740路線となりました。なお、廃止をしようとする路線につきましては、1609路線で、32ページから63ページに記載しております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

池田副市長。

［副市長　池田永実君　登壇］

**○副市長（池田永実君）**

議案第44号　公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、現委員、那須篤子氏が本年３月31日をもちまして任期満了となりますの

で、再度、同氏を本市公平委員会委員に選任するため、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

緒方建設部長。

［建設部長　緒方淳一君　登壇］

**○建設部長（緒方淳一君）**

報告第１号　専決処分の報告について、説明いたします。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車での事故による損害賠償に係る決定及び和解について、専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づきご報告申し上げます。

２ページをお願いします。

事故発生日時は、平成23年10月14日、午前８時55分ごろです。相手方の住所、氏名は記載のとおりです。事故の概要は、市道宗方６号線と市道宗方21号線との交差点において、当該交差点を黄色の点滅信号で直進していた公用車とその右側から赤色の点滅信号を無視して進入してきた相手方車両とが衝突し、双方の車両が損傷したものです。損害賠償の額は、山鹿市が２万4000円、相手方が13万1200円です。和解事項としまして、双方ともそれぞれ損害を賠償し、本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

**散　会**

**○議長（横手啓介君）**

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後１時13分　散会

～～～

３月５日(月曜日)

# 平成24年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

## 議　事　日　程（第２号）

平成24年３月５日（月曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．藤本　峰秀

一般質問

（１）財政状況について

２．福本　義文

一般質問

（１）イノシシ被害防止対策について

（２）城村城国指定に向けてのその後について

３．高野　誠二

質疑

（１）議案第23号　平成24年度山鹿市一般会計予算

①Ｐ74　（目）情報化推進費　地域情報通信基盤格差是正事業

一般質問

（１）各種審議会等における意見の取り扱いについて

①建設予定の市民ホール

②鹿央統合小学校

４．立山　隆

一般質問

（１）有害鳥獣捕獲対策について

５．藤原　豊

一般質問

（１）学校の統廃合に伴う地域の活力低下について

○

**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

○

**出席議員（30名）**

１番　　永　田　　健　君

| | | |
|---|---|---|
| 2番 | 稲葉　昇 | 君 |
| 3番 | 藤本芳雄 | 君 |
| 4番 | 福本義文 | 君 |
| 5番 | 冨丸洋一郎 | 君 |
| 6番 | 藤本峰秀 | 君 |
| 7番 | 北原昭三 | 君 |
| 8番 | 芹川正美 | 君 |
| 9番 | 藤原　豊 | 君 |
| 10番 | 立山秀木 | 君 |
| 11番 | 立山　隆 | 君 |
| 12番 | 原　徹 | 君 |
| 13番 | 平井邦廣 | 君 |
| 14番 | 吉本政幸 | 君 |
| 15番 | 池田誠一 | 君 |
| 16番 | 堀　茂幸 | 君 |
| 17番 | 永田紘二 | 君 |
| 18番 | 森川昭彦 | 君 |
| 19番 | 川野　功 | 君 |
| 20番 | 古荘克郎 | 君 |
| 21番 | 森　芳顕 | 君 |
| 22番 | 家入憲隆 | 君 |
| 23番 | 横手啓介 | 君 |
| 24番 | 高野誠二 | 君 |
| 25番 | 藤原　弘 | 君 |
| 26番 | 森　久雄 | 君 |
| 27番 | 太田黒鐵郎 | 君 |
| 28番 | 丸山寛治 | 君 |
| 29番 | 寺崎勇児 | 君 |
| 30番 | 丸山康昭 | 君 |

○

説明のため出席した者

| | | |
|---|---|---|
| 市長 | 中嶋憲正 | 君 |
| 副市長 | 池田永実 | 君 |
| 教育長 | 杉本作徳 | 君 |

| | |
|---|---|
| 総務部長 | 本多隆文君 |
| 市民福祉部長 | 富田辰郎君 |
| 農林部長 | 潮﨑昭二君 |
| 商工観光部長 | 三森兄臣君 |
| 建設部長 | 緒方淳一君 |
| 環境部長 | 古荘秀幸君 |
| 市民医療センター事務部長 | 荒木　隆君 |
| 教育部長 | 倉原謙治君 |
| 首席審議員兼会計管理者 | 富安　豪君 |
| 市民福祉部次長 | 有働　博君 |
| 市民福祉部次長 | 山口敦子君 |
| 農林部次長 | 冨田弘海君 |
| 環境部次長 | 中川秀人君 |
| 水道局長 | 宮本　稔君 |
| 情報企画課長 | 松本賢治君 |
| 財政課長 | 木下　実君 |
| 子育て支援課長 | 坂梨真樹君 |
| 農林振興課長 | 金光一誠君 |
| 商工課長 | 大森健司君 |
| 観光課長 | 早田順二君 |
| 建設課長 | 宮崎錦也君 |
| 学校施設課長 | 白田俊輔君 |

○

事務局職員出席者

| | |
|---|---|
| 議会事務局長 | 幸村英星君 |
| 局長補佐兼議会総務係長 | 渡邊義明君 |
| 議事係長 | 中村武志君 |
| 書記 | 森　英州君 |

○

午前10時00分　開議

○

**○議長（横手啓介君）**

これより本日の会議を開きます。

○

**日程第１　質疑・一般質問**

**○議長（横手啓介君）**

日程第１　質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。藤本峰秀議員。

［６番　藤本峰秀君　登壇］

**○６番（藤本峰秀君）**

６番議員、みらい山鹿、藤本峰秀です。財政につきましては、これまでにそれぞれの議員が高度な内容の質問をされておりますが、私は市民の不安、市民の声を市民の目線から見た立場で質問いたしたいと思います。

私なりにこの一年を思い起こしますと、世界にもまれな速さで進む高齢化への対応に追われる中で、国内的には東日本大震災・原発事故という未曾有の複合型災害に襲われ、外からは世界的な信用不安が引き起こした経済危機に遭い、閉塞感に満ちた一年ではなかったかと思います。改めて私たちの日々の生活において生活の安心の確保がいかに大切であるか、思い知らされたところです。とは言いましても、私たちが暮らすこの山鹿も、国勢調査に基づく人口推計を見ますと、平成35年には人口が５万人を割り込み、高齢化率は40％を上回るような見込みです。このことは年金・医療・介護といった社会保障分野はもとより、地域産業の構造自体にも大きな影響を及ぼすものです。その結果、長い年月をかけてそれぞれの自然や風土に合った生活様式や日々の暮らし、地域や家族の絆を希薄にするものと危惧いたしております。経済や社会が厳しさを増していく中にありまして、不安にさらされている人々の暮らしを守り、地域社会の再生を図ることが求められます。それをなし得るのは住民に身近な地方自治体であり、地方自治体はその責務を負っていると思います。まさに市長説明要旨にあります行政運営能力の底上げです。このような中、合併から８年、本市におきましてはさまざまな大型事業が着手され、また今後予定されております。そして、その財源の多くは地方債です。市民の中には将来的に過度の負担を負うことにならないか。今、行われている行政サービスがなくなったりはしないか、不安をお持ちの市民もおられると思います。また、今国会でもご承知のとおり、税と社会保障の一体改革を初め、国の困窮した財政事情が論議されております。いつ状況が変わるかもわかりません。そこで次の点についてお尋ねいたしま

す。大型投資の実施に当たり、財政的体力は確保されているのでしょうか。また、事業が終了した後の財政の将来の見通しについてはいかがでしょうか。以上、お尋ねいたします。

**○議長（横手啓介君）**

これより、執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

藤本議員の一般質問、大規模事業が及ぼす財政への影響につきましてお答えいたします。公共投資に係る基本的な考え方につきまして申し上げます。従前から公共投資については、国土の均衡ある発展と魅力ある地域社会の形成、一方では、経済政策上の政策手段として大きな役割を担ってきたところです。今日的には、それらに加え、人口の減少、少子高齢化、低い経済成長など社会経済情勢など環境の変化も踏まえた上での取り組みが重要となります。これからの公共投資は、地域や経済社会の活力を維持するため、都市間競争の強化に資する分野や人口構成の変化に対応した安全・安心のまちづくりの分野へと質的転換を図らなければならないものと考えております。本市におきましては、このたびの大型公共投資の実施に当たり、人口の将来推計、経済見通し、また財政状況を踏まえた上で政策上の戦略的取り組み、既存施設の態様、そして合併に起因する特例債を含む財源の観点からこの期間においてのみ実施可能なもの、そして最優先に取り組むべき課題解決に向けた投資関連事業を厳選して実施するものです。その中で、特に財政的裏づけにつきましては、合併から６年をかけて第１次財政構造改革大綱に基づき、その要件整備に努めてまいりました。具体的に申し上げますと、合併前の平成16年度と平成22年度の決算を比較しますと、人件費については、職員数を123名減員したこと。また、管理職手当の見直し等により職員に係る人件費を約８億6000万円削減しております。公債費につきましては、地方債残高を約42億円削減したことにより、約４億8000万円の減少となっております。ちなみに平成22年度末の地方債残高約303億円のうち、臨時財政対策債等を除く建設地方債は約201億円です。臨時財政対策債等の赤字地方債につきましては、償還年度において全額が普通交付税で算入されますので、理論上実質的な負担は、建設地方債に限られます。この建設地方債は、平成16年度末の残高が約286億円でありましたので、合併後の６年間で約85億円削減できたところです。その他の経費におきましては、事務事業の見直しなど効率性の追求により物件費が約８億3000万円減少しております。一方、貯金であります財政調整基金と減債基金につきましては、平成22年度末で他会計の貸し付けを含め約74億5000万円を保有しておりますので、平成16年度から約８億1000万円増加しております。この

ように合併効果を含む健全化への取り組みの成果としまして、健全化判断比率を初め、主だった財政指標が改善したところです。これらのことから、新庁舎初め大型公共投資への財政的要件が整った次第です。なお、このたびの公共投資は、整備自体が最終目標ではなく、あくまで供用開始後の行政サービスの質的向上、そして財政規律の確保がなされて初めて施策の成果が得られるものと考えております。また、今日までの健全化への取り組みは、公共投資の実施や現有する諸課題の解消に向けての第一段階です。次のステージは従前から申し上げておりますとおり、国の財政支援が終了する平成27年度以降の財政規律の堅持です。つきましては、このたびの大型投資が、将来に過度の負担を負うことなく、むしろ地域経済、まちづくりの礎となり、介護・医療・福祉といった基礎的行政サービスの充実など、施策として横断的な成果を得るべく、本年度策定いたしております第２次財政構造改革大綱に基づく健全化に向けての取り組みを強化してまいりたいと思っております。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

藤本議員、了解ですか。

**○６番（藤本峰秀君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

藤本議員。

［６番　藤本峰秀君　登壇］

**○６番（藤本峰秀君）**

ただいまの答弁で大型事業に向けての財政的要件は整ったものと理解いたします。ただし、新庁舎、学校規模適正化事業、さくら湯再生事業、総合支所の改築、地域情報通信基盤格差是正事業など、これだけの事業が４年間という短期間に集中することは山鹿市の過去を見ましてもなかったことと思います。合併特例債といいましてもあくまで借金です。借り入れたものは利子を含めて返済していかなければなりません。これから人口は減少していきます。特に生産年齢人口の減少は著しいものです。税収の大幅な伸びは期待できないでしょう。今までの答弁の中で幾度となく聞き及んでおりますが、地方交付税が平成27年度から徐々に減額され、平成32年度には約21億円減少します。それと時期を合わせたように今回の大型事業の財源として借り入れた特例債の償還が始まるものと考えます。ただいまの答弁にありました第２次財政構造改革大綱に基づく健全化に向けての取り組みはどのような内容なのかお尋ねいたします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

藤本議員の２回目の質問にお答えをいたします。第２次財政構造改革大綱の実施に当たりましては、改革の基本方針のもと、私たちを取り巻くさまざまな環境変化に柔軟に対応すべく行政の総合的な能力の底上げを必要とするものです。ただし、このことは一夕一朝にはいかず、職員の意識改革を促し、日々の積み重ねによりなし得るものです。健全化取り組みの具体例としましては、人件費につきましては、合併協議において計画された普通会計職員の削減数、平成32年度までに200人を５年間前倒しし、平成27年度まで実行すること。物件費、補助費等については、民間活力の導入、施設の統廃合、事務事業の見直しなど、効率性の追求により平成27年度の決算額を平成22年度の決算額の90％、平成32年度決算においては、80％以内を確保すること。公債費については、計画期間における実質公債費比率14％未満を確保することなど、歳入歳出全般にわたる健全化への取り組みを行うものです。特に公債費に関しましては、公共投資に係る地方債の適正管理について次のように計画をいたしております。平成23年度から平成26年度までの４年間における新庁舎等の大規模投資に係る発行額を約105億円。これにその他の建設地方債35億円、合わせて総額140億円の発行を計画しております。一方、その間における償還額を約92億円と見込んでおりますので、４年間で建設地方債が約48億円増加することになります。この結果、平成26年度末の建設地方債の残高を約249億円と推計しております。この249億円は、合併前の平成16年度の建設地方債286億円と比較しますと37億円の減額となります。また、この残高に対する普通交付税の算入率を比較いたしますと、平成16年度時点の建設地方債残高に対する算入率が約25％であったのに対し、平成26年度末の算入率は倍以上の約55％です。このように合併からの10年間というトータルの期間で見ますと、建設地方債の残高そのものが減少し、逆に交付税の算入率は大幅に増加することになりますので、平成27年度以降の財政運営において、この度の公共投資が他の事業に影響を及ぼすことはないと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

藤本議員、了解ですか。

**○６番（藤本峰秀君）**

終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で藤本議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、福本義文議員の発言を許します。

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

**○４番（福本義文君）**

議席番号４番、福本です。発言通告に従いまして一般質問を２問させていただきます。回答の方は１問１答にてよろしくお願いします。

それでは１問目、イノシシ被害対策についてです。近年全国的にイノシシ、シカ、鳥類等による農産物の被害がクローズアップされております。当の熊本県内の他の市町村においてもいろいろな防護策、駆除の取り組みもなされているようですが、イノシシ、カラスは知恵が多く、人間とのイタチごっこといいますか、イノシシごっこになっているのではないでしょうか。我が山鹿市においても、特にこのイノシシの被害防止対策として電気さく、箱わな設置費用の補助、猟友会新規免許取得者への補助、また、防護さく資材の支給など、行政としてはあれやこれやと手だてがなされております。昨年12月議会におきましても永田紘二議員の有害鳥獣被害防止対策について、潮﨑農林部長は、国の鳥獣被害緊急総合対策事業の活用で、侵入防護さくの設置で自己負担がなく、大変好評で被害が激減したとの報告を多くの地区から受けた、また、稲葉議員からも部落全体で防護さくを設置したことにより、非常に喜んでもらっているとのことでありました。

また、捕獲数も平成22年度は1946頭と前年の２倍ほどの捕獲数になっておりますが、この１年間、私の校区平小城でも、庭先に出没したり、家庭菜園を荒らされたり、昨年の夏には、私の集落においてもビニールハウス内のスイカを荒らされたり、ある家では玄関先にひもでつながれていた犬のえさをイノシシに食べられ、そのあげく、犬はイノシシのきばでやられ亡くなったような実例もあります。最近では、平小城保育園の下の田んぼ、これは藤本芳雄議員の田んぼかと思いますけど、そこで寝ころんでいたりと身近なところに出没しております。今のところ、人間に被害はないようですが、今年の１月には人吉の男性がイノシシにやられ亡くなっておられます。防護さくのおかげで農産物の被害は少なくなったとのことですが、捕獲数はふえているのにイノシシの数は少なくなるどころかふえているのではないでしょうか。ある獣医さんにイノシシの習性をどのようなものかと尋ねましたところ、牛、馬は年に１回のお産で１頭の子を産むとのことです。イノシシの場合は、年に２回のお産で１回に４、５頭の子を産むということでした。そこで私も興味を持ち、疑問を持ち、イノシシの習性・特徴を調べたところ、繁殖期は通常４月から５月ごろに年１回で、平均４、５頭の子を出産するが、秋にも出産することもある。ちなみに妊娠期間は約４カ月です。１年半で成熟し寿命は長くて10年です。また、雄は単

独で行動するが、雌は子とともに暮らし、定住性が高いと言われています。また、多くの臭いに誘因性を示し、ダニ等の外部寄生虫を落としたり、体温調整をするためよく泥浴、転がりながら全身に泥を塗ることです。食べ物では雑食性で植物の地下の茎、タケノコ、果実など、動物では昆虫類、ミミズ、カエルなどを食べるが、植物性を多く、動物性は少なく食べているようです。また、基本的には、昼間にえさを探して徘回するが、人間の活動により２次的習性で夜行性を示すところもあります。身体能力的には、研究センターの実験では、70キロのイノシシが121センチメートルの高さのバーを助走なしで飛び越えることができる。立体感のあるものは苦手で、斜めに立てられたさくは越えることができなかった。鼻の力はかなり強く、雄では70キロ以上、雌でも50～60キロもある石を動かすことができたとのことです。このようなイノシシの習性から防護さくは今のところ効果があると思われますが、先ほども申しましたように、知恵、頭のいい動物であります。いつか防護さくも押し倒したりし、ますますイノシシはふえ、農産物等の被害は増大するのではないでしょうか。これで１回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。

潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

イノシシの被害防止の対策につきましてお答えいたします。防護さくの設置状況等についてですが、平成22年度にモデル地区として鹿北の荒平地区における1.7キロメートルの設置を皮切りに、平成23年度は最終的に要望があった28地区の38.9キロメートルに対し、投資効果などを算定し、21地区、29.3キロメートルを優先的に実施しているところです。また、平成24年度におきましても新たに37地区より83キロメートルの要望がなされ、平成23年度の残りの地区と合わせますと92.6キロメートルの要望が現在なされている状況です。これに対しまして、平成24年度では、市の単独予算を3059万円と大幅にふやし、市単独でも38キロメートルの施行を計画をしております。また、これとは別に市を通さない国の直接補助の活用により20数キロメートルの施行を予定しており、全体で要望の３分の２に当たる60キロメートル程度の設置を見込んでいるところです。防護さくの効果と課題につきましては、地域ぐるみで山際を囲むという広域的な設置を行うことでイノシシに進入されにくい農地の拡大が図られ、農林産物の被害を最小限に抑える効果があります。また、議員お話のさく設置につきまして、イノシシが倒すんじゃないかというようなご指摘もありましたけれども、この件につきましては、必要に応じて木のくいなどにより

支柱の補強が行われているところです。現在まで倒伏したという報告はありません。

次に、イノシシの捕獲の話ですけれども、平成23年度における４月から12月までのイノシシの捕獲実績につきましては、総数で1199頭となっております。猟友会山鹿支部における分会別の内訳としましては、山鹿分会が251頭、山鹿第一分会が65頭、山鹿第二分会が149頭、鹿北部会が461頭、菊鹿分会が136頭、鹿本分会が９頭、鹿央分会で128頭となっております。イノシシによります被害額につきましては、平成22年度で1438万7000円となっておりまして、タケノコやスイカ、里芋などの野菜類が被害の半分近くを占め、次にクリ、ミカンなどの果樹類、それから水稲や麦類の順番となっております。被害額が最も大きかった平成20年度の7143万6000円に比べますと被害額はかなり減少をしてきております。参考に近隣の市町におきます平成22年度のイノシシの捕獲数と対策についてです。まず、菊池市におきましては、捕獲数が95頭となっております。市単独で電気さく設置への補助などをされております。補助率は、団体で２分の１、個人で３分の１の上限５万円となっております。また、和水町での捕獲数は182頭となっております。国庫補助による電気さく、防護さくの設置や緩衝帯の整備、箱わな購入や町単独での電気さく設置補助が実施されております。また、お隣の福岡県八女市におきましては、2230頭が捕獲されております。国庫補助による防護さくの設置や市単独によります電気さくの設置、それから貸し出し用の箱わな購入などを実施されているところです。以上、お答え申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員、了解ですか。

**○４番（福本義文君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

**○４番（福本義文君）**

質問の項目を一つ一つ申すのが当然だったかと思いますけど、大変失礼しました。

２回目の質問に入ります。防護さくは農産物の被害を抑える効果があるということですが、私は防護さくの効果は先ほども申しましたように一時的なものだと思います。例えはおかしいかもわかりませんが、よく「臭いにおいはもとから絶たなきゃ」という言葉がありますように、イノシシの被害をなくすには駆除、捕獲が大事ではないでしょうか。これは新聞投稿で目にしたんですけど、天草市のデコポン農家の人によると電気さくを飛び越えてきて、被害がひどいため駆除を猟友会にお願

いしたところ、次の年にはイノシシの姿は見かけなくなった。そういったことで、「行政機関は駆除にもっと積極的に」とありました。また、山都町では、10月15日から11月14日の一月間を捕獲強化月間として捕獲助成金を倍額し、強化対策を実施し、期間中の捕獲数は522頭で、前年１年間の捕獲数とほぼ一緒であったとのことです。また、上天草市では、駆除で使う箱わな137基、くくりわな58個を猟友会のメンバーの約30名の人に無償で貸し付けているなど、他の市町村では駆除、捕獲に力を入れておられます。我が山鹿市においても、防護さくも大事であるかもわかりませんが、駆除、捕獲にもっと力を入れていただきたいと思います。

そこで質問です。市内の猟友会の会員数はどれだけですか。二つ目、箱わなの免許取得者数はどれだけですか。また、この箱わなの設置数はどれだけですか。捕獲数をできれば校区別に示していただきたいと思います。これで２回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。

潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

２回目の質問にお答えいたします。まず、猟友会山鹿支部の会員数ですが、現在157名で、平均年齢が68歳となっております。箱わなの免許取得者ですけれども、本市全体では121名となっておりまして、そのうち猟友会の会員が110名、会員以外が11名となっております。また、箱わなの設置数につきましては、現在調査中でして正確な数は把握できておりませんが、猟友会によりますと、巡回の手間などを考慮し、１人当たりの平均設置数は約４基ぐらいということですので、箱わなの免許取得者数である121名全員が設置いたしますと、450基から500基ぐらいになるのではないかと思われます。

次に、校区別にイノシシの捕獲数を多い順に申しますと、岩野校区が199頭、岳間校区が184頭、三岳校区が177頭、平小城校区が145頭、三玉校区で102頭、広見校区で92頭、米野岳校区で74頭、内田校区73頭、山内校区56頭、六郷校区41頭、川辺校区29頭、城北校区25頭、米田校区１頭、八幡校区１頭となっております。以上、お答え申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員、了解ですか。

**○４番（福本義文君）**

議長。

○議長（横手啓介君）

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

○４番（福本義文君）

今の答弁でもかなり地域差があるかと思います。どうしても山に近い方といいますか、そういったところにイノシシも出てくる。そういった中、猟友会の方も平均が70歳近いということでした。多良木町では、有害鳥獣被害対策実施隊の研修会が開かれたり、相良村、球磨村では、わな、狩猟の免許を有する職員で実施隊を結成されるなど、行政マンが捕獲に携わっておられます。また、環境省では、狩猟免許を持たない人でも講習を受ければわなによる有害鳥獣捕獲の補助者になることができるわな特区がこの４月から全国に展開されると先日の２月17日の「農業新聞」に掲載されていました。全国的に狩猟者が減り、高齢化が進む中、地域ぐるみによる自衛的な捕獲を進め、野生鳥獣による農業被害を防ぐためとなっております。そこで我が山鹿市ではこのわな特区のモデル地区への考えはどうなっていますか。

次に、上天草市ではＮＰＯ法人でイノシシを解体し、施設で処理した肉を同じ市内の業者が加工商品として物産館等で販売を始めたと昨年12月の新聞に紹介されておりました。我が山鹿市でも平成22年度にイノシシ肉処理加工施設が計画されておりましたが、その後どうなっているんでしょうか。また、年に2000頭ものイノシシが捕獲されておりますが、捕獲後の処理はどうなっておりますか。最後に、鳥獣の捕獲数の確認の方法ですが、2000頭の確認はどのようになされていますか。また、写真には日付は入っておりますか。山鹿市ではしっぽを持参するとなっておりますが、周辺の市町村では必要ではないようです。このしっぽが必要でしょうか。年に2000頭ものイノシシが捕獲されればあまり見かけなくなるのではないでしょうか。このようなことで私、捕獲数に疑いを持つものです。また、捕獲委託料、１頭7000円の支払い方法についてですが、委託料はそのまま支払われ、所得税等は引かれてないと耳にしましたが、事実はどうなっているか、お聞かせください。これで１問目の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。

潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

３回目の質問にお答えいたします。まず、イノシシの特区につきましては、狩猟免許を持たない人でも講習を受ければ、わなによる有害鳥獣捕獲の補助者になるこ

とができるわな特区などが高齢化で狩猟者が減ってきている地域で実施されております。本市における狩猟者の動向は、猟友会の会員数が、平成21年度で128名、平成22年度で134名、本年度が157名と、毎年の新規加入によりふえている状況です。さらに、わな特区が解禁され、全国展開されるという動きもあります。このようなことから本市におきましては、特区の実施よりも狩猟のプロである猟友会が今まで以上に力を発揮できるよう狩猟許可や補助金の迅速な交付などに努めるとともに、会員のだれもが山鹿市全域で狩猟ができ、かつ春から秋の農繁期における集中捕獲について指導を行っていきたいと思っております。

次に、イノシシの処理加工施設につきましては、実施主体、加工施設の場所の選定や管理運営の方法等の課題がいまだ解決できておりません。現在、施設整備は困難です。計画は白紙の状況となっているところです。また、イノシシの処理に対する確認につきましては、現在すべて猟友会の方にお任せをしておりますので、市はそれらの確認は行っておりません。

次に、捕獲の確認の方法についてですが、毎年四半期ごとに猟友会山鹿支部から各分会からの捕獲実績を取りまとめて市へ報告されます。実績報告は捕獲者名、捕獲日、捕獲場所を書いた黒板などとイノシシを一緒に撮った日付入りの写真、それとしっぽを持参していただくことになっております。当然のことながら、写真としっぽの数が合わなければ無効としております。また、委託料の支払い方法につきましては、委託契約を猟友会山鹿支部と交わしておりますので、実績確認後に猟友会山鹿支部へ一括して支払っております。その後、山鹿支部から各分会へ、さらには各会員へ支払われているという状況です。以上、お答え申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員、了解ですか。

**○４番（福本義文君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

**○４番（福本義文君）**

１問目の質問はこれで終わります。２問目の質問、城村城国指定に向けてのその後ということについて質問いたします。城村城国指定に向けての訴えは、私、一昨年の９月、昨年の６月議会でも質問をさせていただきました。これらの答弁では、市としても重要な遺跡であり、肥後国衆一揆関連史跡の位置づけで、国史跡の指定を受ける価値は十分にあるし、文化財的な価値は全く遜色はないと答えられており

ます。そのような中、平成21年７月には、肥後国衆一揆関連である菊鹿町の隈部館跡が国指定になりました。それを記念して昨年11月にはあんずの丘にモニュメントとして県内最大級とも言われる隈部親永公の像が完成しております。そこで前回の杉本教育長のお答えの中について、質問です。一つ目、専門の学識経験者の意見を拝聴しながら調査についての検討をお願いしたい考えがあるとのことですが、実際にはどのように検討されているか、お聞かせください。

二つ目、現在の状況ではとりあえず活用策を検討・実施してまいりたいとのことですが、具体的にはどんなことを考えておられますか。

三つ目、年次計画の策定についても実施できておりませんし、今後において具体的なものの策定となれば、現状において厳しいものがあると言われましたが、厳しさの原因、問題点はどこにありますか。

四つ目、肥後国衆一揆の顕彰とあわせて城村城が国指定につながるよう今現在担当部局でできることを考え、努力してまいりたいとのことですが、具体的にどのような検討をなされておるかお聞かせください。これで１回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

**○教育長（杉本作徳君）**

福本議員の一般質問、城村城国指定に向けてのその後についてお答えをしたいと思います。

まず、一つ目にお尋ねであります昨年６月定例会での福本議員の一般質問に対する答弁における学識経験者からの意見拝聴につきましては、将来的に国指定に向けての具体的な計画を進めていく段階においては、専門的見地からのご指導を得ながら調査を進めていく必要がある旨の答弁趣旨です。したがいまして、現段階におきましては専門的知識を有する学識経験者からの意見拝聴は実施していないという状況です。

次に、二つ目の質問、現在の状況で取り得る活用策につきましては、同じく昨年６月の答弁においても例示しましたように、現在、地元の平小城活性化協議会発行の「平小城だより」で関係記事の掲載、これは現在４回目の掲載を終えておりますが、あと残り６回の連載をご承諾をいただいているところです。また、大きなものではありませんが、次年度において遺跡への道路案内板を設置するための予算をお願いしているところです。こうしたソフト面での活用策を少しずつでも実施し、地域の機運を高めていければと考えているところです。

三つ目のご質問であります国指定へ向けた具体的年次計画策定の困難性につきま

しては、前回もこのご答弁申し上げましたように、国指定申請に必要となります詳細な報告書や指定同意書等の関係資料の収集・完備に相当の事務量が予想されることに加え、指定後の用地取得や史跡の整備、活用等、財政計画も含めた基本方針の庁内意思統一が何よりも必要であると考えております。

四つ目のご質問、国衆一揆の顕彰とあわせての国史跡指定への取り組みにつきましては、一つ目に答弁しましたことと重複いたしますが、現状で可能なソフト面での活用策を少しずつでも実施していきたいとそのように考えているところです。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員、了解ですか。

**○４番（福本義文君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

**○４番（福本義文君）**

残念ながら全く前向きの答えではなく、今までとずっと一緒、やる気のない期待ができないものであります。今までの答えは教育長がお答えになっておりますが、これは文化課の内輪の考えであり、教育委員会の答弁とは少し離れているのではないでしょうか。現実、平成24年度の予算書を見ましても全く予算化はなされておりません。これは私のぼやきになりますが、文化課の組織・人事に問題があるのではないでしょうか。教育委員会の中の文化課であります。教育長はもっと文化課にも目を向け、足を運び、光を当ててほしいものです。文化課の仕事は一般職員とは違い、文化財の周知、愛護はもとより、歴史・遺産の保存・活用に向けて積極的に伸び伸びと働けるような職場づくりが必要ではないでしょうか。方保田にあります出土文化財管理センターは、基本的には文化財の調査・研究を行う拠点施設となっております。杉本教育長、山鹿市教育委員会のトップとして、リーダーとして山鹿市の歴史・文化財についての考え、思いをお聞かせください。これで２回目を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

**○教育長（杉本作徳君）**

福本議員の２回目のご質問、文化財保護行政に対する教育長としての私の思いと

考え方についてお答えをいたします。文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な歴史的財産であると考えております。本市には、現在国指定が10件、うち１件は特別天然記念物、国登録が１件、県指定が19件、山鹿市指定160件、合計190件の指定文化財が存在しております。ご承知のとおり、この中には方保田東原遺跡やチブサン古墳、鞠智城跡など、全国に誇れるような貴重な文化財も含まれているところです。本市は、これら多くの貴重な文化財により、近現代から中世へ、そして古代へとその連綿たる歴史的経緯や形跡をたどることができる数少ない自治体の一つであると個人的にも認識を深めているところです。教育委員会といたしましては、文化財保護行政の推進に当たり、こうした市民共通の貴重な財産である文化財の活用を通じ、山鹿市民としての一体感の醸成と郷土を愛する人づくりへの貢献をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。こういう思いはしっかりと持って、日々、業務遂行に邁進しているところではありますが、教育委員会の所管いたします業務は大変多岐にわたっておりまして、教育部内各課、それぞれに早急に解決、処理すべき課題も多く持っているところです。こうした課題解決に向け、限られた行政資源、人、物、金、時間を効果的に活用しながら鋭意、努力を重ねているところではあります。しかしながら、すべての課題について一緒に対応を図ることは行政資源の制約もあり、非常に困難と言わざるを得ません。現実には、当面する喫緊の課題等から一つずつ対応を重ねている状況です。以上、私の文化財保護行政も含めました所管業務に対します日ごろからの思いの一端を述べさせていただき、ご答弁とさせていただきたいと思います。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員、了解ですか。

**○４番（福本義文君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

**○４番（福本義文君）**

今年になって私も博物館協議会の研修で八代の博物館にまいりました。そこでびっくりするのは、予算のあり方です。これは博物館に行きましたから博物館の予算ですけど、文化財に対しての活動もなされております。例えば、神社資料調査事業ということで平成23年度も63万8000円と計上され、これも平成19年度から５カ年計画の中でなされております。そうしてそのほか、もっと驚きますのは、これも昨年、平成22年だったですかね。新聞でも私も目にしましたけど、博物館の特別展覧会事

業に平成22年度市民事業仕分けの結果、規模拡大に伴い、増額となっております。これを数字で見ますと、春、夏、秋、冬と４回企画展があっておりますけど、春の企画展では平成22年度は373万2000円の予算が、平成23年度では391万9000円と増額しております。夏の企画展におきましても58万2000円が116万3000円、秋の企画展が686万5000円が795万円、冬の企画展が62万7000円が86万9000円と大きく予算をアップされております。そのほか、常設の展示事業におきましても284万円と大きい予算を組まれております。多分私の想像では、山鹿市の博物館展示会におきましては、年間で五、六十万円の予算ではないでしょうか。そういった面で全くよその博物館等を見れば、もう少し山鹿としても文化財の宝庫と言われる割には予算化がなされておりません。今日の新聞にも提示されておりましたけど、隣の玉名の博物館においても展示スペースが手狭になったから拡張した、その拡張の記念展が始まったと載っておりました。また、これも先月２月25日ですけど、元山鹿市の市立博物館館長であられました隈先生の一周忌にしのぶ会がありました。そこで隈先生が今までまとめられていたのを一つの本として菊池川流域の古代文化として立派な本が出版されました。その席で、県の職員の方と話す機会がありまして、その県の文化課の職員の方の話に私もうれしく思いました。山鹿の場合は、城村城もあれ早う国指定すっとよかですなという話になりまして、私たちも県の職員として全面的に文化庁とのつなぎは積極的にしますということで強い言葉もいただきましたし、地元山鹿としてもう少しそのあたりに目を向けていただきたいと思います。これで質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で福本議員の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時59分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時17分　開議

**○議長（横手啓介君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により高野誠二議員の発言を許します。

高野議員。

［24番　高野誠二君　登壇］

**○24番（高野誠二君）**

24番、鹿進会の高野です。世の中不景気でして、運送業という商売をやっておりますとよくわかります。１月は、本当に期待した以下の状態でありまして、２月は、

かろうじて百華百彩をやりまして、人がちまたを歩いていただきましたので大分印象が変わりましたけど、また３月になりましてかなり前半は落ち込むだろうと。後半の方が歓送迎会がありますのでどうにかなるとは思いますけれども、議員各位におかれましては、各会派、そして各議員さんひとつ節目がありましたらぜひお金を使っていただきたいなと思っております。よろしくお願いしたいと思います。今回はですね、質疑一つ、一般質問を一つということで一括して質問をいたします。

まず、議案第23号、平成24年度山鹿市一般会計予算の74ページ、地域情報通信基盤格差是正事業についての質疑を行います。この事業は待ちに待った事業でありまして、特にＩＴ系の議員さんは喜んでいるんじゃないかなと思っております。やっと実現したと大変喜んでおりますけども、幾つかちょっとわからない点がありますのでお尋ねをしたいと思います。

１点目に、事業に要する負担限度額の総額の算出根拠と総事業費をお知らせください。これに関しまして予算に関する説明書に一部だけ負担すると書いてありますけれども本当にこれは一部なんでしょうか。２点目に、プロポーザル方式に参加できる業者はどのような条件を満たしているものなのでしょうか。３点目に、アドバイザー業務はどのような内容を期待するのか。また、そのような業務はなぜ必要なのかをお尋ねします。４点目、最後に、予算に関する説明書にありますＩＣＴ利活用啓蒙はいつからどのような形で行うのかをお尋ねします。以上で質疑に関しては終わります。

次に、一般質問に入ります。表題は「各種審議会等における意見の取り扱いについて」と大変抽象的に表記しておりますけれども、要するに市が事業を遂行する際に、市民、住民の皆様に審議会、懇話会、有識者会議、パブリックコメントなど形はいろいろありますけれども、意見を求め、事業に反映するということになると思いますけども、その意見の取り扱い方についてお尋ねするということになります。今回、建設予定の新庁舎に併設される市民ホールと学校統廃合を推進している鹿央地区の米野岳中学校校区の統合についてお尋ねします。

まず、建設予定の市民ホールをつくるに当たり、多くの市民の意見をお聞きになったと聞いております。移動式のいすの方がコンベンション誘致等に有利であるとか、やはり市民ホールは固定式の座席の方がよいとか、各方面の方々からそれぞれの立場で要望を述べられたことと思います。執行部におかれましてはどちらをとるか大変悩まれたことだろうと思います。その意見の中の一つに、これからつくられる市民ホール、仮称でありますけれども、現在山鹿市に存在し競合する施設、例えば八千代座や交流館、「ひだまり」などに対し、執行部におかれましてはどのような位置づけで考えておられるのかをお聞きします。

また、教育委員会にお尋ねいたしますが、今回新築される山鹿小学校に音楽ホールをつくられるということです。市民ホールも建設予定であり、八千代座、交流館もあるのになぜまた音楽ホールが必要なのでしょうかという声も聞いております。このホールは一般の方々にも解放されることになるのでしょうか。そうなったら大変なむだを生み出すことになるし、既存施設の利用頻度も落ち込むと心配されますけれども、その点を含み音楽ホールについてお知らせください。

次に、鹿央地区の米野岳中学校校区の統合の進捗状況についてお尋ねいたします。このことは、昨年の12月議会で立山秀木議員さんが菊鹿地区を含めてお聞きになっておられます。あれからまだ２カ月ほどですけれども、喫緊の課題であるので現在はどのような状況になっているかをお尋ねして１回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

高野議員の質疑の１点目、事業に要する負担限度額の総額の算出根拠についてお答えをいたします。答弁に先立ちまして山鹿市の光ブロードバンドの整備状況についてご説明をいたします。今回の予算計上により、光ブロードバンドの整備に取り組みます区域は旧４町及び局番が46局で始まる旧山鹿地域です。本事業は、利用料金収入だけでは賄い切れない不採算とされる部分につきまして参入される事業者へ、事業費のうち必要な額を負担することで、事業者が整備・運営を行う民設民営による実現に向け取り組んできたところです。実施には、事業の低廉化を最優先といたしまして通信事業者へ試算を依頼しましたところ、設備投資並びに10年間の設備維持、保守費に係る額として概算事業費18億円、うち市負担分として９億1000万円が示されたところです。設備投資に係ります費用につきましては、本市で積算しておりました「まほろばネット構想」、あるいは情報化推進協議会が提示しておりますブロードバンド基盤整備の積算基準、さらには他市の事例と比較いたしまして、事業費総額の約５割相当を負担限度額といたしております。

また、先ほど議員よりご指摘をいただきました予算に関する説明書11ページ、施策の概要の冒頭での記述につきましてはご指摘を受けとめ、今後注意してまいりたいと思います。

質疑の２点目、プロポーザル方式に参加できる業者はどのような条件を満たしているものかについてお答えいたします。本事業は、地域情報基盤の格差を是正するとともに、これからの光ブロードバンドサービスにおいて格差が生じないように取り組むものです。したがいまして、今後提供されます新たな情報通信サービスなど進展目まぐるしい情報化社会におきまして、将来にわたり平等なサービスが提供で

きること。また、信頼おける通信事業者の選定が必要であると考えております。プロポーザルへの参加条件といたしましては、電気通信事業法に基づく許可業者であること。既に光ブロードバンドサービスの実績を有するものであること。また、提供されるサービスが既に市内で提供されているものと比べ遜色ないこと。経営状況が良好であること。このような条件を満たす事業者であることが必要であると考えております。また、これらの条件を満たす事業者につきましては、広く募りたいと考え、公募とする予定です。なお、ぜひ地元事業者の参入を期待するところではありますが、最低でも県下まで広げませんと条件を満たす通信事業者は該当しないのではないかと考えております。いずれにおきましても事業費の低廉化並びにサービス内容等におきます競争原理により市の負担が少しでも少なくなることと、市民へのサービス向上に期待をしているところです。

質疑の３点目、アドバイザー業務はどのような内容を期待するのか、また、そのような業務はなぜ必要であるかについてお答えをいたします。本事業では、整備内容のほか、整備後のサービスなどにつき、事業者が持っている技術、アイデアにつきまして広く、また深くその提案を求めますので、規格を設定した競争価格入札には適さないものと考え、総合評価型によるプロポーザル方式での業者選定を行うものです。業者選定につきましては、先ほど申し上げましたような条件が必要であると考えますが、詳細にわたる条件の設定では、現在の情報通信分野に関する専門的な知識が求められ、人材の確保が難しいところです。厳しくも適切な条件を付すことで、より充実したサービスと適切な事業費の提案が行われ、負担額が少しでも軽減できるものと考えますし、また公募としておりますことから参加する事業者の経営状況などの事前調査も重要となります。このようなことを考慮いたしまして事業のスムーズな進行のため、アドバイザー等への委託を行うものです。

次に、質疑の４点目、ＩＣＴ利活用啓蒙はいつから行うのかについてお答えいたします。現在、山鹿市総合計画に基づき、情報化の推進による豊かな生活環境の実現に向け取り組んでいるところですが、今回計画します「光ブロードバンド基盤整備事業」を進めていく中におきまして、対象となる地域住民の皆様には以前より陳情いただいております「企業連絡協議会」並びに「商工会」との連携も図り、嘱託員会を初め、業者決定後のサービス開始に先立ち、細やかな地元説明会等を行いたいと考えておるところです。また、説明会には多くの方のご参加がいただけますよう市の広報紙並びにオフトーク放送や情報メールサービスにより事前の周知を徹底し、利活用事例の紹介による啓蒙のほか、事業に対する住民の皆様のご理解を深め、加入促進にも努めるところです。

続きまして、一般質問の１点目、各種審議会等における意見の取り扱い等につい

てお答えをいたします。今回の新庁舎とともに整備します市民ホールにつきましては、新庁舎整備市民懇話会におきまして、音楽イベント、式典などの開催を念頭に置いたホールの設置が望ましい。各種イベントの対応が可能なよう設備等の充実を図ること。そして施設の収容人員や機能について既存施設の現況等を勘案した計画とするとともに、各地区の施設についても利活用方策の検討を進めていく必要があるなどのご意見をいただいております。これらのことを踏まえ、山鹿市新庁舎検討委員会におきましては、市民ホールの整備方針を定めたところです。まず、各種講演会・式典、また合唱・演奏会など広く一般の利用に供するものであること。施設の機能・規模などの面において、近接する八千代座、市民交流センターなど他の公共施設との役割分担を明確にすること。人口減少、少子高齢化など将来的な環境変化を視野に入れた機能・規模であること。このような考え方のもと、将来にわたり長く親しみを持って利用されることを基本とするものです。

以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

**○教育部長（倉原謙治君）**

高野議員の一般質問の１点目、新たに建設する山鹿・川辺統合小学校の音楽ホールの利用についてお答えいたします。山鹿・川辺統合小学校につきましては、平成25年４月の開校を目指し、現在山鹿小学校に校舎及び体育館の建設を進めているところです。このうち音楽ホールにつきましては、統合小学校の規模からすると音楽室１室では不足する状況であり、第２音楽室として整備するものです。また、音楽に限らず、児童の集会など多目的に使用することも可能とし、施設の有効活用を図るものです。音楽ホールの利用につきましては、学校施設であることから学校の授業や校内活動等での利用を主に考えており、一般の団体に開放することは想定をしていないところです。

次に、一般質問の２点目、米野岳中学校校区の統合の進捗状況についてお答えいたします。米野岳中学校校区の小学校再編につきましては、これまで統合校の位置や統合までのスケジュールなど具体的な説明や意見交換等を行い、参加者の中ではご理解をいただいたところですが、一部ＰＴＡにおいて統合についての不安や懸念等があることから４小学校のＰＴＡ役員と統合に向けた意見交換を行っているところです。今後も規模適正化基本計画の着実なる進捗を図るため、統合に対する目的等をよりわかりやすく説明しながら、さらに協議を重ね、地域の理解や合意形成を図り、できるだけ早く複式学級の解消や施設の老朽化対策など課題の解消に努めて

まいりたいと考えております。以上、ご答弁いたします。

**○議長（横手啓介君）**

高野議員、了解ですか。

**○24番（高野誠二君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

高野議員。

［24番　高野誠二君　登壇］

**○24番（高野誠二君）**

２回目の質問を行います。質疑につきましては了解しました。１日も早い工事の完了を願っております。これは下水道と同じで、インフラを整備しても利用しなければ意味がないのでその点の啓蒙をよろしくお願いしたいと思います。

市民ホールの位置づけについてでありますけれども、他の公共施設との役割分担の明確化とありますけども、これは具体的、詳細に説明をお願いいたします。山鹿小学校の音楽ホールにつきましては、了解しました。学校施設であり、一般の利用はできないということであります。安心しております。有効に活用していただいて、生徒さんの音楽情操教育に大いに役立てていただきたいと思います。

次に、米野岳中学校区再編についてですけれども、12月議会のときと状況は変わっていないということでしょうか。同じ答弁が返っておりますね。12月の質問の時点で、小学校の統廃合計画は白紙になったという話も聞かれるとのことでしたけど、現在でも同じような話が蔓延しております。そんなことはないとは思うんですけども、この質問の趣旨である各種会合等における住民の意見の取り扱いはどうしたのかという点に照らし合わせてみますと、一部ＰＴＡにおいて統合についての不安や懸念等があることから再度意見の調整を行っているのならば、今までの意見交換は何であったかと思う人たちも出てくるだろうと思います。かなりの期間このことに住民を巻き込んで時間と労力を費やしてるのではないかと思いますが、このままでは不安を通り越し、あきらめムードが出てくるのではないかと心配しております。もし何らかの進展があるならば、もしくは今後の方針を決めておられるのならお知らせいただきたいと思います。以前と状況が変わらないのならば早急な対応をお願いいたします。あわせて住民の不安を和らげるような方法を講じていただきたいと思います。答弁をお願いいたします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

高野議員の２回目のご質問、他の公共施設との役割分担の明確化についてお答えをいたします。公共施設の役割分担の考え方としましては、その施設の持つ機能と目的、そして規模で区分する必要があります。このたびの市民ホールと既存施設を機能・目的の面から区分しますと、芝居演劇等が主たる催し物となる八千代座が和のホールであるのに対して、市民ホールは合唱・コンサートや講演会など、洋のイメージを持ち合わせた施設として区分するものです。また、会議・集会施設としての機能を有するひだまり、総合支所等とも利用目的の面からすみ分けを行っております。また、施設規模の面から区分しますと、現在予定しております市民ホールの収容人員450名は、以前の市民会館の稼働実績等を勘案し、最も効果的な規模設定としたものでありますが、この収容人員を超える規模のイベントを行うに当たっては、カルチャースポーツセンター体育館第１アリーナ等の大規模施設、また比較的小規模なイベント等にあっては八千代座交流施設等を活用するといった催し物の規模に応じた区分けを行っております。このたびの市民ホールの整備により、文化・芸術等、幅広い催し物の市外からの誘致による経済効果が期待できるとともに、利用者にとっては利用可能な施設の選択肢がふえるものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

○教育部長（倉原謙治君）

２回目のご質問にお答えいたします。米野岳中学校校区の再編につきましては、現在取り組んでいます基本計画に基づき着実に事業を推進することとしております。また、一部のＰＴＡが抱えている不安や懸念等につきましては、統合の必要性等をよりわかりやすく説明し、引き続きその解消に努めてまいりたいと考えております。さらに、地域においても統合の方向性について細やかな説明等を行い、不安の解消に努めてまいりたいと考えております。以上、ご答弁いたします。

○議長（横手啓介君）

高野議員、了解ですか。

○24番（高野誠二君）

議長。

○議長（横手啓介君）

高野議員。

［24番　高野誠二君　登壇］

○24番（高野誠二君）

市民ホールにつきましては、了解しました。統合の必要性というのは皆さん鹿央の方々みんなわかっていると思うんですけども、基本計画に基づき事業を推進するということですけれども、当初の計画より随分遅れているというのではないでしょうか。平成26年度までを第１次計画期間としているとの答弁が昨年12月の議事録に書いてありますけれども、地域の方は平成26年度中に建設予定ととらえていると聞いております。第１次計画中に建設をするのかということですね。この辺のギャップといいますか、意識のずれというのはどのように考えておられるのでしょうか。その辺をお聞きしまして質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

○教育部長（倉原謙治君）

３回目のご質問にお答えいたします。米野岳中学校校区の再編につきましては、第１次計画の前期期間中に地域の合意をいただくことを事業の着手ととらえ取り組んでいるところです。しかし、現在のところ地域の合意をいただくまでには至っておりませんので、当初計画より遅れることとなる見込みです。また、再編につきましては、保護者を初め地域のご理解が必要です。合意をいただいてから新たな校舎等を整備するには最低でも３年以上、用地の状況によってはさらに長い期間が必要と思われます。したがって、早い時期に統合の合意をいただけるようにわかりやすく丁寧な説明を行い、子どもたちにとってよりよい教育環境を整備する所期の目的を果たすよう進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

以上で、高野議員の質疑、一般質問は、終了いたしました。

○20番（古荘克郎君）

議長。関連質問をお願いします。

○議長（横手啓介君）

関連質問の申し出がありましたので、これを許します。古荘議員。

［20番　古荘克郎君　登壇］

○20番（古荘克郎君）

20番、鹿進会、古荘です。ただいま高野議員の一般質問の中で、山鹿小学校音楽ホールをつくると、計画中という執行部からの答弁でしたが、ただいま統廃合に各地域が進んでおりますが、山鹿小学校だけ音楽ホールをつくってほかの小学校、中

学校、音楽ホールをつくらない。それは少し矛盾しているのではないかなと私考えるところです。せっかく統廃合をするわけですので、施設のよい中で学校教育、子どもに教育をさせてもらうならばと考えますので、この音楽ホール、各統廃合の小・中学校、どのようにお考えであるか、お聞きいたします。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

**○教育部長（倉原謙治君）**

ただいまの音楽ホールにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたけども、統合小学校の規模からして音楽室１室では不足するという状況にあります。そのために第２音楽室として整備をするものです。今後そのような状況がある場合は、音楽ホールをつくることも考慮に入れて進めていかなければならないと考えているところです。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、古荘議員の関連質問を終了いたします。

次の通告順により、立山隆議員の発言を許します。

立山議員。

［11番　立山　隆君　登壇］

**○11番（立山　隆君）**

11番議員、温もりの会、立山隆です。有害鳥獣捕獲については先ほど福本議員の質問に、詳しく答弁がありました。そこで何かと回答も同じになるかと思いますけど、再度お尋ねしたいと思います。有害鳥獣にはイノシシを初め、アナグマ、タヌキ、そしてカラスなど、最近被害を聞くところです。先月カラスの駆除をしておられました猟友会の方と話す中で、私たちがこうやって駆除に来てるけど、カラスは私たちの車を見たならすぐ次の場所へ移動するという、ほんと先ほど福本議員が言われましたようにイタチごっこじゃなかろうかと思っております。まず、有害鳥獣において駆除とは、人や農作物に被害を与える鳥獣を駆除する目的で捕獲することだと認識しておりますが、一般的には春先から秋口にかけて捕獲することで一定の効果を上げることができるのではないかと思っております。ただ駆除に関しましては、だれもがいつもできるわけではなく、被害の出ている地区から要望を受け、市が許可を出し、猟友会へ依頼して行われているものであります。最近、今まで被害のなかった地域からも被害こそ少ないもののイノシシが昼夜を問わず出没しているという話をよく耳にするようになりました。山鹿市においても農業が基幹産業です。農林業への被害も大変深刻な問題となっておりますが、このままでは家庭菜園にも

被害が及び高齢者の方の生きがいも奪ってしまうという２次災害も懸念されるところであります。最近、侵入防止さく等を強く推進されているということで大変評判がよく、一定の効果が上がっているものと思っています。しかし、ここ数年の駆除頭数、これはイノシシに関してですが、毎年1500頭以上が捕獲されているということで、今後被害の拡大を最小限に抑えるためには、従来の防護さく設置等の防護対策の強化だけでは限界があり、捕獲面においても新たな対策をしなければならないと思います。また、イノシシの移動範囲はかなり広いと聞いております。広範囲な駆除がなくては効果が上がらないと思いますし、県内の状況は先ほど福本議員の質問にもありましたように、県内を中心とした駆除が必要じゃなかろうかと思います。また、県外を見てみますと、福岡県は捕獲数の増加に伴い、山中での捕獲した鳥獣を速やかに運ぶための運搬車や機材の整備、処理加工施設を広域的にできるかを検証、肉の品質加工のための技術講習会、販売開拓のための市場調査を行っている。また、大分県では、ジビエ料理のキャンペーンを行い、肉の消費拡大を図る。鹿児島県では、シカ、イノシシ、猿の集中捕獲を行うためのマスタープランを作成し、今後５年間をかけて広範囲的に対策を打つための人材育成、大型の囲いわななどの新しい捕獲手法も検討されていると。また、宮崎県では、県林業技術センター内に鳥獣被害センターを設置すると。各九州全域でいろいろな活動が行われておりますが、山鹿市での今後の計画とあわせて捕獲面においての市の戦略についてどのような考えがあるかをお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

イノシシ防護さくの現状と捕獲に対する今後の対応についてお答えを申し上げます。先ほど福本議員の質問に対します答弁と重複する部分があるとは思いますけれども、まず現在までの防護さくの設置状況等についてお答えをいたします。

防護さくの設置につきましては、平成22年度に１地区1.7キロメートル、平成23年度は21地区で29.3キロメートルの設置が完了しております。また、平成24年度には新たに37地区より約83キロメートルの要望がなされております。平成23年度の残り分を含めまして現在92.6キロメートルの要望が出ているという状況です。これに対しまして、市といたしましては、本対策を重点事項として継続的に実施していくという考えのもとに、平成24年度におきましては、市単独の予算を本年度の６倍となる3059万円と大幅にふやし、本会議へ提案をしているものです。

続きまして、イノシシの捕獲に関します今後の対応等についてです。現在、猟友

会山鹿支部に１頭当たり7000円で委託し、捕獲を実施いただいております。年間1500頭から2000頭程度が捕獲をされております。おかげで農林産物の被害額は減少してきておりますが、最近では今まで被害のなかった山鹿地区や鹿央地区で新たな被害が発生してきております。有害鳥獣の被害拡大は、議員の紹介にもありましたけれども九州各県、熊本県でも県下全域に広がっております。熊本県では、第２期特定鳥獣保護管理計画を策定され、捕獲推進のための対策として本年４月からさまざまな規制緩和措置を講じることとされております。具体的に申しますと、有害鳥獣の捕獲許可日数を３カ月以内から６カ月以内に延長したり、その間の１人当たり捕獲の許可頭数も50頭から100頭に緩和されます。また、狩猟期間も11月15日から２月15日までの３カ月間が、11月１日から３月15日の4.5カ月間に延長をされます。さらに、わな猟免許取得者をふやすために、農林業関係団体職員や農林業者によるわな猟免許の取得を促進したり、わな猟免許所持者や市町村職員などを対象とした技術講習会を行うこととされております。市といたしましても、これらの動きを踏まえまして二つの取り組みを考えております。まず一つ目は、猟友会による捕獲活動の充実です。猟友会では、分会ごとに狩猟場所がある程度限定されておりますので、会員だれもが山鹿市全域で活動できるよう、この問題を猟友会と一緒に検討し、解決することでイノシシの捕獲強化に努めてまいりたいと思います。さらに、狩猟期間以外の春から秋までのいわゆる農繁期に集中して捕獲するような指導や推進もあわせて行ってまいりたいと考えております。

二つ目は、市役所職員による鳥獣被害対策実施隊の設置です。先ほど福本議員からも多良木町の紹介がありましたが、市役所職員によるわな猟免許の取得と実施隊を設置することによりイノシシ捕獲における猟友会の活動を補完したり、アナグマやアライグマなどの小動物駆除に対する機動的な対応に努めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、イノシシの捕獲は猟友会の活動が最も重要ですので、今後とも猟友会と十分協議しながら取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

立山議員、了解ですか。

**○11番（立山　隆君）**

終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、立山議員の一般質問は終了いたしました。

**○17番（永田紘二君）**

議長、関連質問。

○議長（横手啓介君）

関連質問の申し出がありましたので、これを許します。永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

○17番（永田紘二君）

17番議員の温もりの会、永田です。今のイノシシの捕獲対策について関連質問をしたいと思います。実は２月11日の新聞を皆さん見られたと思います。上天草市で１人の人がわなを仕掛けて年間300頭から400頭とるという新聞が出ました。それを執行部にも調査をしていただいて、どういう形なのかということで調べていただきましたけども、基本的には、猟友会の人が30か40のわなを許可をもらって、それを農家の人たちに管理をしてもらうと。最終的にはそこで集めていくという戦略だそうです。写真自体は正しいものじゃなかったようですけども、そこら辺の内容等そういう考え方の整理を進めていかれるのか、そこら辺をご質問したいと思います。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。潮﨑部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

イノシシの箱わなにつきましては、先ほども触れましたように一つは猟友会の活動を活発化させていきたいというのとあわせまして、市の職員による実施隊というのを考えております。市の職員による、いわゆる箱わなの設置について機動的に設置をするという目的がありますし、それにつきましても猟友会の会員の皆様の協力を得ながら、また地域のそれぞれの地元の方の協力を得ながら進めていきたいなとは考えてはおります。どういう形が一番いいのか、具体的にはこれからですけれども、山鹿市の被害防止対策協議会というのも設置しておりますので、そういった中で具体的な取り組みについては検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

以上で、永田議員の関連質問は終了いたします。

次の通告順により、藤原豊議員の発言を許します。

藤原議員。

［９番　藤原　豊君　登壇］

○９番（藤原　豊君）

議席番号９番、みらい山鹿、藤原豊です。昼前にどうしてもやりたくてお願いしまして、しばらくの間おつき合いをお願いいたします。

通告に従いまして一般質問１個だけいたします。学校の統廃合に伴う地域の活力

の低下について。学校の統廃合により閉校になる学校が出てきます。100年、120年と継続した学校、小学校を卒業して大人になり、この学校の前を通るたびになぜか落ちつくことができ、心休まる地域のシンボルであります。今までにあった学校が閉校してしまうということは、地域の中心的拠点がなくなってしまうということであり、その寂しさは卒業生、保護者、教職員だけでなく、その地域にかかわるすべての人々にとってはかり知れないものがあるのではないでしょうか。学校は、それぞれの地域にあって歴史的な経緯からも地域とのかかわりが大変深く、地域住民にとっては心のよりどころであります。しかしながら、将来を担う子どもたちの教育環境から考えたとき、未来の山鹿を担う子どもたちを考えたときに、この統廃合というものは避けて通れないものではあると認識いたしております。しかしながら、今、学校の閉校と同時に考えていかなければならないのは、統廃合が地域活力の低下につながりはしないかということです。学校がなくなることにより、今より地域の過疎化がますます進み、地域の存続さえ心配する状況にならないかと危惧しております。地域の活力維持・向上のためには何か手を打つ必要がないでしょうかと思います。市では何か方策を検討された経緯はありますか。統廃合後の地域の存続、活力維持・向上に対する展望をお聞かせください。１回目を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

**○教育部長（倉原謙治君）**

藤原議員の一般質問、学校の統廃合に伴う地域の活力低下についてお答えいたします。小学校の統合再編に伴い、閉校となる学校跡地をどのように利活用できるかは地域はもとより行政においても大変重要な課題であると考えております。そこで教育委員会では、跡地の新たな活用により地域の活性化につなげたいとの目的のもと、跡地の利活用に関する方針を定め、市役所全体で利活用案を募り、検討を行っておりますが、有効な活性化案はないのが現状です。また、菊鹿地区の内田小学校校区では、各行政区の代表者からなる学校利活用検討組織を立ち上げられ、地域主体による利活用案を検討されており、教育委員会も連携した取り組みを行っているところです。学校跡地の有効活用につきましては、全国的にも先進事例は社会教育施設や体験交流施設などに限られておりますが、学校は、これまで地域におけるよりどころとして見守られてきた経緯等もあることから、地域の思いや意向をしっかり踏まえながら利活用の検討を重ね、よりよい利活用案を見出し、地域活力の維持・向上につなげていく必要があると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

藤原議員、了解ですか。

○９番（藤原　豊君）

議長。

○議長（横手啓介君）

藤原議員。

［９番　藤原　豊君　登壇］

○９番（藤原　豊君）

２回目はちょっと地元のことでお尋ねいたします。菊鹿の内田地区の場合、バスがなくなる、小学校がなくなる、保育園もなくなる予定になっております。小学校の編成は確かに競争心をつけるとか、団体行動とか必要でやむを得ないとは思いますが、保育園にあっては、まず一番近い場所、便利なところ、安全なところで預かってもらえるということが親御さんにとっては一番重要なことではないかと思います。私たちの校区の園児・児童の多くは、祖父母と一緒に暮らしており、祖父母による園児・児童の送迎ができるのも三世代が同居しているからこそであります。また、それが地域のいろいろな行事を支えてくれています。三世代が一緒に住める環境をつくるのも市の仕事ではないでしょうか。今の子どもたちが本当に自分の生まれたところを好きになってもらわなくてはますます人が減ってしまいます。保育園がなくなることは過疎化に拍車をかけるように思えます。将来的に30名の園児確保が見込めない保育園は廃止すると聞いておりますが、この前、全員協議会のとき、家入議員が言っておられましたことですけど、内田校区の出生年齢別数は平成17年度８名、平成18年度12名、平成19年度４名、平成20年度９名、平成21年度８名、平成22年度４名で合計45名、内田校区だけで45名の就学前の子どもたちがおります。菊鹿地区では、保育園の数に対して園児数が少ないので、内田地区だけには保育園は置きませんではなく、民営化したりとか、今の私立の保育園の分園の方法とか、内田に保育園を残す方法はないものかと思います。また、小学校の跡地の利用問題も、統廃合の計画と並行して進めていかなければなりません。教育委員会の指導で統廃合が終わりました。さあ跡地はどうしましょう。「地域振興室さん、お願いします。」、それじゃ余りにも市としては乱暴ではないでしょうか。跡地の活用が、地域の活力維持向上につながる施設であるとか、使い方であるためには、市が市長部局とか、教育委員会部局というのではなく、山鹿市として地域住民と協議をしながらやっていくのが、今後必要ではないかと思います。地域の代表者の人たち、地域から市役所に勤められている人たち、各種団体の人たち、ＰＴＡなどと市が、地域振興室とか、どこかに窓口を設け、地域のあり方をどう進めていくかという論議を、

一緒になってやっていくのが基本的なスタンスだと思います。地域を巻き込んだ市全体での検討・取り組みをよろしくお願いいたします。それから、現在、閉校が決まっている学校、そして校舎を解体する学校、校舎を利用する学校が出てくるものと思いますが、それぞれどのような扱いを考えておられるのか、お聞きいたします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

２回目の質問にお答えします。子どもを守り育てていくことは、地域の未来を育てることであり、保護者だけでなく社会全体が責任を負う営みであります。子どもの個性と人格を尊重し、乳幼児期の保育・教育として、その時々にふさわしい体験や経験を重ねながら伸び伸びと人格形成の基礎を培うことができる環境を整備していく責任があります。近年、少子化、過疎化の進行により子どもが減少している状況をとらえ、子どもの育ちという観点から、平成21年８月公立保育園再編整備計画を策定したところです。その目的の一つに、定員60名を適正規模とした子ども集団の確保を挙げています。子どもが仲間と一緒に過ごす楽しさを知る初めての集団が保育園です。そのときの経験がその後の育ちに大きな影響を与えることを考えるとき、どのような集団の中で過ごすかということは、その子の成長にとってとても大切なことです。同年齢の子どもと遊ぶこと、友達関係をつくることが社会性の発達の上で非常に重要になります。菊鹿地区においては、三つの法人保育園によりこのような乳幼児期の保育・教育を目指して進めていくことをご理解いただきますようお願いいたします。以上、ご答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

**○教育部長（倉原謙治君）**

２回目のご質問にお答えいたします。小学校の跡地の利用問題につきましては、山鹿市立小中学校規模適正化等に伴う廃校・廃園の利活用に関する方針を定め、利活用に関する検討会議を開催して活用案を募集したり、対象地域に跡地利活用の検討組織を立ち上げていただくなど、統廃合の計画と並行して進めているところです。今後も市役所全体での取り組みを推進するため検討会議を開催し、地域との連携を図りながら地域活力の維持・向上につなげていきたいと考えます。また、現在、川辺小学校、鹿北地区の３小学校、菊鹿地区の内田小学校及び城北小学校が廃校施設となると想定しておりますが、建築後の経過年数等さまざまです。建築年次が古く、

老朽化が著しいものについては解体し、利活用が可能な施設については地域の方々の意向を十分把握し、よりよい活用策を講じなければならないと考えているところです。以上、ご答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

藤原議員、了解ですか。

**○９番（藤原　豊君）**

終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、藤原議員の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

**散　会**

**○議長（横手啓介君）**

これをもちまして、本日の質疑・一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後０時16分　散会

～～～

３月６日（火曜日）

# 平成24年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

## 議　事　日　程（第３号）

平成24年３月６日（火曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．藤本　芳雄

一般質問

（１）中学校の武道必修化への現状と課題について

（２）周辺地域に対する振興策の強化について

①自然・食・農を生かした農山村地域の活性化について

②地域ぐるみの有害鳥獣対策の推進について

２．森　久雄

質疑

（１）議案第23号　平成24年度山鹿市一般会計予算

①Ｐ101（目）農業振興施設費　生ごみ堆肥化施設整備事業

一般質問

（１）地方バス対策について

（２）市街地循環バスについて

（３）防災行政無線整備について

（４）市長説明要旨におけるあいさつ運動について

（５）「里山暮らし」について

３．原　　徹

一般質問

（１）山鹿市介護保険事業について

（２）山鹿市後期高齢者医療事業について

４．冨丸　洋一郎

一般質問

（１）社会福祉協議会について

（２）循環バス、あいのりタクシーが利用できない人への対応について

５．北原　昭三

一般質問

（１）農業の振興について

①新規就農総合支援事業について

（２）不育症治療への公費助成について

（３）情報バリアフリー化の推進について

①「音声コード」読み取り可能な携帯電話について

②ホームページへの読み上げ機能の導入について

○

**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

○

**出席議員（30名）**

| | | |
|---|---|---|
| １番 | 永田　健 | 君 |
| ２番 | 稲葉　昇 | 君 |
| ３番 | 藤本芳雄 | 君 |
| ４番 | 福本義文 | 君 |
| ５番 | 冨丸洋一郎 | 君 |
| ６番 | 藤本峰秀 | 君 |
| ７番 | 北原昭三 | 君 |
| ８番 | 芹川正美 | 君 |
| ９番 | 藤原　豊 | 君 |
| 10番 | 立山秀木 | 君 |
| 11番 | 立山　隆 | 君 |
| 12番 | 原　徹 | 君 |
| 13番 | 平井邦廣 | 君 |
| 14番 | 吉本政幸 | 君 |
| 15番 | 池田誠一 | 君 |
| 16番 | 堀　茂幸 | 君 |
| 17番 | 永田紘二 | 君 |
| 18番 | 森川昭彦 | 君 |
| 19番 | 川野　功 | 君 |
| 20番 | 古荘克郎 | 君 |
| 21番 | 森　芳顕 | 君 |
| 22番 | 家入憲隆 | 君 |

23番　横手啓介君
24番　高野誠二君
25番　藤原　弘君
26番　森　久雄君
27番　太田黒鐵郎君
28番　丸山寛治君
29番　寺崎勇児君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

| | |
|---|---|
| 市長 | 中嶋憲正君 |
| 副市長 | 池田永実君 |
| 教育長 | 杉本作徳君 |
| 総務部長 | 本多隆文君 |
| 市民福祉部長 | 富田辰郎君 |
| 農林部長 | 潮崎昭二君 |
| 商工観光部長 | 三森兄臣君 |
| 建設部長 | 緒方淳一君 |
| 環境部長 | 古荘秀幸君 |
| 市民医療センター事務部長 | 荒木　隆君 |
| 教育部長 | 倉原謙治君 |
| 首席審議員兼会計管理者 | 富安　豪君 |
| 市民福祉部次長 | 有働　博君 |
| 市民福祉部次長 | 山口敦子君 |
| 農林部次長 | 冨田弘海君 |
| 環境部次長 | 中川秀人君 |
| 教育部首席教育審議員 | 川野富士夫君 |
| 総務課長 | 原　弘文君 |
| 企画課長 | 大林秀樹君 |
| 介護保険課長 | 川崎美明君 |
| 健康増進課長 | 田中修政君 |
| 国保年金課長 | 飯田啓詩君 |
| 農林振興課長 | 金光一誠君 |
| 商工課長 | 大森健司君 |

| | |
|---|---|
| 観光課長 | 早田順二君 |
| 住宅課長 | 山内敏雄君 |
| 環境課長 | 冨田龍也君 |
| 教育総務課学校教育指導室長 | 中川英明君 |
| 教育総務課学校教育指導室審議員 | 栗原豊子君 |

○

事務局職員出席者

| | |
|---|---|
| 議会事務局長 | 幸村英星君 |
| 局長補佐兼議会総務係長 | 渡邊義明君 |
| 議事係長 | 中村武志君 |
| 書記 | 森英州君 |

○

午前10時00分　開議

○

**○議長（横手啓介君）**

これより、本日の会議を開きます。

○

**日程第１　質疑・一般質問**

**○議長（横手啓介君）**

日程第１　昨日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。藤本芳雄議員。

［３番　藤本芳雄君　登壇］

**○３番（藤本芳雄君）**

議席番号３番、みらい山鹿、藤本芳雄です。今回、一般質問２問お願いしております。１問目は、中学校の武道必修化への現状と課題について。２問目は、周辺地域に対する振興策の強化についてをお願いをいたします。

まず１問目の、中学校の武道必修化への現状と課題について、お尋ねをいたします。

いよいよ新年度から中学校において、武道が必修となると聞きます。これは2008年に学習指導要領が改訂され、伝統と文化を尊重するという改正教育基本法の条文を反映したものとのことです。武道は、そもそも礼儀作法や平常心を養う精神性を重視する日本独自の文化であり、武道を学ぶことで相手を尊重し、礼儀を重んじる、日本の文化も学ぶことができると期待されています。しかし、最も心配なのは、安全面であります。現場の不安は、ぬぐい切れていないというのが現状であろうと思います。実は、今年、１月の中旬でありましたが、地元の私の母校でもあります鶴城中学校より「学校へ行こう会」の案内があり、授業参観と、その後生徒の皆さんと一緒に給食を食べるというものでした。議員３名のほか、平小城校区、三岳校区の校区長、そして公民館長など約20名ぐらいの参加でありました。学校長は昨年まで、本教育委員会におられた佐藤校長で、元気に頑張っていただいております。全学年、すべてのクラスの授業参観をさせていただきました。最後に武道館で３年生のクラスの柔道の様子を見学いたしました。当日は非常に寒いこともありまして、打ち込みの練習等もあっておりましたけども、少しぎこちないかなという感じもあり、また指導の先生の柔道経験はいかがかという思いもありました。武道館は、立派に整備されておりました。

そこで、武道と言ってもいろいろあるわけでありまして、山鹿市の６中学校での武道の種目及び武道場の整備状況について、お尋ねをいたします。１回目を終わり

ます。

**○議長（横手啓介君）**

これより執行部の答弁を求めます。川野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

**○教育部首席教育審議員（川野富士夫君）**

藤本議員の１回目のご質問について、お答えいたします。まず、市内中学校での武道実施の現状と武道場の整備状況についてですが、現在、現行の学習指導要領の中で、山鹿市内６中学校とも体育の武道の種目として柔道を実施しております。その選択状況につきましては、男女とも武道として柔道を行っています。例えば、１、２年生で必ず柔道、ダンスを履修しており、１年時に男子は柔道、女子はダンス、２年時に男子はダンス、女子は柔道というように、交代で選択をしております。ある意味では、武道につきましては既に１、２年生で必ず選択をするようになっているという現状があります。

平成24年度の山鹿市の６中学校の武道の予定につきましては、来年度から武道は柔道を行い、１、２年生の２年間で必ず履修する（必修）という計画をしております。理由としましては、これまで柔道を武道として実施してきた経緯があり、武道場もあり、柔道着も学校用として備えられているからです。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

藤本議員、了解ですか。

**○３番（藤本芳雄君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

藤本議員。

［３番　藤本芳雄君　登壇］

**○３番（藤本芳雄君）**

２回目の質問をいたします。道場の整備はしっかりできておりますし、また今おっしゃるように、柔道着というのも各学校にある。個人的には剣道もしていただきたいなという気持ちもありますけれども、剣道の防具になると一式相当な金額が、10万円以上かかりますので、価格からしても安いということだそうです。

実は、昨日の３月５日付の読売新聞がありますけれども、この中にも大きく「中学校の武道必修化について」という記事が大きくありました。全国版についてはニュースウィークリーという中で、柔道、安全な指導必要と、あるいは今おっしゃったように、漫画入りと言いますか、わかりやすく、４月から中学１年生は全員が武

道を何か一つ習うんだってとか、相手を尊重して礼儀を重んじる心を養うためだと、全国の６割以上の中学校は、柔道を教える予定とか、あるいは柔道経験の少ない先生もいるんじゃないか、事故のないように対策をとってほしいと、そういう記事でもあります。そして、読売新聞の熊本版には、熊本県の武道振興協議会の理事長で、山鹿市出身の北井さんの大きな記事あるいは写真も載って、柔道指導者授業派遣も、あるいは公立中学校の武道必修化の問題点も含めて記事がありました。先日、３月４日の３時台のテレビを見ていましたところが、芦北町で空手の大会があっておりました。１時間番組でしたが、最後のほうに、アナウンサーと協会の役員の方が、中学校の武道必須についての話が、数分でしたけどもありました。芦北町では、土地柄もあるかもしれませんが、中学校で空手を取り入れると、その一つに、指導者も多いし、授業中、部活は別途ですけども、授業中でも一般の方が指導に行かれる、行くことができるという環境があるようであります。

熊本のスポーツは伝統的に柔道、剣道あるいはなぎなたが盛んであります。ご承知のように、柔道は嘉納治五郎先生が熊本大学の前身である第五高等学校第三代校長に在任された明治24年８月から26年１月までの約１年半足らずの間、講道館柔道の基礎が熊本に根づくことになったと言われます。その後、多くの柔道家を輩出しました。ロサンゼルスオリンピックの柔道無差別級で優勝した金メダリストの山下泰裕選手は皆様ご承知のとおりです。熊本が尚武の国と言われるゆえんかもしれません。また、この山鹿地域も古くから武道の盛んな土地柄でもありました。カルチャースポーツセンターが完成し、くまもと未来国体の柔道会場、そしてまた現在も熊本県のほとんどの柔道大会が、この山鹿市で開催されております。大変ありがたい、そしてまた楽しみの一つです。

さて、中学校の武道に関してですが、環境整備については安心をいたしました。ただ一つ不安がある、あるいは課題を挙げるとすれば、指導者の確保であります。注意しても起こる骨折等のけがの発生であります。柔道経験のある指導者の配置、確保はどうなっているのか、十分な指導者の確保があるのか。また、文部科学省は不足する指導者の確保に地元の警察官ＯＢの方にもお願いしたいという考えを持っているようであります。やがて先生方の異動もあります。６中学校での指導者の確保あるいは、もし今年できないならば教育委員会として次年度に向けての黒帯をした指導者の確保もどう考えているのかをお尋ねをいたします。

２回目を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。川野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

○教育部首席教育審議員（川野富士夫君）

藤本議員の２回目のご質問、授業中での事故の現状と指導者の確保についてですが、柔道という運動の特性から、打ち身や捻挫等が起きる状況はありますが、近年、山鹿市におきまして授業中の骨折等の大きな事故は起きておりません。しかし、危険性はゼロではなく、指導法を間違えると事故につながるため、指導に際しましては十分な注意が必要です。山鹿市内におきましては、柔道や剣道等の武道に関しましては、ほとんどの体育教師が学んできておりますが、中学校すべての体育教師が柔道の専門というわけではありません。学習指導要領のねらいに則しながら指導していくことになります。これまでも柔道に取り組んできた実績もあり、各学校とも授業における事故防止対策を講じておられます。また、４月には早速、県の中学校武道（剣道・柔道）指導者安全講習会が開催される予定です。それを受け、必要でありましたら山鹿市としましても安全講習会の実施を初め、各中学校のニーズに応じて外部指導者や柔道協会あるいは警察官ＯＢの方々と連携を図り、地域指導者の活用等も視野に入れていきたいと考えております。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

藤本議員、了解ですか。

○３番（藤本芳雄君）

議長。

○議長（横手啓介君）

藤本議員。

［３番　藤本芳雄君　登壇］

○３番（藤本芳雄君）

指導者の確保、そして安全面もぜひしっかりと教育をしていただいて、日本人の日本人たる心をぜひ持っていただきたい。今、女性は強くなっておりますけども、日本人の男性が非常にひ弱になっておる。こういう中学校からの、遅いかもしれませんけども、武道を通して元気な、気合を入れる日本男児が育つように期待をいたします。

この武道必修化については、あす、専門の森川議員が質問予定でありますので、私の足りないところはしっかりとお尋ねをされると思っております。

次に、２問目の、周辺地域に対する振興策の強化についてということでお尋ねをいたします。

これは、２点についてお尋ねをいたします。中嶋市長は、平成24年度の重点的に取り組む施策の四つの重点の一つとして、「周辺地域に対する振興策の強化」という目標を掲げておられます。本来であれば、市長に直接お尋ねするところでありま

すけれども、内部についてでありますので、担当部にお伺いをいたします。その一つの柱に、「地域力を生かしたムラづくり」とあります。私は今回この中の二つの施策についてお尋ねをいたします。

①として、「自然・食・農を生かした農山村地域の活性化」についてであります。まち部の議員さんには失礼ですけども、私はかねてからまち部の中心部については中心市街地活性化等により、国県の補助はありますけれども、今までもいろんな目に見える取り組みがなされました。八千代座を初めとする豊前街道のまちなみ整備、電線の地中化であり、空き店舗対策等であります。その集大成としてのさくら湯の再生もあります。山鹿市の活性化は、郡部の、それもいわゆる農村部、農家の元気が本市の元気の源であると思います。そういう意味で、農山村地域への活性化対策は、大変ありがたく、また意義があるものであります。説明中、６次産業化などへの支援とありました。先日テレビでも６次産業化プランナーという言葉も聞きました。もう少し詳しく、そしてその支援策と、実績等についてお尋ねをいたします。

②として、地域ぐるみの有害鳥獣対策の推進についてであります。このイノシシ被害については、きのうも２名の方、そしてあしたも１名の方が予定をされております。あえてイノシシ被害に絞りますけれども、非常に、きのうも説明があっておりましたけども、イノシシの被害が多いと。稲葉議員が今まではイノシシの専門のように質問をされておりましたけども、非常に鹿北がイノシシが少なくなったという話でありまして、先日、稲葉議員の案内で鹿北まで見に行ってきました。立派なさくが張りめぐらされておりまして、イノシシが少なくなったと。平小城校区においても、２集落が、多いところで鶴城中学校の近くですけども、2000メートルから張りめぐらせて、非常にイノシシ被害が少なくなったという状況であります。しかしながら、地元の区長に聞きますと、ちょうど鶴城中学校の裏山からおりてきて、中学校のところがさくがないものですから、フェンスから出てきて非常にまた被害が多くなったということであります。きのうの部長の説明の中で、旧山鹿の校区別の捕獲頭数を見ても、鹿北をのかした多いところは三岳、三玉、平小城と、100頭以上捕獲はできたという実績もありますし、非常に私どもの平小城校区にもイノシシが多く発生した。一番初めに見ましたのが、２月あたまでしたけども、私は平小城小学校のすぐそばにおりますが、うちの自治区で地区公民館の清掃作業をやりまして、その後、ちょうど学校の上りの道路ですけども、土手がくえとるということで、役員とその確認をしておりましたところが、ちょうど市長も教育長もご存じと思いますが、県道から平小城小学校に右に曲がってほんの２、３秒もせんうちです、ガードレールの右側がもう二十数年、まさに荒れ放題の田んぼだったところですけど、それが谷沿いに300、400メートルと言いますかね、１町歩以上荒れています。

そこにまだ朝の10時台に40キロぐらいのイノシシが走り回っておる。２頭おりました。そしてその後、十日ぐらいだったと思いますけれども、きのうご案内がありました、平小城保育園の周辺の私の田んぼもしかりですけども、非常に荒らしておるということでありました。平小城保育園に行って、ちょうど園長先生が留守でしたので、イノシシは見ましたかと、若い保育士の先生に話しましたところが、この前、４時ごろ下の田んぼでイノシシさんを見ましたと、やっぱり保育の先生はウサギさんとかいろいろ優しいものですから、イノシシにもイノシシさんということで説明がありました。平山温泉周辺にも非常にこのごろイノシシが出没しまして、温泉客の方が浴衣着で散歩をしようとしても怖いという電話が何回もあったということで、その後、担当の若い職員の方が広報で、こういうことでイノシシが出ておりますという広報をしていただいておりましたので、このごろはあまり見かけませんけれども、非常にイノシシが多くなったということであります。また、そのほかの取り組みもありましたらぜひお聞かせをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

まず、１問目のご質問であります、自然・食・農を生かした農山村地域の活性化について、お答えいたします。

まず、６次産業化とは、というご質問ですが、１次産業であります農林業者が農林産物を生産するだけでなく、２次産業である食品加工、３次産業である流通・販売まで視野に入れた事業展開をすることにより、農林業者がより多くの利益を追求できる仕組みです。１×２×３で６になることから、６次産業化と呼ばれています。経営の多角化に挑戦しようという意欲ある農林業者を応援するため、国も最近ではその支援に力を入れてきております。

次に、本市におけます６次産業化への支援策ですが、平成22年度より支援を開始しております。支援内容は、農林業者を中心として結成された組織に対し、２年または３年の期間に、１組織当たり300万円を限度に補助するものです。これまでの実績例といたしましては、平成22年から平成23年度において、「菊鹿町干し柿研究会」が地域の特産物である渋ガキを干しガキに加工し、「あんぽ柿」という名前で商品化をされ、九州管内のイオングループに販売されております。また、「やまがファーマーズ夢想会」では新しい品種のサツマイモを栽培され、「灯籠蜜芋」という名前で焼き芋やアイス、焼酎へ加工され、東京の市場や地元の物産館などに出荷

されております。また、平成23年度からは鹿本地域で中分田加工グループ「あぐり」が地域営農組織が法人化した「中分田ファーム」と連携して、大豆加工品の開発や、高齢者、女性農業者でも栽培可能な軽量野菜の生産と加工品の開発及び学校給食への導入を計画されております。また、菊鹿地域では、合鴨米生産者の高齢化に伴い、活動継続が困難なことから、域外からの新規就農者を含めた新たな組織、「相良あいがもん倶楽部」を設立され、合鴨米の生産、菊鹿栗のブランド開発、休耕田を利用したソバの試験栽培などを計画され、販売に向けた取り組みを支援しております。そのほかにも事例はありますが、いずれにしましても所得の向上や地域の元気づくりにつながっているところです。

続きまして、有害鳥獣対策について、その他の対策があればということで、地域ぐるみの有害鳥獣対策の推進についてお答えをいたします。イノシシなどの有害鳥獣対策が生産現場での喫緊の課題となっていることから、市としては、その対策として有害鳥獣の捕獲や防護さく、電気さくの設置について、平成20年度から本格的な支援を行ってきました。その結果、平成20年度から平成23年12月末まで4941頭のイノシシが捕獲され、被害総額もかなり減少はしてきておりますが、最近では新たな地域で被害が発生したり、鳥獣の種類もイノシシ、カラス、ハトなどを中心にシカ、アナグマなども見られるようになりました。鳥獣被害の防止には、防護や捕獲などはもちろん、地域ぐるみの取り組みも必要であることから、今後は次の三つの対策を総合的に行うことで、より効果が高まるよう推進していきたいと考えております。

まず一つ目は、防護の対策です。防護さくや電気さくを使って地域ぐるみで山際を囲むなど、できるだけ広域的に設置を行い、被害面積の拡大を防ぐ方法であります。最も効果的な対策として、今後も重点的に推進してまいります。

二つ目は、捕獲の対策です。防護対策を行っても、なおかつ農地に侵入する有害鳥獣については捕獲をしなければなりません。具体的には、銃やわなによる捕獲になりますが、これについては中心的な役割を担う猟友会の活動の活性化を図ってまいります。また、アナグマ等の小動物の捕獲や住民の通報に応じたわなの設置などを行うため、市職員による鳥獣被害対策実施隊を設立したいと考えております。

三つ目は、寄せつけない対策であります。イノシシなどの鳥獣のえさ場にならないよう、野菜などの収穫残渣を圃場に放置したり、生ごみを農地や庭先に捨てないこと、また隠れ場所にならないよう、やぶや耕作放棄地の草刈りを行うとともに、防護さくを設置した地域では、定期的にさくを見回り、必要な補修を行うことなどを地域ぐるみで取り組む必要が重要です。今後は市、猟友会、森林組合及び農協などで構成します山鹿市被害防止対策協議会と協議をしながら、防護さくやわなの設

置推進とあわせまして、このような寄せつけない対策の推進にも努めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

藤本議員、了解ですか。

**○３番（藤本芳雄君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

藤本議員。

［３番　藤本芳雄君　登壇］

**○３番（藤本芳雄君）**

２回目の質問をいたします。農山村地域の活性化については、ただいま答弁がありましたように、非常に幅広くといいますか、たくさんの取り組み、また支援、その上立派に実績も上がっているようであります。なかなか私たちのまだ知らない取り組みもあっているようでありますので、ぜひ私たち、会派みらい山鹿でも現地研修、勉強会をさせていただきたいと、そしてお邪魔をしたいと思っております。

最後に、６次産業化以外の支援策と実績、また新年度が始まりますので、その補助制度の周知はどうされるのか、今後の地域支援の強化についてお尋ねをいたします。イノシシの被害については、非常に実績も上がっているようでありまして、きのうの話ではまだまだ90何キロメートルとかまだ要望が出ておる、また今後もそういう防護さくの申請もあると思います。ただいまの支援事業の中で、カキとかクリ、アイガモ米というお話が出ましたけど、そういう支援をしている、実績も上がっているというところも、ぜひこういうイノシシの被害がないように、幅広くまだまだ防護さくの拡大が望まれると思います。ただいまの地域を挙げてという取り組み、これは我々の集落でも本当にそう感じます。耕作放棄地が荒れ放題で、20数年、畑にも入っておらんのが山のようになっておる。高齢化は進んで当然おりますけれども、そこの地主の方、病気であったりご主人が亡くなって女手一人であったりとか、非常に草を刈るにも、刈払いを使うにも不可能であるという状況で、先ほどの小学校の下のほうにも、朝からイノシシが走り回っておるという状況であります。これを地域で、じゃあどうするかという今の話ですけど、そこだけならいいわけですが、ほかにも個人の荒れ地がある。区長さんたちとも、これはどぎゃんかせにゃいかんなという話はしますけれども、あくまでやっぱり個人の田畑でもありますし、子どもさんが熊本に行っておる、たまに帰ってきて草を切ってくれと言っても刈払いを使いきらんというような人もいらっしゃって、これは本当に地域を挙げて、農地水、いろいろも含めてでしょうけども、そういう荒れ地の管理をどうするかというのも、

大きな問題だと思います。

この農産物をどうやって守るかという県のパンフレットがありましたので、熊本県むらづくり課という、県のホームページを見ましたら、イノシシを含め非常に被害が熊本県中、どこが一番多いかとか、きのう福本議員がしっかり話しておられましたが、イノシシの習性含めて、詳しく載っております。また私もこういうのを勉強しながら、地域の皆さんと地域づくり、有害駆除に対してもしっかりと話し合って取り組んでいきたい。ぜひ地元、このごろは鹿北が少なくなったというのが、内野黒猪線もできまして、以前はイノシシが山越えして来よったんですが、トンネルもできましたので、このごろはイノシシがトンネルを抜けてきよる。これは冗談じゃないんですよ。実際にうちの地区、温泉の周辺の集落の人が散歩をしたり、山に行ったりしよると、あのトンネル辺りでイノシシを見ると、散歩をしよる奥さんたちが怖くて行けないという事例もありますので、農林部としては年次計画でいろいろなさると思いますけれども、そういう現状も踏まえて、ぜひ取り組みをお願いをいたします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

６次産業化以外での支援策ということで、お答え申し上げます。６次産業化以外での支援策といたしましては、平成21年度より加工品開発、消費拡大、体験交流などへの支援を行っております。主な実績といたしましては、加工品開発では鹿央町生活研究グループ味噌加工部に鹿央みそ、れんげ・カンパニーの大豆粉を使用し、鹿本町振興公社がつくる大豆パン、消費拡大ではたけんこ街道、体験交流では鹿央の里山体験ツアー、番所棚田ツアー、竹林オーナー制などへの取り組みに支援を行っております。また、平小城地区のひらすぎ会では、地元の高齢者や観光客をターゲットに、地元の農産物を使用した食を提供するとともに、高齢者が活躍するコミュニティの場の創出として、農家レストランの開設に取り組んでおられますが、これの支援も行っております。

次に、補助制度の周知につきましては、毎年４月に農林部関係全般の補助制度の説明会を旧市町単位に行っております。今後は、広報紙や市のホームページへも掲載し、さらなる周知を図るとともに、地域における意欲的な取り組みの掘り起こしにも力を注いでまいりたいと考えております。

今後とも、それぞれの地域が持つ力を生かした取り組みを支援することにより、本市の基幹産業である農業を基軸とした、地域の元気とにぎわいの創出につなげて

まいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

藤本議員、了解ですか。

**○３番（藤本芳雄君）**

終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、藤本議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、森久雄議員の発言を許します。森議員。

［26番　森　久雄君　登壇］

**○26番（森　久雄君）**

26番、民主党の森久雄です。今回は、質疑と一般質問を行わせていただきますが、まず最初に、質疑のほうから入らせていただきます。お尋ねは一問一答方式で行いますので、よろしくお願いをいたします。

質疑は、農業振興施設費、生ごみ堆肥化施設整備事業についてです。本事業は、私の委員会に付託される案件であると心得ますが、あえて本会議での質疑をさせていただきます。

質疑に入る前に、ぜひお聞きしておきたいことがあります。それは、バイオマスセンターについて、供用開始時点では施設や機械類の修理修繕等にかくも経費を必要とすることは想定されていなかったと思います。人件費や事務所光熱費などの必要経費を除き、施設運営に必要な各種機械や特殊車両のメンテナンス、施設の一つの売りであるメタンガスによる電源供給などの基本的な設備の維持管理に要してきた経費は、延べ幾らになっていますか。年度別に必要とした額をお示しください。この施設は、もともと旧鹿本町町民に終始した運用、利用を目的としていました。よって、能力もその限りであったと理解します。悪臭等についての理解もその点で得られていたものと思います。いかがでしょうか。ところが今回、この敷地内に生ごみ堆肥化施設が委託料700万円、工事請負費、生ごみ処理機６トン級１台、脱臭設備等を合わせまして6400万円、総額7100万円で整備する予算が提案をされました。このことについて、幾つかお伺いをしたいと思います。

１、当初、複数台を考えているやに聞いていました。しかも１台3000万円ほどで約１億円のお考えをお持ちになっていたと記憶をいたしております。今回の提案は、１台設置に7100万円であります。額にして倍の設備が１台として提案されました。複数台の必要性はなくなったのでしょうか。処理機は６トン級とありますが、それはどんなことを意味しているのですか。毎日６トンを処理できるという意味でしょうか。市内全域からの生ごみの搬入量はいかほどと計算されていますか。３台から

１台になったのは、処理能力の差だったのですか。ご説明をしてください。庁内ではどのような検討がなされたのですか。仕様についても研究がなされたものと思います。今回の提案に至ったプロセスを明らかにしてください。

２、今後、今までどおりに可燃ごみとして燃やしていく費用と、新たな設備整備に要するイニシャルコスト、メンテナンスコスト、堆肥製造販売等の経費を比較した場合、資源循環型社会の構築の考え方は横に置いて、厳しい財政事情からかんがみたとき、ぜひとも取り組むべき事業であるのかどうか。

３、ごみ処理機の契約方法はいかなるものですか。既設のバイオマスセンター設備のすべては導入時、１社随契でした。理由は、全国に先駆けての導入であり、仕様等についての知識や情報がないので、１社随契になったと聞いております。ゆえに、その後のあらゆる場面での取りかえや修繕等も必然的に同一会社に随契を余儀なくされてきています。この事態はだれでもわかるとおり、コスト高を避けられません。このたびの契約には議会議決は要りませんが、その契約方法、設備の保証年月は何年かなどをご説明ください。

４、この施設を整備して堆肥を行政がつくる意味は。また月にどの程度の製造販売見込みを立てておられるのでしょうか。

５、完全に可燃ごみと生ごみは分別されなければ、今後収集はされないことになりますか。このことについての住民コンセンサスはどのようにして得ていかれますか。

６、業者との関係はどうなりますか。可燃ごみ収集と生ごみ収集と業者さんは改めて契約を交わして存在することになりますか。

７、年度内共用開始を見込んでおられると思います。大量の生ごみ搬入、処理が始まることをバイオマスセンター周辺住民の人たちは同意をされておられますか。

８、バイオマスセンターのように、しばらく時間を経過するとメンテナンスにかかる経費が毎年少ない額ではなくなるという懸念がありますが、これは杞憂でしょうか。以上、お答えください。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

まず質疑の前にお尋ねの、バイオマスセンターの維持管理経費についてお答えいたします。バイオマスセンターの年度別に要した維持管理費は、平成18年度2558万6000円、平成19年度2517万7000円、平成20年度3068万3000円、平成21年度3006万4000円、平成22年度3557万9000円となっており、延べで１億4708万9000円となっ

ております。ちなみに、収入は延べで１億3404万5000円となっております。また、この施設は、議員ご指摘のとおり、旧鹿本町の運用・利用を目的とした計画となっており、悪臭などの環境保全対策につきましても理解が得られていると認識しております。

次に、８点の質疑にお答えしますが、５点目の分別の程度や住民のコンセンサスに関すること。６点目の業者との関係については環境部長に答弁いただくこととして、それ以外の６点について、私のほうからお答えいたします。

まず、質疑の１点目、今回の提案に至ったプロセスに関してですが、山鹿市総合計画後期計画や一般廃棄物処理基本計画に沿い、生ごみは新しいバイオマス資源として堆肥化することにより、農業生産の基本であります土づくりに活用することで、環境に優しい資源循環型農業を目指していくこととしております。

まず、市内全域から発生する生ごみの搬入量の試算につきましては、山鹿市一般廃棄物処理基本計画のデータである年間排出量4000トンを基本としています。当初は、この排出量を処理するために、１日４トンの処理が可能な生ごみ処理機３台を導入する計画としていましたが、過大投資にならないよう、モデル地区の分別収集実績のデータや自家処理の普及などを踏まえ、検討し直した結果、市内全域からの生ごみの搬入量を年間排出量4000トンの半分程度と想定し、6トン級１台としております。また、処理機の使用については、設置するに当たって広いスペースを必要としない、縦型のタンク方式で、複雑な構造や機能を有しておらず、維持管理がしやすい機器で、発酵槽のタンクが65立方メートルほどの容量を備え、日量６トンほどの処理能力を有する処理機１台を本体とし、堆肥化に適した水分に調節する粉砕、脱水機、スプーンやビニールなどの異物を取り除くふるい機、臭気を外部に出さないための脱臭設備などの附帯設備もあわせた計画としております。

次に、２点目の、燃やす経費と比べてぜひとも取り組む事業であるのかということですが、広域のクリーンセンターで可燃ごみとして焼却した場合の処理経費は、平成22年度で1キログラム当たり16.2円となっております。今回お願いしています、堆肥化施設の処理経費につきましては、イニシャルコストに係る減価償却費と、メンテナンスコストに係る維持管理経費を含めて、1キログラム当たり10円程度と試算しております。他市の状況を調べても、同じく10円程度のコストとなっており、焼却処理するより堆肥にしたほうが安く済むと考えております。

３点目の、生ごみ処理機の契約方法につきましては、競争入札を考えております。また、設備の保証期間は一般的に１年間となっております。

４点目の、行政が堆肥をつくる意味につきましては、生ごみを含む一般廃棄物の処理については、法に基づき市町村が行うこととなっていますので、生ごみについ

ては、燃やすのではなく、堆肥化することにより環境に配慮した資源循環型社会を構築していくために取り組むものです。また、安全・安心かつ高品質の農産物をつくるためには、堆肥を使った土づくりが不可欠であり、生ごみを資源として有効活用していくことに行政が率先して取り組んでいく必要があります。堆肥製造につきましては、月に約20トン、年間で240トンの生産を見込んでおります。販売につきましては、堆肥として利用してもらうため、成分試験及び実証試験を行い、なるべく安い値段で販売したいと考えております。

７点目の、周辺住民の方たちの同意につきましては、昨年６月から稲田校区の集落説明会を開催させていただき、バイオマスセンターで市内から発生する生ごみの搬入・処理についてのご理解をいただき、環境保全協定書の変更ができております。

最後の８点目の、メンテナンスにかかる費用につきましては、今回計画しています生ごみ処理機は省力・省エネタイプの作業性、経済性、耐久性にすぐれている機器を導入することとしており、メンテナンスに係る経費につきましては、既に導入している他市の事例で、設置後10年を経過し、これまでに修理に要している費用は年間50万円ほどと伺っているところであります。それらを参考にさせていただいて、ブロワーのベルト交換や潤滑油交換などの日常の管理経費が主な経費として、年間50万円から60万円程度と見込んでおり、メンテナンス経費はあまりかからないと思っております。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

**○環境部長（古荘秀幸君）**

森議員の質疑の５点目、生ごみ収集の考え方と、生ごみ分別に対する住民コンセンサスについて、お答えいたします。

生ごみの分別収集につきましては、合併当初より取り組んでおります鹿本地域を初め、現在31行政区のモデル地区で実施いたしております。モデル事業の効果といたしましては、地区住民のご理解、ご協力のもと、燃やすごみの大幅な減量化、量にして４割程度の削減を実現することができております。しかしながら、モデル地区において燃やすごみの内容物調査を実施しましたところ、まだまだ多くの生ごみやその他の資源ごみが含まれていることもわかりました。つきましては、平成25年度から生ごみの分別収集を市内全域での実施を目指してまいりますが、このような状況を踏まえ、燃やすごみの袋への記名のお願いや収集回数の見直しなど、生ごみ分別の徹底を図る対策を進め、それでも生ごみバケツの中に不適切なものが入っていたり、燃やすごみの袋の中に生ごみが入るなど、完全に分別されていない場合で

も、当分の間は収集しないということは考えておりません。なお、適正な排出徹底のお願いや、市民の皆様へのコンセンサスにつきましては、平成24年度において261すべての行政区に出向き、説明会の開催を予定しており、その中で、生ごみの分別の必要性や新たな分別収集体制のご理解など、市民との合意形成を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、６点目、生ごみ収集の委託について、お答えいたします。ごみ収集の方法のあり方の前提といたしまして、合併前のままで市内各地域で異なっているごみの排出方法や回数、分別の仕方などを根本的に見直し、効率的かつ効果的な新分別による排出方法や、収集運搬体制の市内統一化を図ることが最も重要であり、市民の皆様の理解と合意形成を図りながら、平成25年度からの実施を目指しております。その中で、生ごみ等を含めた新たな資源ごみを追加分別することで、燃やすごみが半減できると試算しており、平成25年度からの燃やすごみの収集回数は週１回での統一を予定しております。また、生ごみにつきましては、腐敗や臭気の関係から、特に夏場の保管等を考慮し、収集回数を週２回に予定しているところであります。なお、収集運搬方法につきましては、燃やすごみはパッカー車、生ごみは平ボディーの専用車での収集となることから、生ごみ収集の委託に関しましては、燃やすごみや資源ごみの収集とは別に契約する必要があると考えております。以上、答弁いたします。

**○議長（横手啓介君）**

森議員、了解ですか。

**○26番（森　久雄君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

森議員。

［26番　森　久雄君　登壇］

**○26番（森　久雄君）**

２回目の質疑を行いたいと思います。農林部長のほうからの答弁については、質疑という点からしますと、ほぼ理解をすることができました。質疑の２点目については、今の環境部長のほうのご答弁に対して、改めて追加して質疑をさせていただきたいと思います。

答弁では、これまでの31モデル事業の効果として、燃やすごみの大幅な減量化、量にして４割程度の削減が実現していると答弁をされました。しかし、モデル地区であっても、まだ完璧には分別できていないことも実情であると述べられました。さはさりとて、収集方法を生ごみ週２回、可燃ごみは週１回として、平成25年度か

らは市内全域での生ごみ分別を目指すとお答えになりました。そのため、平成24年度中に市内261全行政区に出向き、説明会を予定していくとも述べられました。是が非でもとの思いがうかがい知れますし、大変な時間と労力がつぎ込まれます。本案件にはこれまでの間、私なりに課題が幾つか見えておりました。それらの課題について質問いたしますので、お考えを明らかにしてください。

１、生ごみ分別収集を平成25年度から開始するには、市内全域の合意、いわゆる理解と協力が前提となりますが、今日、モデル事業さえ拒否されている校区があります。なぜ拒否されるのか、理由がわかっておられると思います。平成24年度中に理解が得られる見込みはありますか。理解が得られなかった地域については、そこは可燃ごみに生ごみが混在してもやむなしということで収集していくことになりますか。

２、山鹿市は既に相当な高齢化社会になっています。高齢化社会は65歳以下の人口が少なく、加えて少子化だということです。地域で支える力も減少していく社会です。平成25年度から、これまでの分別に加え、さらに生ごみ分別が加わり、老老世帯には相当に負担がかかっていくのではと心配しますが、この点についてはどのようにお考えになっていますか。

３、集合住宅やアパートにお住まいの住民の皆さんは、生ごみを生ごみバケツに収集日までとめ置くことが住居スペースの関係で、夏場などはかなりきついのではないかと心配しますが、この点はいかがでしょうか。

４、事業系ごみについても、生ごみ分別が加わります。事業系生ごみは、私の想像ですが、出る量は半端な量ではないと思います。よって、先ほども答弁がありましたが、毎日の収集が必要になってくると思います。そうしないことには悪臭に加え、不衛生になるものと思います。事業者さんと収集業者さんの世界になりますが、この点については指導も含めいかがお考えでしょうか。以上、２回目の質疑といたします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

**○環境部長（古荘秀幸君）**

森議員、質疑の２回目、生ごみ分別に対する住民の理解の見込み、高齢者世帯等の負担、集合住宅等への対策、事業所に対する取り組みについて、お答えいたします。

１点目の、生ごみ分別に対する市民の皆様との合意形成につきましては、平成24年度に予定しております、261すべての行政区への説明会の中で、生ごみの資源化

の必要性や、燃やすことより堆肥化することが処理コストの削減になることなどを十分に説明し、そのほか広報紙や環境便、出前講座などにより、市民の皆様にご理解いただくよう努めてまいります。収集につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、生ごみ分別の徹底を図るための対策を進め、市民の皆様へも丁寧に説明しながら、それでも燃やすごみの袋の中に生ごみが入るなど、完全に分別されていない場合でも、当分の間は収集しないということは考えておりません。

２点目の高齢者世帯につきましては、現在、生ごみ分別に取り組んでいただいております鹿本地域及びモデル地区におきましても、それぞれ可能な限りご協力をいただいておりますし、家庭内、地域内での相互補助等により、適正排出に努めていただいております。あわせて生ごみ処理機器の補助を実施することで、家庭より排出される生ごみの減量化を図ることも可能となっております。それでも対応することができない高齢者世帯等のごみ排出が困難な世帯への対策といたしましては、現在、試行的に取り組んでおります家庭ごみ戸別収集支援サービス事業により、行政として支援していく必要があると考えております。

３点目の、集合住宅や、アパートにお住まいの市民の皆様への対策といたしましては、地区説明会とは別に説明会を設けるなど、周知徹底を図るとともに、集合住宅等単位で収集所を設けるなど、排出されやすい環境を整えてまいります。収集回数につきましても、これまでの燃やすごみ週２回から、生ごみを週２回、燃やすごみを週１回と、排出機会はふえることになります。また、生ごみ処理機器購入補助金を活用していただくことも勧めてまいります。

４点目の、市内事業所への対策ですが、まず、議員もご承知のとおり、事業系一般廃棄物の生ごみは、市の施策に協力をいただき、事業者みずからの責任において、適正に処理する義務があります。このことから、現在も毎日処理場にごみを持ち込まれている事業所もあります。平成24年度の取り組みといたしましては、市内事業者に対しましても、生ごみの分別収集について周知し、ご理解いただくよう、新たに事業所用向けのごみ分別辞典を作成いたします。この辞典を活用した事業所の皆様への直接の周知活動を行うとともに、市内事業所のうち440の事業所がごみ収集運搬を委託されている許可業者の皆様を通じての間接的な周知も図りながら、生ごみ分別へのご理解、ご協力いただくよう努めてまいります。

いずれにいたしましても、ごみの減量化対策につきましては、市民の皆様のご協力が不可欠ですので、ご理解を得ながら、一体となって取り組んでまいります。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

森議員、了解ですか。

○26番（森　久雄君）

議長。

○議長（横手啓介君）

森議員。

［26番　森　久雄君　登壇］

○26番（森　久雄君）

環境部長のほうから、るるご答弁をいただきました。平成25年度という年度に相当な思いを寄せておられるということも理解をいたしましたが、最後に、簡単な質問を２点と、それから私の思いを伝えまして、質疑のほうは終わらせていただきたいと思いますが、高齢者対策に家庭ごみ戸別収集支援サービス事業が述べられました。これは、高齢者対策としては非常にありがたいものが考えられているなというふうに思いましたけれども、具体的な取り組みの内容と展開について、ご説明をください。それから、集合住宅単位で収集所を設けることについては、場所の確保等に困難性も考えられますことから、しっかり対応されますように、お願いをしたいと思います。そしてまた、以下のことを申し上げて、質疑を終わりたいと思いますが、平成24年度中に261行政区に出向き、理解を得た上で平成25年度開始を目指す考えでおられます。堆肥化施設は、議案可決になれば工事に入り、平成25年度から運用開始可能になります。よって、何が何でも市内全域での生ごみ分別を開始しなければと、決して無理をしないでいただきたいと思います。モデル地区でも可燃ごみ袋に生ごみの混在はあっております。市民の皆様の理解と協力が大前提です。加えて、各行政区のお世話の先頭に立っておられる嘱託員さん、区長さん、自治会長さん方の協力が不可欠です。資源循環型社会の構築は時間を要するものとお考えをいただき、今でも相当な先進地的取り組みがなされているわけでありますから、さらなる取り組みに当たっては、できることから焦らず取り組んでいただきたい。資源循環型社会の構築は、まさに住民と行政の協働であるということを申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

○環境部長（古荘秀幸君）

高齢者支援サービスにつきましてですけど、一定の基準を超える身体の不自由な方だけの世帯や、高齢者のみの世帯といたしております。現在、実績といたしましては６世帯、６名の方を支援いたしております。

集合住宅の収集箇所につきましては、今後、説明会を重ねながら住民の方と協力

して、ご相談しながらまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時12分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時27分　開議

**○議長（横手啓介君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの答弁に関し、修正がありますので、その発言を許します。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

先ほど森議員の質疑の前にお尋ねがございましたバイオマスセンターの維持管理費のことにつきまして、年度別に維持管理経費をお答えを申し上げ、その後また収入額を申し上げましたところ、ちょっと数字が間違っておりましたので、３カ所訂正をさせていただきたいと思います。

まず、維持管理経費の平成18年度の金額ですけれども、2558万7000円が正解です。1000円ほど間違っておりました。それから、平成19年度については2517万8000円ということで、これも1000円違っておりました。それから、収入の延べの金額です。１億3404万7000円と、2000円違っておりました。ここに訂正をして、おわび申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

それでは、森議員の発言をお願いいたします。

［26番　森　久雄君　登壇］

**○26番（森　久雄君）**

続きまして一般質問を一括でさせていただきます。

市長説明要旨及び平成24年度の予算に関する説明書を読ませていただいての質問です。質問項目は、質疑としては少し趣が異なりますので、一般質問とさせていただきます。

１、地方バス対策費で、総額8146万円が計上されています。目的としては、路線バスの確保は、買い物、通院に利用する高齢者や、通学に利用する学生等を中心に不可欠と言われていますが、実態はどうかとお尋ねをしたいのであります。私はしょっちゅうバスの乗車率を監視しているわけではありませんが、見かけるときは一人かもしくはゼロのような実態です。恐らく朝夕の通学時にはそれなりの乗車があ

っていると思われますが、そこを過ぎますと、後の便数はむなしく予定時刻を走るばかりになっているのだろうと思います。そこで、お考えいただきたいことは、各路線の利用実態を精査をして、もっと現実に即した方法を模索していただきたい。一つの提案を申し上げますが、路線バスを廃止し、その浮いた額の予算を利用限度を決め、その沿線地域に、例えば予約あいのりタクシーとか、特に高齢者に必要なとき、必要な時間にできるタクシーチケットの交付とかの事業に切りかえるなど、次年度へ向け、お考えいただきたいと思います。

２、市街地循環バスについても、700万円の予算は費用対効果の検証に基づいて計上されたものでしょうか。利用実態の把握に努めておられるのであれば、この予算も求めておられる成果に近づけるため、１点目にも述べました使い勝手のよい、必要なとき、必要な時間に利用できるタクシーチケットの交付とかの事業に柔軟に切りかえることを検討されますよう望みます。いかがでしょうか。

３、防災行政無線施設整備について伺います。４月から鹿北で、10月から菊鹿、鹿央で運用開始になります。老婆心ながらお伺いをします。屋外のスピーカーから流れる放送が山間地で各戸に明瞭に届くかは十分事前調査をなされているのでしょうか。それとも、運用しつつ改善していくのでしょうか、お聞かせください。

もう１点は、既設の山鹿地区の市民の声がありますので、おつなぎし、対策としての実態調査のためのアンケート調査の実施をお願いするものであります。私は白石十三部に住んでおります。隣接して鹿校通がありますが、それらのエリアを一つの屋外スピーカーがカバーしていると思われます。鹿校通のご高齢の住民から、よく聞こえない、聞き取りにくいと訴えられました。耳がご不自由であるようなことはありません。「聞こえないことは老老で暮らしているので不安である」と。この声は聞き捨てならないと思いました。行政サイドとしては、抜かりなく対策は立てておられると思いますが、今一度、きめ細かく住民の声を拾う意味でも、そのエリアをアンケート調査してもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

４、市長説明要旨で、「青少年を地域で守り育てる社会を目指して、あいさつ運動を展開する」とあります。このあいさつ運動が青少年に限らないことが今後の観光にとって肝要であるという意見を述べてみたいと思います。私は、ウォーキングで家の近くの鹿本高校の生徒や山鹿中学校の生徒たちと会うことのあるルートを歩きます。そのウォーキング中に、実にさわやかな瞬間を味わうことがしばしばです。どんな瞬間かと申しますと、生徒たちのあいさつです。多くが子どもたちからのあいさつです。無視して行き過ぎようとする子どもに、私からあいさつの言葉をかけます。そうしますと、やはりきちんとあいさつを返してくれます。山鹿市内の子どもたち、児童、生徒は、みんなさわやかなあいさつができるんですね。ところで、

大人たちはどうでしょうか。博多からよへほ号で山鹿を訪れるお客様は、毎便満員であると聞いています。新幹線で新玉名から山鹿に来られるお客様もふえつつあります。今秋のさくら湯完成後はもっとお客様の入りがふえると思います。さてそんなとき、子どもたちのように口角を上げて「こんにちは」とあいさつが交わせるのでしょうか。顔見知りばかりですというような地域では、さまざまに相手を気遣う言葉でのあいさつが交わされるものと思います。しかし、見知らぬ人と行き交うとき、どんなあいさつを交わすことができるのでしょうか。私を知らないのに、児童、生徒たちはちゅうちょなく間髪入れず、元気よくあいさつしてくれます。これが学ぶべき態度だと思います。今、山鹿の大人が努めるべきは、青少年のあいさつ運動と並行した恒常的なあいさつ運動に取り組むことであろうと思います。そうすることが、ひいては観光地としてのおもてなしの心を醸成していくものと思います。今日では、観光と言えば名所旧跡などの光を見るだけでなく、その地に暮らす人々も光として見て、幸せを感じる「感幸」になっています。そのような幸せを感じる感幸地になるべく、全市民で取り組むあいさつ運動の展開を提案します。いかがでしょうか。

５、「里山暮らしいきいきモデル事業」について。今回、鹿北地域の伝統行事や収穫祭などの催し、農産物をＰＲし、「ない物ねだりよりも、ある物探し」などの企画で事業展開がされます。期待される成果の一つに、高齢者の生きがいづくりに寄与するとあります。特にすばらしい発想と思いましたのは、ない物ねだりよりある物探しです。里山に当たり前にある物が、実は都会からするとない物ねだりにもなって、そこを求めた交流が図られれば、活性化の言葉の響きが、うつろから生き生きとしたものへ変わっていきます。

この事業の成功にぜひ添えていただきたいものが二つあります。一つは、今述べました、あいさつ運動。もう一つは、平成26年度までに基盤整備が行われる光ブロードバンドです。まずは、モデル事業ですが、何としても成果を出していただき、この事業を次の地域への希望の光へとつなげていただくことを願いまして、一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

森久雄議員の１点目の質問、地方バス対策と、２点目の質問、市街地循環バスにつきましては、関連しておりますので一括してお答えをいたします。

まず１点目の、地方バス対策につきましては、路線バスは、本市公共交通の基幹

交通として、市民の皆様の買い物や通院、また通勤、通学など、市民生活に必要不可欠な交通手段であると認識しており、今後とも路線の維持、確保に努める必要があります。そのため、平成24年度においても、19路線の運行維持のため8146万円の予算を計上しているところです。しかし、議員ご指摘のとおり、路線や時間帯によっては利用者が少ない便もあり、運行費補助の増額にもつながることから、バス路線の全体的な見直しも必要であると考えております。そこで現在、バス路線の改正に向け、主要事業者である九州産交及び産交バスと協議を重ねておりますが、両事業者とも利用者の減少に伴う収益の悪化に強い危機感を持っておられ、政令市となります熊本市の区バス運行開始に合わせ、本年中に大幅な路線ダイヤの改正を行うと聞いております。本市におきましても、今回の路線ダイヤ改正に合わせ、利用実態を精査した上で、全路線を対象に便数や時間など、全体的な見直しを実施したいと考えております。しかしながら、路線バスは、複数の自治体を結んで運行しているのがほとんどであり、当該自治体の承認を得る必要があること、また利用者への影響も大きいため、大幅な路線の改正は難しいのも事実です。

以上のことから、今後も利用促進に努めながら、より利便性の高い運行となるようにしてまいりたいと考えております。

次に、２点目の市街地循環バスにつきましては、市街地における通院や買い物など、広く利用いただいておりますが、利用者数は運行当初の7000名からほぼ横ばいの状況です。そこで、路線バスと同様に、平成24年度、乗降調査を実施した上で、運行経路や運行時間、便数、料金等について検討し、見直しを行いたいと考えております。その結果、見直しても利用者の増加や収益等の改善が図られない場合は、廃止を含め、再度検討してまいりたいと考えております。なお、利用の少ない路線バスや循環バスを廃止して、高齢者の方へ必要なときに、必要な時間に利用できるタクシーチケットの交付はできないかとのご提案がありました。本市の公共交通の利用状況を見ましても、多くの高齢者の皆様が利用されております。したがいまして、今後はタクシーチケットの交付を含め、本市の公共交通施策として、今後どのような対策が効果的なのか、他の自治体の先進事例も参考にしながら、十分検討し、実情に応じた利便性の高い、持続可能な公共交通の整備を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問の３点目、防災行政無線施設整備についての防災行政無線放送の音声について、お答えをいたします。防災行政無線施設の屋外放送設備の設置場所につきましては、電波の受信環境や音声の到達範囲等に関する事前調査の結果を踏まえ、選定をしているところです。今回整備します屋外放送設備は、オフトークなどの室内放送設備とは異なり、屋外にいる人でも聞くことができるというメリ

ットを持つ反面、放送設備からの距離や地形、家屋の構造による伝達音量の格差や、風雨など気象状況による影響を受けやすくなります。また特に山間地で多い、音声の反響現象の発生も否定できないところです。その対策としまして、スピーカーの方向や音声出力の調整により、一定の解消を図ることは可能であり、運用開始前の試験放送段階において調整を行うこととしております。

続きまして、ご質問の２点目でございます、山鹿地区における難聴エリア把握のためのアンケート調査について、お答えをいたします。１点目の答弁でも触れておりますとおり、屋外放送設備の性質上、例えば、隣接した家屋でも構造、材質、建具の違いなどから、放送の明瞭さの度合いについては差異が生じるところです。このようなことから、現時点における特定地域を対象とした戸別アンケート調査は行っておりませんが、既に放送が聞き取りにくいなどといった報告は、嘱託員さん方を通し、数件受けているところです。この中で、難聴エリアが広範に及ぶような地域については、専門業者に調査をさせており、その結果を踏まえ、必要な地区には新たに屋外放送設備を設置することを検討してまいりたいと考えます。なお、住民向けの防災行政情報の入手方法につきましては、熊本県防災情報メールや、携帯電話各社エリアメール、山鹿市情報メールなど、携帯電話やインターネットでの配信サービスも多数開始されておりますので、市民の皆様の活用促進に努めてまいります。また、今後も進展するであろう高齢社会の中におきまして、高齢者に対する防災情報提供のあり方につきましては課題を抱えていることからも、各行政区における自主防災組織の結成要請とあわせ、確実な情報伝達システムの確立を検討すべきものであると認識をしているところです。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

**○市長（中嶋憲正君）**

ただいまの森議員の、あいさつ運動の推進についてのお尋ねにお答えいたします。ただいま、議員が述べられましたとおり、山鹿市内の小中学生のあいさつは、大変すばらしいものであると思います。これは、私の個人的な評価ではなく、最近、よく耳にすることが、市内にあります国県の出先機関や企業のトップの方々が、市外から本市に赴任されて「一番驚いたのは子どもたちのすばらしいあいさつです。」と、口々におっしゃることからも、広く認識されていると思います。このことは、大変ありがたく、うれしいことですので、教育委員会を通じて学校、先生方、子どもたちにもお伝え願っておるところです。ぜひこうした子どもたちのすばらしさ、頑張りを源にして、市民の皆様には元気のいいあいさつとおもてなしの心で、山鹿

を訪れていただく方々を温かくお迎えしていただきたいと思います。そうすることで、市内のあちこちでありがとうの言葉が飛び交うような感謝の心があふれる山鹿づくりができると考えております。

説明要旨の中で申し上げましたとおり、ハード事業を着実に進める一方で、ソフト、つまり心の部分の充実が大切であると強く思っております。そういった思いを込めて、将来都市像に掲げる、「温もりの都市やまが」に視点を当てた取り組みをしっかりと進めてまいります。

ただいま、森議員ご提言の、全市民を挙げてのあいさつ運動の展開、しっかりと受けとめさせていただき、速やかに実践してまいります。どうか議員各位、そして市民の皆様のご理解、ご支援よろしくお願いを申し上げまして、お答えといたします。

**○議長（横手啓介君）**

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

森久雄議員の５点目の質問、「里山暮らしいきいきモデル事業」につきまして、お答えをいたします。本事業は、人口減少及び高齢化率が最も顕著で、特に過疎化が進行している鹿北地域をモデルとして、人、自然、農林産物などの地域資源を生かしながら、地域住民が主体となった特色ある取り組みを支援するものであります。鹿北地域は、本市の中にあって、地理的条件も厳しく、面的、量的に農産物の生産や販売ができにくいため、荒廃が進む農地も高齢者の手によって守られている現状にあります。反面、地域のつながりや伝統的な催し、産業祭などは本市の中でも特に残っている地域でもあります。このため、ない物ねだりよりある物探しを基本に、地域が行っている隠れた資源を掘り起こし、光り輝かせる取り組みや、将来にわたって生き生きと暮らし続ける取り組みなど、地域住民が主体となった活動を支援するものです。具体的には、都市住民等が鹿北地域に足を運び、知ってもらうための広告、宣伝、誘客活動を行うとともに、交流体験ツアー等を実施しながら、都市住民との交流を深め、鹿北ファンの獲得を目指してまいります。このように、都会にない物、里山だからこそアピールできるものに光を当て、それらを武器にしながら、都市住民等にありのままの鹿北地域を知ってもらうことで、人と人の交流、顔の見える交流が始まり、それが農林産物等の販売につながり、ひいては所得向上や高齢者の生きがいづくりへと効果が広がっていくものと思われます。議員ご提案のように、都市住民の方々が里山を訪れ、気持ちよくお帰りいただき、今後も交流を続けていく上でも、行き交う人のあいさつは大切であります。また、光ブロードバンド

の整備・活用につきましても、地域情報を発信する有効な手段であると考えます。いずれにいたしましても、まずはそこに住む人が無理なく、楽しく、継続的に活動していくことが大切でありますので、その点を十分に考慮しながら、地域が輝き、住み続けたい里山となるように支援してまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

**○議長（横手啓介君）**

森議員、了解ですか。

**○26番（森　久雄君）**

終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、森議員の質疑、一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後１時より再開いたします。

午前11時51分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午後１時00分　開議

**○議長（横手啓介君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、原徹議員の発言を許します。原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

**○12番（原　　徹君）**

12番、日本共産党の原徹です。私は、福祉問題にかかわりまして２問一括方式で一般質問を行います。質問に入る前に、資料を準備しましたので、議長に資料配付の許可をお願いいたします。

**○議長（横手啓介君）**

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第150条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［資料配付］

**○12番（原　　徹君）**

それでは続けます。昨日、運輸業を経営されております高野議員から、大変厳しいと、経営が厳しいというような紹介がありました。長引く不況で市民の生活はますます厳しくなっております。２年半前に民主党は、国民の生活が第一と訴えて政権についたわけですが、政治は変わったでしょうか。市民の間からは、「変わるどころか自民・公明政権より悪くなった」との声は少なくありません。なぜこのような政治になっているのか。そこには二つの要因があると考えます。一つは、民主党

政権も自・公政権と同様に、アメリカべったりの政治になっていること。もう一つは、これも自・公政権と同じように、国民本位の政治ではなく、財界・大企業優先の政治になっているということです。この不況の中でも大企業は内部留保として266兆円もため込んでいると言われています。この二つの政治の異常から抜け切れない政治が続いていることが、国民にとって最大の不幸を招いていると考えます。野田首相は、税と社会保障の一体改革を繰り返し主張しておりますが、裏を返せば、いかにして消費税を10％以上に増税し、いかにして社会保障費を切り捨てて国民負担をふやし、大企業や富裕層が要求しております法人税の大幅減税や証券優遇税制を継続させようとしているところが見えてくるわけであります。国民から見れば、一体改革でなく、一体改悪なのであります。消費税は大企業にとっては消費税の上乗せをしたり、あるいは輸出をすれば輸出戻し税といって消費税が返ってくるわけですから、痛くもかゆくもありません。中小企業者にとっては死活問題であり、また所得が低い人ほど負担率が高くなる、まさに不公平税制であります。むだな事業を廃止すれば、消費税を増税する必要はない。このように考えます。大企業への年間１兆7000億円の減税、米軍への思いやり予算2800億円、１機100億円の戦闘機42機4200億円、一度は民主党はマニフェストで廃止を訴えた八ッ場ダム、またこれを復活させようとしていますが9000億円、原発推進予算4200億円、そして政党助成金320億円など、これらを廃止すれば７兆円から８兆円の財源が出てくるそうであります。それでも財源が不足する場合は消費税ではなく、所得の多い人ほど税額が大きくなる累進課税をとるのが妥当であると考えるわけです。アメリカやヨーロッパなどでは、何億円と稼ぐ富裕層は自分からもっと税金をかけろ、我々にもっと税金をかけてくれ、こういう富裕層がいますが、日本にはまだ出てきていません。年間７億円から８億円を稼ぐ、所得を得る富裕層がいるわけであります。社会保障の切り下げは、とりわけ社会的弱者の高齢者の生活を直撃します。地方自治体は、これらの国の悪政から市民生活を守るために最大限の努力を払う必要があると考えます。しかしながら、本議会においては議案第９号と27号で介護保険料の値上げ、また議案第25号で後期高齢者医療制度の保険料の値上げが提案されております。そこで、この二つについて質問をいたします。

まず一問目、山鹿市の介護保険事業についてです。平成24年度から３カ年にわたる第５期山鹿市介護保険事業計画が策定され、介護保険料の引き上げが提案されております。

３点質問します。

１点目、第５期介護事業に対する試算はどうなっていますか。また、山鹿市における一人当たりの引き上げ額、基準額はどれほどですか。

２点目、平成23年度末の山鹿市介護給付準備基金は、どれほど残っているのでしょうか。

３点目、所得に応じた所得段階別保険料は何段階に分かれているのでしょうか。

２問目は、後期高齢者医療事業についてであります。75歳以上の高齢者を後期高齢者と名づけて、一般の健康保険と差別する後期高齢者医療制度、この制度を自民・公明政権が導入して12年目を迎えます。本制度は、平成のうば捨て山と批判され、その後、民主党がマニフェストに即廃止を掲げて政権についているわけであります。しかし、一向に実行せず、先送りされております。

そこで、３点質問いたします。資料１を参照いただきたいと思います。

１点目は、県下14市の後期高齢者75歳以上の健康診断受診率と、医療給付の現状を自治体ごとにあらわしたものであります。１番左が一人当たりの医療費、２番目が健康診断受診率であります。山鹿市における後期高齢者の健康診断受診率は、過去３年間で平均1.9％と、断トツの最下位であります。熊本県平均は8.9％で九州で最下位、１位は沖縄の27％です。一方、医療費は一人当たり82万8481円で、14市の中で一番低いわけであります。普通なら、健診を受けないので発見、治療が遅れ、医療費が高くなるわけでありますが、そうなっていないんです。なぜこのような状態になっていると考えられますか。執行部の見解を伺いたいわけであります。

２点目は、健康診断の受診料についてお尋ねします。資料２をご参照ください。九州沖縄管内での受診料は、熊本県800円、福岡県500円で、ほかの７県はすべて無料になっています。受診率をさらに上げて医療費を少なくするために、受診料金を無料にすべきではないでしょうか。

３点目は、人間ドックについて質問いたします。当初この制度ができたとき、75歳以上の人間ドックは助成しないということでありました。ところが、世論の批判に押されて国が助成することになりました。助成の申請があれば一人当たり１万5000円を上限に市町村に交付するようになっているそうであります。熊本県内では菊陽町がずっと実施しておりましたが、その後、申請自治体が１市６町、自治体名を言いますと、宇城市、菊陽町、益城町、芦北町、大津町、氷川町、小国町とふえておるわけです。山鹿市でも75歳以上の人間ドック助成を申請して、早期発見、早期治療に徹するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

１回目を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

原議員の１問目の、介護保険事業についてお答えいたします。

１点目、第５期介護保険事業計画期間における総給付費の計画額は180億6672万8000円であります。第４期の計画額159億9131万3000円と比較しますと、20億7541万5000円の増額となります。また、65歳以上の高齢者である第１号被保険者に負担いただく介護保険料は、法定負担割合により、給付費の原則21％とされております。給付費の増加等により、第５期の基準月額は5300円となり、第４期の4428円と比較しますと872円の増額となります。全国的にも保険料の大幅な上昇が見込まれる中、本市の保険料急増の主な要因としましては、一つには、要介護認定者の増加、重度化によるサービス利用量の増加。二つには、第１号被保険者の法定負担割合の20％から21％への増率。三つには、介護報酬の改定。四つには、国の経済対策等による介護サービス基盤の充実。五つには、介護給付費準備基金の取り崩し額の減少による軽減効果の縮小などによるものです。

ご質問の２点目、介護給付費準備基金の平成23年度末の残高は、１億1106万2000円の見込みです。

ご質問の３点目、保険料負担段階区分につきましては、第４期に引き続き、７段階に区分しております。これは、国が定めた標準である６段階より１段階多い設定であります。

続きまして、２問目の後期高齢者医療事業についてお答えいたします。

１点目、山鹿市の高齢者健診の受診率と、医療費の現状に対する見解についてですが、この状況をいろいろと分析してみましたが、高齢者の健診率と医療費順位については、明確な相関関係は認められませんでした。山鹿市の医療費が低いのは、入院率が低く、特に75歳以上の高齢者の就業率が14市中、一番高く、県内全市町村でも11番目に高いという状況であり、高齢者の方が元気で働いておられ、健康を維持されていることが、医療費が低い要因ではないかと考えております。ちなみに、長野県の医療費が低いのは、高齢者の就業率が全国で一番高いということが要因の一つと言われております。ただ、健診率はご指摘のとおり、低い状況です。高齢者の方々は、多くがかかりつけ医をお持ちであり、健診結果を医師から説明してもらい、診療に反映してもらったほうがいいということから、山鹿市では、各医療機関の個別健診のみで実施しておりました。しかしながら、受診が少ないという状況ですので、今後は個別健診のほかに、がん検診と同時に受診できる集団検診を検討し、受診率向上を図ってまいります。

２点目、高齢者健診の自己負担800円の無料化についてですが、高齢者健診は、県広域連合が実施主体であり、山鹿市は広域連合からの受託事業として実施しております。広域連合としては、受益者負担の原則から、健診経費の約１割をご負担い

ただいているとのことです。なお、山鹿市の国保の特定健診についても負担金は800円です。

３点目、75歳以上の人間ドック助成の実施についてですが、平成22年度から広域連合では市町村への補助金制度として、ドック助成をしておりますが、平成23年度は３団体のみが実施されております。少ない理由としては、広域連合の助成額が少なく、国保の助成制度と不公平となることや、75歳以上の人間ドック助成制度を以前から実施していなかったこと、ドック可能な病院等が熊本市に限られること、後期高齢者医療制度の廃止等による単独制度への移行が見込まれることなどにより、実施が困難であると考えられます。当市の状況としても同様です。

なお、山鹿市では高齢者健診と市の各種がん検診を組み合わせて受けていただければ、6000円程度の自己負担で人間ドックに相当する検査を手軽に身近な場所で受けることができますので、その利用を促進していきたいと考えております。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

原議員、了解ですか。

**○12番（原　　徹君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

**○12番（原　　徹君）**

２回目の質問です。介護保険についてです。介護保険料の基準額がこれまでの月額4428円から5300円に引き上げられるということでありますが、5300円と言えば、県下14市でも高額の部類に位置することになります。値上げは882円ですけれども、高齢者の低所得者にとっては1000円あれば１週間分のおかずが買えると、そういう人もおられるわけです。年金は削られるのに保険料が5000円を超えると、支払い能力が限界を超え、生活困窮者が続出すると言われております。5000円が限界だと、これまでも言われておりました。どこの自治体でも、介護保険制度には多くの問題を抱えていますが、その原因は、介護保険制度が導入されたときに、国庫負担割合がそれまでの２分の１から４分の１へと大幅に引き下げられたからであります。したがって、根本的な問題解決のためには国庫負担の割合をもとの２分の１に戻すことが第一であることは言うまでもありません。このような中で、荒尾市や玉名市では、月額4900円で第４期と同額据え置きで頑張っております。山鹿市も県の財政安定化基金や市の介護給付準備基金１億1000万円を取り崩す、あるいは一般会計から

繰り入れをするなどして、何とか保険料が5000円を超えない方策をとるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

後期高齢者医療制度についてであります。健康診断の受診料無料化についての部長答弁は、後期高齢者医療制度の事業主体は県広域連合で、山鹿市は広域連合からの受託事業として実施しているのでできない、あるいはしない旨の答弁でありました。極めて消極的であります。健康診断受診料の無料化は沖縄の幾つかの小さな自治体から始まり、それが県下に広がって、沖縄県の広域連合議会を動かして実現しました。その後、今では熊本、福岡を除く九州各県に無料化が広がっているわけです。長崎県は昨年無料化して、受診率を一気に向上させております。もっと積極的な姿勢を示すべきではないでしょうか。人間ドックも主体が広域連合だからと、広域連合待ちの答弁であります。75歳以上だから人間ドックの助成はしないという、まさにこれは差別医療です。私もあと３年ばかりすると75歳ですが、75歳になったら人間ドックの補助はしない。これは本当に、年寄りは腹かくと思います。

先ほども紹介しましたように、熊本県下でも平成24年度から１市６町が実施する、何も広域連合を待たなくてもいいではないですか。申請さえすればいいわけです。早期発見、早期治療で、医療費を減額させるためにも実施すべきだと思います。もう一度答弁をしてください。

次に、さらに２点質問いたします。平成24年度後期高齢者医療事業の試算は幾らでしょうか。また、一人当たりの引き上げ額はどうなっているでしょうか。

２点目、平成23年度末の財政安定化基金額はどれだけあるのでしょうか。答弁をお願いいたします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

２回目の介護保険事業についてお答えいたします。

１点目、基金の取り崩しについてですが、介護保険財政安定化基金は、市町村相互財政安定化事業として、国県市町村がそれぞれ３分の１の拠出により、積み立てを行っている基金であります。この基金に関しまして、介護保険法の改正により、平成24年度に限り保険料の軽減を目的に一部を取り崩し、市町村に交付することができることとされております。これにより、交付額は4428万9000円の見込みであり、保険料基準月額で79円の軽減となります。また、保険料の剰余分を積み立てております山鹿市介護給付費準備基金につきましては、平成23年度末の基金残高見込み１億1106万2000円の93％に当たる１億350万円を取り崩し、保険料基準額を184円軽減

する計画であります。これらの基金の活用により、保険料基準月額で合わせて263円が軽減されております。

ご質問の２点目、一般会計からの繰り入れによる保険料の減免に関してです。保険料の減免に対しましては、国からの市町村に対する遵守すべき三つの事項として、災害等特別な事情がある場合を除き、一つには、保険料を免除せず軽減にとどめること。二つには、収入などで一律に減免せず、個別に能力負担を審査すること。三つには、軽減で生じた赤字を一般会計からの繰り入れで穴埋めしないこととされています。また、介護保険の費用は高齢者の保険料が21％、市町村の財源が12.5％というように、それぞれ負担割合が決められております。高齢者にも、相応の負担が求められる中、一般会計からの繰り入れにより、高齢者の保険料を減免しますことは、一つには、介護保険は国民みんなが助け合う制度であり、40歳から64歳までの第２号被保険者も保険料を納めている中、高齢者の保険料のみを市の負担により軽減するのは、世代間公平の観点から理解を得ることが難しいこと。二つには、減免による補てんに一般財源を使うことは、受益と負担の明確化という社会保険方式の長所を損なうこととなり、繰り入れが常態化した場合、市の一般財源を圧迫するおそれがあること。こうしたことから、みんなで支え合うという介護保険制度の基本理念から、法定負担割合を超えた一般会計からの繰り入れについては、熊本県内におきましても実施している市町村はありません。

続きまして、後期高齢者医療事業についてです。まず、人間ドックの助成についてですが、人間ドック助成の後期高齢者保健事業につきましては、第一義的には、保険者である県広域連合が主体的に行うべきものであると考えておりますので、広域連合での統一実施や内容の充実などを要望していきたいと考えております。山鹿市では、高齢者健診と各種がん検診を組み合わせた受診の推進により、高齢者の病気の予防、早期発見及び早期治療を図ってまいります。

次に、熊本県の後期高齢者医療保険料の改定について、ご説明いたします。去る２月16日の熊本県後期高齢者医療広域連合議会において、平成24年度からの２年間の保険料の改定が議決されたところです。内容としましては、所得割率9.03％を9.26％へ、均等割額４万7000円を４万7900円に改定されております。なお、限度額が50万円から55万円となっております。今回の改定率は、一人平均2.65％で、年間で平均1375円の負担増です。改定の理由としましては、今後の４年間の財政状況として、財源不足額が129億5000万円見込まれ、平成23年度保険料剰余金39億5000万円と、県財政安定化基金からの取り崩し48億円を充ててもなお42億円が不足する見込みとのことです。その不足額を今回と次回の保険料改定をもって充てるわけですが、制度の廃止等の不確定な問題もあり、今回は国が定めた保険料で賄う割合であ

る高齢者負担率の上昇分である20億円分を料金改定で賄うよう抑制されたものです。なお、今回の保険料改定における上昇額の県内での割合ですが、負担増がない方は被保険者の36.6％、年額100円増の方が17.1％と合わせ、53.7％であります。また、年額1000円増以下の方で申しますと77.1％とのことです。

２点目、平成23年度末の県財政安定化基金の見込みは、約22億3000万円です。

以上、ご答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

原議員、了解ですか。

**○12番（原　　徹君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

**○12番（原　　徹君）**

３回目です。今の富田市民福祉部長の答弁を聞いておって、ムラムラしますね。しませんか。人間ドックを申請さえすればできるわけですよ。それなのに、主体が広域連合だからしない。本当に市民のことを考えているのか。これはまたあとで問題にしますけれども、３回しか質問できませんので、あとでこれは問題にしたいと思います。

３回目を質問します。県の財政安定基金からの交付金4428万9000円を使い、また市の給付準備基金から１億350万円を取り崩すということでありました。しかし、市の一般会計からの繰り入れはできないとの答弁でありました。一般会計からの繰り入れができない理由を３点挙げられましたので、これに対して反論をいたします。

まず１点、国から一般会計からの繰り入れで、赤字の穴埋めをしないこととの指示があっているから、指示か何か知りませんけども、あっているから繰り入れはできないということでありました。介護保険法第142条は、市町村は条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免できると定めています。繰り入れができないという条文はないわけです。ところが、厚生労働省は特別の理由に自治体の独自減免を締めつけるために、先ほど部長が言った、３原則を持ち込んできたわけです。しかし、平成22年度介護保険事務調査によりますと、平成22年の４月時点で、第１号被保険者の保険料の独自減免を行っている市町村は529自治体、全国市町村の33％あるわけです。その中で、一般会計から繰り入れをしている自治体が50自治体あります。こういう結果が出ているわけです。もともと介護保険は市町村独自の自治体事務であります、自治事務であります。本来、国の権力的な関与

が及ばないところであります。山鹿市に国が口を出されないわけですよ。したがって、何ら国の指示に従う必要はないと思うわけです。実際、こういう例がありました。今から10年前ですけども、2002年３月19日、参議院議員厚生労働委員会の記録が出ています。介護保険料の政府が示した３原則について、当時の日本共産党の井上美代参議院議員が質問しております。ちょっとまとめておりますので、要旨だけですので失礼します。

「３原則は単なる助言に過ぎず、自治体がそれに従う義務はないのではないですか」と、こういう質問をしました。そのとき、当時、公明党の厚生労働大臣ですね、坂口力の答弁です。こういうふうに答弁しております。「自治体の中で、３原則を乗り越えてやるという自治体も百幾つもあるわけで、私たちの言うことからはみ出しているから絶対だめだ、やめろとまでは言っていない。」こう答弁しているわけです。したがって、従う義務はないということを坂口厚生労働大臣は一応認めているわけです。したがって、その中から現在では千葉県の浦安市とか北海道の富良野町、埼玉県の美里町など、50自治体が一般会計から繰り入れをしているということなんです。今の答弁を見てわかるのは、やはり何か、市民を見るんじゃなくて、いつもお上のほうを見ている。そういう答弁ですね。市の職員は市民の味方じゃなければならない、市民に奉仕するのが公務員でしょう。そういう姿勢がないわけです。だから今のようなつまらない答弁をするわけですね。

２点目の理由。第２号被保険者も保険料を納めているのに、高齢者のみの保険料を市の負担で軽減するのは公平さに欠けるから、繰り入れはできない。こういうことでした。介護保険料を納めていても介護サービスを受ける高齢者は２割と聞きます。20％です。あとの80％、８割は圧倒的多数が介護サービスを受けずに、また１円の給付もなく、ただ高額な保険料のみを納めるだけです。しかし、それでも不公平とは言いません。これを公正さに欠けると言ったら、社会保険制度は成り立ちません。そこには被介護者をみんなで支え合うという社会保険の基本理念が生きているからであります。みんなで支え合って、生活に困窮している人の保険料を軽減する。これこそが社会保険制度の理念ではないのですか。

３番目の理由は、一般会計からの繰り入れは、受益者と負担という社会保障方式の長所を損ない、一般財源を圧迫し、みんなで支え合うという基本理念を揺るがすから繰り入れはできないということでありました。何を考えているのか、部長。それでは言いますよ。平成24年度の山鹿市国民健康保険特別会計には、一般会計からの繰り入れが５億220万円となっていますよ。これを市民福祉部長が何と説明するんですか。社会保険に入って、国保に加入していない世帯は半数以上です。国保が約１万世帯、社会保険などが１万2000世帯ぐらいですもんね。それにもかかわらず、

一般会計から５億円余りが繰り入れられているわけです。もし繰り入れをしなければ、国民健康保険制度は破綻してしまうわけです。まさに一般財源からの繰り入れこそが、社会保障制度の基本理念を生かしていると言えるわけであります。介護保険特別会計への繰り入れも同様に考えるわけであります。

以上、３点から反論いたしました。市民福祉部長の答弁の一般会計からの繰り入れはできないという理由は、理由にならないということが明らかになったのではないかと思います。市民福祉部長の答弁は、先ほども言いましたが、お上のほうばかりに目を向けて、全く市民の立場に立っていないと言わざる得ないわけです。冒頭に述べたとおり、今の政府は社会保障をいかにして切り捨て、国民に負担増をかぶせるかという姿勢であります。したがって、そんな施策に市の職員が従順に従うわけですか。それでは市民の生活は守れない、こう言いたいわけです。

もう一度、市民福祉部長の答弁を求めます。福祉の心を持ちさえすれば、一般会計からの繰り入れは可能であることを実証しました。今後、一般会計から繰り入れも考慮しなければ、急速な高齢化によって介護サービスの利用者は増加し、それに比例して、介護保険料は今度は5300円ですが、さらに３年後はもっともっとふえていくわけです。際限なく引き上げられる。これが介護保険制度であります。そうなりますと、介護保険制度は破綻してしまうわけです。今のような一般会計からの繰り入れはできないという、そういう姿勢をとるべきではない。このように考えますが、もう一度、市民福祉部長、答弁を求めます。

最後に、もう１点質問します。所得段階別保険料は、現在７段階ということでありましたが、さらに10段階ぐらいにふやして、低所得者の保険料軽減を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、後期高齢者医療制度についてです。

１点目、年金は引き下げられるのに、各種の保険料は引き上げられます。さらには、消費税までも増税されようとしているわけです。低所得者の高齢者にとって厳しい生活が余儀なくされます。このような状況だからこそ、保険料の引き上げをしない方策をとるべきではないかと思うわけです。財政安定化基金の取り崩しで、また一般会計からの繰り入れで、引き上げにストップをかけるべきではないか。

２点目、低所得者の保険料を軽減するために、所得段階別保険料のさらなる拡大を介護保険と同様にとるべきではないかと思います。

３番目に、最後になりますが、山鹿市でただ一人の広域連合議会議員の市長に３点質問します。

資料の３をご参照いただきたいと思うんです。平成23年度広域連合議会への出席状況が書いてあります。出席が極めて悪いわけです。みずから広域連合議員に立候

補しておきながら、議員に当選したら議会に出席しないとは言語道断であります。年に２回しかありません、定例議会は。平成23年度の第２回定例議会の出席率は53.1％であります。山鹿市議会を比べますと100％であります。こんな議会は信じられません。山鹿市長の出席状況はいかがですか。

あと二つほどお尋ねします。今回、一人当たりの保険料が1375円引き上げられるとのことでありますが、市長はどんな態度をとられましたか。

３点目、広域連合議会での一般質問時間は当初は５分間だったそうです。その後、日本共産党の議員、市議から一人と町議から一人出ておりますが、その時間延長の要請に対して、やっと10分間になったと聞いております。この後期高齢者医療制度の総予算が2600億円です。山鹿市の一般会計予算の10倍の予算です。その10倍の予算を審議するのに、たった10分間の質問では十分な審議ができません。まさに常識外れだと思います。ほかの県では、質問時間を１時間あるいは無制限にしている県もあるそうですが、市長、改善するように要請すべきではありませんか。また、質問や意見も聞くところによりますと、日本共産党の二人の議員以外はほとんどないと聞いております。問題は山積しているので、中嶋市長も積極的に質問や意見、提案を行って、この広域連合議会を充実させてほしいと思うわけですが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

最後に、民主党政権が公約しているとおり、この高齢者差別の医療制度は、即時廃止することを求めて、質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

３回目の介護保険事業についてお答えいたします。

１点目の、一般会計からの繰り入れに関してですが、国の動向としまして、今後、高齢化の進展による保険料水準の上昇は避けられず、基準額の半額を負担できない低所得者の増加が懸念されることから、新たな基準を設け、公費負担による低所得者の保険料を半額以下に引き下げる方向で検討されているところです。このことから、一般会計からの繰り入れや保険料等、法定負担割合を遵守した上で、国の動向を見ながら第５期事業期間におきまして、低所得者に対する負担軽減策等、さらに検討してまいりたいと思います。

それと、先ほどございました、国民健康保険におきます繰り入れについては、法定に基づく基準内繰り入れです。

次に、保険料負担段階の多段階についてですが、保険料負担段階につきましては、

被保険者の負担能力に応じ、多段階の設定ができることとされております。他の自治体での主な事例としましては、負担能力の高い階層に対し、標準負担割合である1.5倍以上の割合を設定し、保険料基準額の引き下げがされております。本市におきましても、第５期保険料の検討に際しまして、同様の検討を行ったところです。しかしながら、保険料の多段階化は第５期において保険料が大幅に上昇する中、もともと高い保険料を負担いただいている一部の高齢者に対し、さらなる負担を強いることにもなりますために、慎重に判断したところです。なお、給付費の増加による保険料上昇の抑制策として、サービス水準の確保とともに、介護給付費適正化の指導等のほか、市民の介護予防の意識啓発、生活習慣病の予防、サロン等の地域活動を活性化し、元気な高齢者づくりに取り組んでまいります。

続きまして、後期高齢者医療制度です。２回目の説明で申し上げましたとおり、県の財政安定化基金の取り崩しを、最初の２年間で３億円、後の２年間で45億円、合計で48億円を予定した上での料金改定です。なお、市町村の一般会計からの繰り入れにつきましては、後期高齢者医療制度の仕組みからも、また県下全自治体で構成される独立した県広域連合という観点からも、難しいものと考えております。

２点目の、低所得者の保険料軽減の拡大につきましては、国の法律上決まっており、現在、所得段階に応じて、均等割の軽減９割、8.5割、５割、２割と、所得割の軽減５割があり、平成20年度の制度開始時から順次拡大されたところです。

以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

**○市長（中嶋憲正君）**

ただいまの原議員の３回目の３点目についてお答えいたします。広域連合議会への出席状況につきましては、これまで16回開催され14回出席しておりますが、質疑等はいたしておりません。今回の保険料の改定については、最低限の値上げに抑えてあること、医療費の伸びなど、財政状況を勘案して、ある程度のご負担もいたし方ないと賛成をいたしたところです。なお、議会運営に関しましては、広域連合議会の議員協議会で決定しているものであり、今後も広域連合の議会で協議すべきものと考えております。以上、お答えといたします。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、冨丸洋一郎議員の発言を許します。

冨丸議員。

［５番　冨丸洋一郎君　登壇］

**○５番（冨丸洋一郎君）**

議席番号５番、鹿進会の冨丸です。通告いたしました質問を一括でお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

１問目に、山鹿市社会福祉協議会に関する質問をいたしますけれども、以降は、社協という表現を使わせていただきますので、ご了承お願いいたしたいと思います。

社協の運営費の原資には、おおよそ市からの補助金及び山鹿市民からの会費、あるいは共同募金活動の寄附金または葬儀の際の香典返しなどもあろうかと思われます。高齢化が進む中で、高齢者や障害者を対象にしたサロン活動などは地域内の交流で、やっぱり高齢者の方々が健康増進を図り、そしてまた医療費の軽減化につながっている面もあろうかと思われます。これから社協の役割は、より一層期待されることになると思われます。

私は、社協の運営に異を唱えるものではありませんけれども、この運営費の一部となる会員会費またあるいは香典返し等の寄附金、この取り扱いについて、徴収のあり方に少々疑問を感じておりますので、お尋ねをしたいと思います。議会の中で社協に関することはなかなか審議はできないと思いますが、年々、多額の補助金が拠出されておるわけですので、一応この疑問に思う点を述べさせていただきたいと思います。

まず、私の部落を例にとってお話をさせていただきますと、区の運営費として年間の金額を予算立てし、そしてそれを世帯数で割り、それは区長名で徴収をされます。それと同時に、この社協費、要するに社会福祉協議会に納める会費がそのときに各世帯から徴収をされ、その会費の主なものの中には、社協の会費が１世帯当たり1000円を初めとし、日本赤十字も500円、赤い羽根が450円などなどが含まれております。この農村地域におけるこの集落形成は、やはり１戸１戸の皆様方が金を拠出して、部落の運営、そしてまた維持に努めてまいっているという、こういうふうな地域は山鹿市全体の中にもかなり数多くあるんじゃなかろうか思います。本来、共同募金というのは個人の善意でなされるべきだと思いますけれども、やはり区長の名前で徴収されれば、なかなかそれぞれが拒むということはできないのが実情のようです。それは、部落の中に住んでおると、自分だけがしない、そういうことを堂々と言える状況がないということです。これは長年、こういったことがそれぞれの部落で慣例化されている。このことにほかならないと考えます。このように本来社協が行う業務なのに、各地区の嘱託員である区長名で徴収を依頼されるのであれば、その地区に社協から出向き、地域住民の方々に寄附の要請をなされるのが筋ではないかと、このように考えるのは私だけではないと思います。ですから、やはり

もう長年、社協から依頼がきて、区長さんに頼めば寄附金はいつでも集まる。そういうような形に形骸化しているんではなかろうかなというふうに思います。また、私は告別式の会葬お礼状に早々と社協の会長名で寄附のお礼文が印刷されております。もちろんご遺族からの申し出があるからそうなっているとは思いますけれど、山鹿市の葬儀場をどこを見ても、必ずこういうふうなスタイルをとってあります。やっと葬儀が終わったのに、今から寄附のことも考えていかにゃいかん。そう思われるご遺族の方は多いと思います。

昨日、原議員のお父様がお亡くなりになって、ご遺族の方の香典返しをいただきました。そして、添えてあります礼状には、ご遺族のあいさつ文と名前しか載っておりませんし、社協に寄附を要請されたとか、あるいは社協にしますよと、どこそこに寄附をしますよと、一切書かれておりませんでした。それは当然、こうあるべきだと思います。寄附は当然そのご遺族がやはり数日置いて、本来地元の部落に返すのか、あるいは社協のほうに寄附をしたほうがいいのか、後日考えればいいと思いますけれども、早々とそういうふうな印刷で会葬御礼にかえさせていただきます何て言われると、ご遺族の気持ちを多少踏みにじっているんじゃなかろうかなと、強制的な感じがしてなりません。いつのころからか、こういうふうなあいさつ状が当たり前のようになっておりますけども、私はこれはおかしいと、こういったものは本当にご遺族の意思に任せるべきであると思います。なかなかこれは議会から私が担当部署で改めてくださいということは言えませんけれども、少なからず、提言として考えていただくならと思っておりますので、協力はしなければなりませんけれども、半強制的な要素を持っているような最近の社協費の徴収あるいは香典返しなどの徴収に対して、やっぱり上から目線じゃなくて、市民の方々の思いに立って、そしてまた社協の事業の一つですから、堂々と毎年徴収日にはその部落に行って区長さんにお願いする。そういうのが筋だと思って、今日、述べさせていただきましたので、今すぐ担当部署のほうからこうさせますとか、そういったことはできないと思いますけれども、今後の提言として申し述べたいと思いますので、ご見解を後ほどお聞かせいただきたいと思います。

それから、２問目に、循環バスとあいのりタクシーが利用できない人への対応について、お尋ねをしたいと思います。

午前中、森久雄議員のほうから同様なお尋ねがあり、質問も重複するかと思いますけれども、私の視点でお尋ねをさせていただきたいと思います。

昨年、あいのりタクシーの利用地域が追加され、利用者の方々にとっては非常に好評を得ているというふうに聞きました。今回追加された条件に、バスの運行路線から500メートル以上離れた地域が対象にされておりますし、500メートル未満の地

域の人は路線バスを利用してくださいとのことで、バス会社と協議の上でその範囲が決定したというようなこともお聞きいたしております。また、循環バス運行経路は、一部路線バスの経路と重なり、地方の方の要望に沿ったようであります。例を申し上げますと、山鹿から日置経由、熊本方面に行く場合、いわゆる日の出団地前あるいは古閑、３カ所ぐらいにバス停と同じところに循環バスの停留所を立ててあります。片や500メートル未満のところはバスを利用してくれというのに、片や堂々と路線バスと重複して走ってそこを利用できる、これを200円でできる。これが本当に高齢者にとってバス利用がことのほか困難な移動手段と思われます。数百メーター離れたバス停まで行くのにも大変なことですし、目的地に行くのにもバスの乗り継ぎが必要になる場合、目的地にすんなりと行ける循環バスやあいのりタクシーを利用できる方の間に不公平感が生まれても当然だろうと思います。

これは、ある病院で会話されていたことをちょっと耳にいたしましたので、ちょっと言いますと、「あたどんげなええな、タクシーが家まで迎えにくるてだけん。おどんたちはタクシーも来んし、500メートルにならんけん、路線バスば使ってから行ってくれて。そるばってん、うちにはだれも送ってくれるもんもおらんし、つえついてボトボトしよって、バスに乗って行ききるかいた。高かてちゃやっぱタクシーば使わにゃん。あたどんなええな。」若干脚色もありますけど、おおよその高齢者の方々はこんな思いでこのあいのりタクシーを利用したいと思われます。だけど、循環バスもバスには変わりませんので、どんなにノンステップバスのワンフロアであっても、やはり高齢者の方々、ましてタクシーを利用する方々は木戸から木戸まで運んでくれるわけですから、乗降の際の一番乗りやすいものが一番利用しやすいということですけれども、なかなかしゃくし定規な、ここにはここ、こうだから、ああだからと、バス会社と協議して、やっぱり民営を圧迫したらいかんと。しかしタクシーを利用していかなければならない高齢者の方々が、山鹿市民の中にどれだけいらっしゃるのか。こういったことをしっかりと把握をしていただきたいと思います。そして、開会日の市長説明要旨にも掲げてあります、「温もりのある都市やまが」に向かって、やっぱりすべての高齢者の方々に満足のいくような優しい気持ちで交通網の整備を望みますけど、ご所見を伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

一般質問の１問目、社会福祉協議会、社協について、お答えいたします。社協は、

社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織であり、地域に暮らす住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者及び保健・医療・教育関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住みなれたまちで安心して生活することができるように、さまざまな活動をされている社会福祉法人であります。山鹿市の社協においても、少子高齢化、核家族化の進行などにより、家庭や生活環境が大きく変化し、地域の社会福祉をめぐるニーズも多様化する中、地域福祉活動推進の中核的な役割を担っておられ、住民の福祉活動を地域と一緒に進められております。主な活動としましては、高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービスや配食サービス、地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者を対象としたサロン活動、要援護者の実態把握調査、広報活動、心配事相談、共同募金活動などがあり、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしておられます。市民の皆様には、社協が行っている事業推進のために、会費の納入や共同募金活動への協力などをいただいているところです。また、徴収方法につきましては、社協から市の嘱託員連合会へ福祉嘱託員としての委嘱状を交付し、協力依頼をされているところです。

お尋ねになっております香典返し等についても、地域福祉の推進を図ることを目的に、任意に寄附をされているものであり、強制ではありませんが、ただいまの冨丸議員のご提言を社協のほうに報告させていただきます。また社協に対しましては、事務事業の効率化や指定管理者制度の導入など、自助努力を求めながら補助金の適正化に努めているところです。今後とも、社会福祉協議会と連携し、地域福祉の推進を図ってまいります。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

冨丸議員の２問目、循環バス、あいのりタクシーが利用できない人の対応についてお答えをいたします。

本市の公共交通機関として、他市町間の移動や市街地、幹線道路沿線への移動手段としての路線バス、市街地内の公共施設や主要な病院、商業施設等を結ぶ市街地循環バス、また路線バスの運行が難しい地域や人口が分散している地域と市街地を結ぶ予約制あいのりタクシーの三つの形態で運行をいたしております。昨年の12月には、すべての交通不便地帯を解消するため、市内全域を対象にあいのりタクシーの運行を開始しております。なお、あいのりタクシーはバス停から500メートル以上離れた地域を対象に運行しておりますが、この距離は路線バスを優先させるべき

距離、またバス事業に影響を及ぼさないと言われる距離であり、県内で統一されておりますし、運行が認められる距離を満たす場合であっても、バス事業者からの承諾が必要となっております。運行日数につきましても同様に、バス事業者の承諾が必要であり、今回は協議の結果、週二日での運行となったものです。市街地循環バスにおきましても、路線バスの運行経路を走る場合は、バス事業者の承諾が必要であり、現在の運行ルートはバス事業者の承諾を得ているものであります。このようなことから、バス停から500メートル以内の地域の方につきましては、循環バスやあいのりタクシーを利用できる地域の方と比べて不便さを感じる方もおられると思いますが、現状としましては、路線バスの利用をお願いしているところです。

森久雄議員のご質問でもお答えいたしましたが、今後、タクシーチケットの交付を含め、どのような対策が講じられるか、先進事例等を参考にしながら、実情に応じた利便性の高い、持続可能な公共交通の整備を図ってまいりたいと考えております。しかし、公共交通は、利用者の利便性を追求する公共性と、運営事業体の経営健全性を確保するという、効率性のバランスが重要であることもご理解を願いたいと思います。

以上、お答えいたします。

**○議長（横手啓介君）**

冨丸議員、了解ですか。

**○５番（冨丸洋一郎君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

冨丸議員。

［５番　冨丸洋一郎君　登壇］

**○５番（冨丸洋一郎君）**

これはやはり先ほど言いましたように、議会の中からの意見として、それが少しでも反映できればと考えております。また、社協に関しては、補助金が数千万円という金額が毎年出されております。平成23年度が4600万円、平成24年度がこれは予算ですが3550万円、この1000万円近くの差が毎年下がってくるというのは、どういったあれがあるのかわかりませんけれども、これだけのお金が市のほうから補助金として拠出されてあるわけですから、せめて全員協議会の中ででも事業報告なり何なりをしていただくならと、そういった思いがあります。なかなかこれはいろんな制度の中でできないかもわかりません。しかしながら、この大きな金はやっぱり税金ですので、それはやはり広く市民の方々にその事業報告なり何なりを詳細にわたって知らしめる必要があるんじゃなかろうかと考えておりますので、ぜひご提言方

お願いしたいと思います。

それから、循環バスとあいのりタクシーのできる人、そうでない人にやはり不公平感があって、それを改善していっていただきたい、そう思っても、しかしながらやはり部長の答弁の中には、運行会社との協議がいるんだということは十分わかります。わかりますけども、果たしてそのバスにどれだけの高齢者の方が乗っておられるのか、私はそこのところがしっかり現状を見ていただいて、バスを利用したくてもできない人たちがやはりタクシーを利用したい。乗り降りが一番楽なんですよ、タクシーのほうが。そういうことも含めて、やはり今後、チケットというのは私はまだそこまで言っておりませんけれども、せめて病院に診察券を提示すれば何がしかの割引をできると、そういうことぐらいはぜひ前向きに、ぜひ検討していただきたい。それがやはり高齢者に対する私は優しい一面であろうと思っております。すぐこれが可能になるかどうかは別としましても、やはり今まで年々年々、高齢化は進んでいくわけです。私どももいつかはご厄介にならにゃいかんと、遅かれ早かれなると思いますが、ぜひ市長にも、歩くのもいいでしょうけど、たまにはバスに乗って、ノンステップバスがどういうものであるのか、あるいはバスの乗降が楽になったと言っても、つえをついた人たちがそんなにすんなりバス移動はできないと、こういうことは身をもって１回体験していただくならという思いを込めて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、冨丸議員の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後２時06分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午後２時24分　開議

**○議長（横手啓介君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

**○７番（北原昭三君）**

議席番号７番、公明党の北原です。私は昨日、皆様もご存じのことと思いますけども、菊池で開催されております小惑星探査機はやぶさの、この帰還カプセルの展示会に勉強に行ってまいりました。小学生の団体、また多くの一般の方が見物に来ておられ、大変にぎわっておりました。はやぶさが最後に撮影した地球の映像を見たり、多くの展示品を見てきました。イトカワの観測では、たくさんの科学的効果

があり、工学面だけでなく理学観測面でも高く評価を受けているなど、太陽系誕生のなぞに迫る新しい発見があるかもしれないと期待をされているそうです。いろんな知識を深めるためにも、山鹿でも機会がありましたら、ぜひこうした内容の展示会等も必要ではないかと思った次第です。

それでは、発言通告に従いまして、市民の皆様からのご意見やご希望の中から、３件について一括にて質問をいたします。

まず１件目、農業の振興について、新規就農総合支援事業についてお伺いをいたします。現在、我が国の農業は、農業就業者の平均年齢が66.1歳、平成22年度でありますけども、65歳以上の高齢者の方が６割を超えておられます。また、新規就農者数の減少から、後継者不足が大変深刻な事態であり、就農労働力に関する統計より、平成22年度における39歳以下の若い就農者数は１万3000人にとどまり、そのうち定着するのは１万人程度というのが現状です。全国的に見れば、若い新規就農者の方は少ないなと感じた次第です。

それでは、山鹿市の現状としてはどのようになっておりますか。新規就農者の実態について、また就農者をふやすために取り組んでおられる事業等について、お伺いをいたしたいと思います。

２件目、不育症治療への公費助成についてですけども、不育症とは、まだなかなか聞きなれない言葉だと思います。不育症の原因は人によって違いますが、適正な検査と治療によって、85％の患者が出産にたどり着くことができると言われております。検査を網羅的に行う場合、保険適用外となるため、自己負担額が15万円前後に上るケースもあり、治療費も保険適用がされておりません。また、胎盤などの血栓治療に効果があると言われているヘパリン注射の治療費は、月10万円程度かかると言われております。不育症患者の方は、多額の負担を強いられているのが現状です。

それでは、本市での不育症の患者の実態についてお尋ねをしたいと思います。妊娠された女性の４割が流産の経験があり、流産を繰り返す不育症も16人に１人の割合でいることが、この厚生労働省の研究班による初の実態調査でわかったということです。不妊治療で子どもが授かった方で、不育症も併発して、経済的な面など、精神的ストレスを抱えていらっしゃる方もいらっしゃるそうです。そして、専門外来で検査・治療をした人のうち、先ほども申し上げましたけども、８割以上が無事出産ができており、夫婦だけで悩まずに専門医を診察するようにと呼びかけておられるそうです。山鹿市でも、不育症と知らずに苦しんでいらっしゃる人が多いかと思います。

それでは、質問をいたします。１点目、本市での不育症患者さんの実態がわかり

ましたらお聞かせいただきたいと思います。また、少子化対策の観点から、不育症患者の経済的負担軽減のための公的支援が必要ではないかと強く感じております。

２点目といたしまして、市民の方から治療費の助成を求める要望また意見、相談等の実情がありましたら、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

３件目は、情報のバリアフリー化の推進についてお伺いをいたします。情報バリアフリーの一環としまして、皆様ご存じのとおり、昨年の４月に音声コードを読み取ることができる携帯電話が発売をされ、普及に弾みがつきそうです。2006年の厚生労働省の調査では、視覚障害者のうち点字ができるのは１割程度、ほとんどの視覚障害者は銀行の預金通帳を初め、税金や公共料金などの通知、医療の情報などあらゆる印刷物の内容を自分で確認することができず、著しい情報格差にさらされています。これまでさまざまな情報を人に読んでもらわないとわからなかったことが、自分で確認できるようになります。目のご不自由な方が、その携帯電話を使ってスムーズに音声コードを読み取るための補助機器として、音声コード読み上げ補助アダプターがあります。この補助機器を障害者等日常生活用具の給付対象にしていただきたいと思いますが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

日本眼科医会の推計によりますと、全国の視覚障害者の人数は2007年時点で164万人とされ、2050年には200万人に達すると見込まれております。今後、音声コードを印字した行政文書はふえつつあると思います。昨年度までのこの補助事業として、自治体に対しまして、国の全額補助で音声コードに関する研修会を実施できる補助事業がありました。2010年度までに利用された自治体は、都道府県で17カ所、政令市で１カ所、市区町村で18カ所にとどまっております。2011年度につきましては、荒尾市はこの研修会に参加をされたというふうに聞いております。昨年、どのくらいの自治体の方がこの研修会にされたかわかりませんが、山鹿市としまして、この研修会に参加されたかどうか、お伺いをいたします。

以上で１回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

質問の１点目、新規就農者の実態と、これをふやす施策、事業についてお答えいたします。

新規就農者については、過去５年間で見ますと73名の方が就農され、内訳として、新規学卒者が15名、Ｕターン者42名、新規参入の方が16名となっています。年齢構成は、10代が３名、20代が23名、30代が14名、40代が８名、50代が８名、60歳以上

が17名となっております。経営作物はさまざまですが、40歳未満の方が半数以上就農されていますので、今後、地域のリーダーとしての活躍を期待しております。

市では、担い手対策としまして、高齢化や後継者不足が進む中、意欲ある担い手の育成・確保が大変重要であると考え、平成22年７月に県内の市町村では初めて就農支援センターを立ち上げ、山鹿市で就農したい方へセンターが中心となって相談業務を行いながら、研修の紹介や農地の紹介、あっせん、技術指導などを県やＪＡ、農業委員会などの関係機関と連携して行い、安心して農業ができるよう、バックアップを行っております。これまで45名の方がセンターを利用されており、平成23年度は過去10年間では最多の26名の新規就農者が確保されております。また、新規就農の方への支援策としましては、がんばる農林業チャレンジ支援事業の中で、作物の栽培に要する資材や機材購入のほか、商品開発や販売促進などに取り組む場合に60万円を上限とする助成を。また、市外から新規に山鹿市で就農される場合の家賃などに対し月５万円、年間60万円を上限に助成を行っております。今後とも担い手の育成確保については、重要な課題ですので、引き続き就農支援対策に取り組んでまいります。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

不育症治療への公費助成についてお答えします。不育症につきましては、平成20年度から厚生労働省不育症研究班が研究を進めているところです。その研究班によりますと、妊娠はするけれども２回以上の流産、死産、あるいは新生児死亡などを繰り返して、結果的に子どもを持てない場合を不育症と定義しています。１点目の、本市における不育症患者の実態についてですが、不育症と診断された方の実態把握は困難なことから、本市では母子健康手帳交付時に、問診により過去の流産等の状況について聞き取りをしております。また、生後２カ月児の全戸訪問を実施している中で、平成22年度母子健康手帳交付数395件中、流産５件、死産０件、平成23年３月１日現在、410件中、流産はありませんが死産が２件ありました。しかしながら、不育症との関連や治療の有無については把握していないのが現状です。

２点目の、市民からの不育症に関する要望や相談につきましては、現在のところまで特にありません。

続きまして、音声コード読み取り可能な携帯電話についてお答えいたします。この音声コードの読み取り可能な携帯電話の補助装置であります音声コード読み上げ補助アダプターは、視覚障害者の方々にとっては社会生活上、大変有益な装置であ

ると考えております。現在、日常生活の便宜や福祉の増進を図るため、障害者等日常生活用具給付等事業を本市で行っており、視覚障害者用の音声コード読み上げ補助アダプターにつきましても、事業の給付対象としております。給付の基準限度額は９万9800円で、そのうち申請者の自己負担が１割となっております。

次に、２点目の音声コードの研修につきましては、今年度まで国の補助事業として行われております、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業に音声コード研修がありますが、本市ではこの事業には取り組んでおりません。今後、このような事業研修につきまして、その事業を活用し、少しでも多くの視覚障害者の方が活用できるよう、取り組んでいきたいと考えております。以上、お答えいたします。

**○議長（横手啓介君）**

北原議員、了解ですか。

**○７番（北原昭三君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

**○７番（北原昭三君）**

農業の振興について、新規就農総合支援事業について、２回目の質問をいたします。若い就農者数が少ないため、こうした状況を受け、農水省では平成24年度から持続可能な力強い農業実現のため、新規就農総合支援事業を開始するとあります。地域農業の将来の見通しや方向性を踏まえた上で作成する人、農地プランに位置づけられていることが支給の要件となっており、事前準備、プランの作成、また手を挙げて県への意思表示等が大変重要となりますが、この制度を活用し、力強い農業を目指し、山鹿市の新規就農者の増加、定着を図ることについて、新規就農総合支援事業についてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

２件目の、不育症治療への公費助成についてでありますけども、先進事例をご紹介をいたします。岡山県の真庭市では、平成22年４月から全国初の不育症治療の助成事業がスタートいたしております。同市の助成金は、昨年より第一子だけではなく、第二子以降の治療まで助成の対象を拡大されております。治療期間終了後、３カ月以内に申請すると助成金が支給されるというものです。そして、この助成制度を実施する自治体が今、少しずつではありますけども広がってきております。専門外来で検査治療した人のうち、８割以上が無事出産できているということです。深刻な不況で目減りするばかりの今の収入では、通常の出産費用以外に係る高額な検査、治療費用の捻出が困難なためです。衆議院の予算委員会で初めてこの不育症治

療への保険適用について公明党より提案され、国会の場で論議をされて一定の治療方法や、また有効性や安全性が確認できれば保険適用を進める意向が表明されております。公的支援というサポートがあれば、より多くの人が新たな命を授かることが可能になります。不育症の周知について、相談窓口の設置、そして治療費の助成制度について、どのようにお考えかお伺いをいたします。

３件目の、情報のバリアフリー化についてですけども、先ほどの答弁の中で、この音声コード読み上げ補助アダプターにつきましては、事業の給付対象となっておるということでご答弁がありまして、安心はいたしました。しかしまだ、その申し込みがないということは、まだまだこのＰＲがちょっと足りないのかなと思ったわけです。今後はさらにＰＲをよろしくお願いをいたします。

２回目は、この山鹿の顔でありますホームページにということで、読み上げ装置の導入についてお伺いをいたします。高齢者の方や視覚障害者をお持ちの方など、文字が読みづらい人でも時間を問わず市政情報の提供が可能になるよう、読み上げ装置が多くの自治体で導入されていますが、そこで質問をいたします。

まず１点目は、この山鹿市のホームページへのアクセス数について、どのくらい件数があるかお知らせをいただきたいと思います。

２点目は、県下自治体の中で、この読み上げ装置の導入している状況について、お知らせをいただきたいと思います。

そして３点目は、このホームページに音声読み上げ機能の導入についての当市のご見解をお願いいたします。以上で、２回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

２回目の質問、新規就農総合支援事業について、お答えいたします。この事業は、平成24年度から青年の就農意欲の喚起と就農後の定着化を図るための国の支援策として始まります。持続可能で、力強い農業を確立するためには、全国ベースで年間２万人の青年新規就農者の定着が必要であるが、現在、１万人程度しか定着していないという状況から、将来の日本の農業を支える人材を確保するため、青年新規就農者の倍増を目指すという方針のもと、新たな政策として打ち出されたものです。この新規就農総合支援事業の柱の一つに、青年就農給付金があります。これは就農前の研修期間に最長２年間給付する準備型と、経営が不安定な就農直後の所得を確保するために最長５年間給付する経営開始型の２種類があり、ともに年間150万円の給付金が給付されるものです。両方合わせると、毎年150万円が最長で７年間給

付されることになります。給付の要件は、準備型の場合は就農予定時の年齢が45歳未満で、１年以上の研修を行うことなどです。経営開始型の場合は、年齢が45歳未満、独立・自営就農で営農開始計画に即して主体的に農業経営を行い、就農後の所得が250万円未満の方が対象です。また、農家の子弟であっても別経営や部門の独立、就農後５年以内に経営を継承する場合も対象となります。市といたしましては、当該事業の周知に努める一方、新規就農者名簿に基づき、給付要件などの条件に照らし合わせながら、対象者の把握に努め、絞り込みをかけながら、若い世代の就農者の確保に努めていく予定ですので、周囲にそのような方がおいでになる場合には、ぜひ就農支援センターに相談いただくようご助言いただければと思います。

以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

２回目の質問の不育症に関する相談窓口の設置についてですが、現在、母子健康手帳交付を保健師、栄養士が対応しておりますので、不育症に関する相談につきましては、いつでも対応、支援できる体制です。不育症については、認知度が低く、まだ多くの方に浸透していないのが現状であり、検査内容、治療方法等、明確な情報が患者さん方に伝わっていない状況です。今後は、母子健康手帳交付の際に、流産を繰り返すなど不育症が疑われる方に、医療機関と連携を図り、正しい知識の啓発を行うとともに、広報紙等により周知してまいりたいと考えております。

次に、不育症治療費公費助成に対する本市の考え方についてですが、本市の現状を十分に把握した上で、流産や死産を繰り返し、心身ともにつらい思いをされている方に対して、まずはサポートしていくことが必要だと考えています。公費助成につきましては、その上で検討してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

北原議員の、ホームページへの音声読み上げ機能の導入についての質問にお答えいたします。開かれた市役所を実現するために、市民の皆様への市政広報の重要な手段である本市ホームページにつきましては、平成21年度にシステムの更新を実施し、市政情報や観光イベント情報などの充実を図っております。ご質問の、山鹿市

のホームページへのアクセス数につきましては、平成23年４月から平成24年２月までのアクセス数が40万4369件で、月平均３万7000件程度のアクセスがあります。

次に、県下自治体の音声読み上げ機能導入につきましては、14市のうち本市を含む５市が導入しており、本市においては平成21年度に実施したシステム更新で音声読み上げは対応可能となっております。以上、お答えいたします。

**○議長（横手啓介君）**

北原議員、了解ですか。

**○７番（北原昭三君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

**○７番（北原昭三君）**

新規就農総合支援事業につきましては、先ほど申されましたように早期に対象者の把握をしていただき、多くの新規就農者が誕生されますよう、期待をしたいと思います。

不育症治療への公費助成につきましては、完治することで子どもの誕生につながります。少子化対策のため、ぜひ万全のサポートをお願いをいたします。

それでは、３回目の質問をいたします。先ほどの答弁で、ホームページに音声読み上げは対応可能といいますか、設置済みということでありました。ただし、先ほどの内容で音声読み上げを利用する場合には、ダウンロードする必要があります。事例といたしまして、鹿児島県霧島市のホームページでは、ホームページへアクセスをして読み上げボタンをクリックするだけで、表示されているページのテキスト情報を即座に音声で読み上げるシステムもあります。このように、ダウンロードしなくても安易に利用できる方法もありますので、今後、ご検討いただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

ホームページの読み上げ機能の２回目の質問にお答えいたします。山鹿市のホームページの読み上げ機能につきましては、利用者がその機能をみずからのパソコンなどにダウンロードして使用する必要があります。利用者の負担を極力軽減することに配慮したシステムの導入は、情報提供の仕組みがさらに充実でき、視力が低下

してきている高齢者の方、弱視等の軽度視覚障がい者の方、聞くことのほうが利便性が高いと感じる方など、より多くの方にホームページで提供している情報に触れていただく機会がさらにふえると考えております。しかし、ご提案いただきましたホームページの読み上げ機能につきましては、新たな費用も発生することから、今後このシステムの研究や先進事例の調査を行いながら、さらなるホームページの充実を図っていきたいと考えております。以上、お答えいたします。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

**散　会**

**○議長（横手啓介君）**

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後２時52分　散会

～～～

３月７日（水曜日）

# 平成24年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

## 議　事　日　程（第４号）

平成24年３月７日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．吉本　政幸

一般質問

（１）過疎集落いきいき事業について

①これまでの具体的取り組み・検証・効果・課題

（２）有害鳥獣対策事業について

①アナグマの被害状況・生態・対応などの情報提供・支援

（３）観光資源開拓事業について

①事業の具体的内容（山鹿ツーデーマーチの内容も含め）観光資源としての旧豊前街道のとらえ方及び整備

（４）消費生活相談事業について

①相談の内容、年代の割合、未然防止のための対策（啓発活動、金融機関への協力要請）

（５）農業集落排水事業について

①今後の取り組み、方向性

２．池田　誠一

一般質問

（１）公共下水道及び農業集落排水事業の進捗状況について

（２）耕作放棄地の現況とその対策について

（３）少子高齢化による人口減少とその対策について、また、このことに対しての教育理念について

３．川野　功

一般質問

（１）住民サービスについて

①本庁舎の総合案内所について

②フロアマネージャー制度について

４．森川　昭彦

一般質問

（１）100周年事業後の八千代座及びさくら湯開業に向けて

（２）学校教育について

①道徳教育について

②武道必修化について

③平成19年２月５日付け文部科学省通知後の教育体制について

（３）公社の今後について

（４）組織改編について

○

**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

○

**出席議員（30名）**

| | | |
|---|---|---|
| １番 | 永田　健 | 君 |
| ２番 | 稲葉　昇 | 君 |
| ３番 | 藤本芳雄 | 君 |
| ４番 | 福本義文 | 君 |
| ５番 | 冨丸洋一郎 | 君 |
| ６番 | 藤本峰秀 | 君 |
| ７番 | 北原昭三 | 君 |
| ８番 | 芹川正美 | 君 |
| ９番 | 藤原　豊 | 君 |
| 10番 | 立山秀木 | 君 |
| 11番 | 立山　隆 | 君 |
| 12番 | 原　徹 | 君 |
| 13番 | 平井邦廣 | 君 |
| 14番 | 吉本政幸 | 君 |
| 15番 | 池田誠一 | 君 |
| 16番 | 堀　茂幸 | 君 |
| 17番 | 永田紘二 | 君 |
| 18番 | 森川昭彦 | 君 |
| 19番 | 川野　功 | 君 |
| 20番 | 古荘克郎 | 君 |
| 21番 | 森　芳顕 | 君 |

22番　家入憲隆君
23番　横手啓介君
24番　高野誠二君
25番　藤原　弘君
26番　森　久雄君
27番　太田黒鐵郎君
28番　丸山寛治君
29番　寺崎勇児君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

| | |
|---|---|
| 市長 | 中嶋憲正君 |
| 副市長 | 池田永実君 |
| 教育長 | 杉本作徳君 |
| 総務部長 | 本多隆文君 |
| 市民福祉部長 | 富田辰郎君 |
| 農林部長 | 潮﨑昭二君 |
| 商工観光部長 | 三森兄臣君 |
| 建設部長 | 緒方淳一君 |
| 環境部長 | 古荘秀幸君 |
| 市民医療センター事務部長 | 荒木　隆君 |
| 教育部長 | 倉原謙治君 |
| 首席審議員兼会計管理者 | 富安　豪君 |
| 市民福祉部次長 | 有働　博君 |
| 市民福祉部次長 | 山口敦子君 |
| 農林部次長 | 冨田弘海君 |
| 環境部次長 | 中川秀人君 |
| 教育部首席教育審議員 | 川野富士夫君 |
| 職員課長 | 阿蘇品貴司君 |
| 企画課長 | 大林秀樹君 |
| 農林振興課長 | 金光一誠君 |
| 商工課長 | 大森健司君 |
| 観光課長 | 早田順二君 |
| 都市計画課長 | 中原　忍君 |

| | |
|---|---|
| 下水道課長 | 有働淳一君 |

○

事務局職員出席者

| | |
|---|---|
| 議会事務局長 | 幸村英星君 |
| 局長補佐兼議会総務係長 | 渡邊義明君 |
| 議事係長 | 中村武志君 |
| 書記 | 森　英州君 |

○

午前10時00分　開議

○

**○議長（横手啓介君）**

これより、本日の会議を開きます。

○

**日程第１　質疑・一般質問**

**○議長（横手啓介君）**

日程第１　昨日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。

吉本政幸議員。

［14番　吉本政幸君　登壇］

**○14番（吉本政幸君）**

14番、「みらい山鹿」、吉本です。通告に従い、質問をさせていただきますが、平成24年度の五つの事業に関して質問いたしますけれども、若干質問項目が多いので、２回、全般に二つ、後半に三つさせていただきます。ちょっとのたまう時間が長くなると思いますけれども、よろしくおつき合いいただきたいと思います。

それでは、最初に過疎集落いきいき事業についてでありますが、予算の説明書に記載されておりますように、農山村部の集落において、人口減少、高齢化が予想以上のスピードで進んでいると感じます。このことは、集落としての機能低下、また機能に含まれますが、道路などを中心とした集落施設の管理、農地山林の荒廃に一層拍車をかけ、非常に心配されるところです。全国の状況を見てみますと、ちょっと前の統計になりますけれども、全国で限界集落7873集落、集落機能維持困難集落2917集落、いずれ消滅すると思われる集落2641集落、また自治体でありますけれども、これは合併前の予測ということで、限界自治体、2000年が一つの自治体、2015年51自治体、2030年144自治体というふうな統計が出ております。私の地区においても、現在のところはまだまだいいような気がしますが、５年後、10年後、どうなるのかというのが区の集会や役員会の中でよく話に出てきます。

内容は違いますけれども、今、行われています農地水事業の研修会、また集落でもこの事業を使いながら、他の地域などの話を聞きに行ったりしながら、それらの地域の活動を取り入れられればというふうなことを話しております。議員としましても、昨年、会派の仲間と鹿児島県の鹿屋市にある柳谷地区と書いてありますけど、通称「やねだん」、という所を訪問し、活動内容を聞かせていただきました。ご存じの方もあるかと思いますが、電車もバスも通らない過疎の集落であります。一人のリーダーの方のもとで、行政に頼らない村おこしをテーマに、荒れ地、休耕地を

利活用しながら、地域的な特産物の生産を手がけ、最初はやはりすべての方々の賛同が得られていたわけではありませんが、小さな夢を掲げ、活動に励み、少しずつではありますが、他の方々の理解を生み、手伝いの輪が広がったという話でありました。その結果、収益的にも年々よいほうへ進み、この活動により得た収入で無料の学習塾、空き家対策、緊急報知機の設置、シルバーカーの配布など、地域の住民に還元され、現在は生産物を使ったブランドの焼酎をつくり、販売され、地域の再生に大きく貢献されております。また、このような活動を見聞きして、集落出身の若い家族が子育てをしたいとUターンしてきているとのことであります。国の過疎問題懇談会でも、必要なものは人の数ではなく、地域に合う発展をつくり出す力ある人、それを支援する仕組みである。それに空間を生かし、資源を生かすことができるよう人が力をつけることが、過疎地域は元気な居住の場となるというような意見が出ていると聞きます。この研修などを踏まえ、強いリーダーの必要性を感じた次第です。この過疎集落いきいき事業、最終年度ということで、これまでモデル地区において、具体的にどのような取り組みがなされ、効果としてどうだったのか、４年間ということで課題も見えてきたと思います。ただ、気になりますのが平成21年の予算の執行率が50％、平成22年が約30％程度となっており、使い切る必要もありませんけれども、どうだったのかなと気にはなります。

そこで、これまでの具体的な活動、検証、効果、課題、リーダーの問題をお尋ねします。

次に、有害鳥獣対策事業についてでありますが、今定例会、数名の方がこの件と言いますか、特にイノシシ関係が多かったような気がいたしますけれども、質問がなされております。今年度は、防護柵の設置、捕獲委託料、電気柵の補助と、多くが倍増した予算となっております。内容については、今までの質問の答弁に出ておりますが、やはりなかなか効果以上に被害の状況も深刻であるのかと感じます。

答弁の中に、鹿央地区についても米野岳、山内地区で130頭の捕獲がなされたとのことであり、増加の一途をたどっていることを危惧いたします。以前は山のふもとでの話でしたが、最近は畑地帯のほうにも出没していると聞きます。的確な指導、助言、支援等を願うものです。

今回は、この有害鳥獣の番外的なものについてお尋ねをします。これは昨日も、潮﨑部長のほうから出てきましたけれども、アナグマのことであります。ご存じのように、鹿央地区はスイカの生産地として各農家が畑地を中心に頑張っておられるところでありますが、ここ二、三年、このアナグマの被害を聞きます。アナグマについては、タヌキと混同されるということで今まで被害的な部分で出ていなかったのかなとも感じます。農協の指導関係の方に話を聞きましたところ、はっきりとし

た実態は、わかりづらいとのことでありますが、昨年、二、三頭の捕獲事例があったとほかで聞きましたし、電気柵の要望が平成20年、平成21年は３機ずつであったものが、平成22年14機、平成23年18機とふえてきているとのことです。また、被害が集中するのがスイカの出荷時期である５月ごろで、農家にとってはいよいよ出荷という時期の被害はつらいものと考えます。

そこで、アナグマの被害状況、またその生態と対策などの周知をすることが生産者のためにも重要と考えますが、現在どうなされているのか。なされていないのであれば、今後どのように考えておられるか。また、その対策の支援についてはどうなっておるのか、お尋ねします。

**○議長（横手啓介君）**

これより執行部の答弁を求めます。

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

吉本議員の一般質問の１問目、過疎集落いきいき事業につきましてお答えをいたします。この事業は、市内にあります過疎集落の中から、山鹿地域の上保多田地区、鹿北地域の男岳地区、菊鹿地域の番所地区の３集落をモデル集落として位置づけ、それぞれの集落における課題解決や集落維持、さらには地域資源を生かした自治活動など、その地域に合った取り組みを支援するものであります。平成21年度に地域住民が主体的に地域づくり計画を作成し、翌22年度よりソフト事業を中心に、計画に沿った取り組みを展開されております。

モデル支援の最終年度となります平成24年度を残しておりますが、市といたしましても少しずつではありますが、その成果があらわれていると感じております。

３地域に共通する活動といたしましては、緊急情報システム、「命のバトン」導入や、保健師による巡回健康相談など、健康と暮らし、安全性の向上に関する活動が挙げられます。その他、それぞれの地域の特徴的な活動としましては、上保多田地区は「資源と元気を生かした集落づくり」を理念に活動されておりまして、散策マップの作成や、案内標柱の設置など、地域外住民の受け入れ・交流の下地づくりに取り組まれております。男岳地区は、「健康・安全・交流の地域づくり」を理念とし、災害時の迅速な対応を目指して自主防災組織を立ち上げられましたし、地域外住民との交流につながる「自然薯まつり」も近隣の地区と共同で実施をされております。番所地区は、「交流と学習で元気が出る村づくり」を理念とし、「農村の歩き方ルールブック」の配布や、地域に伝わる「芋だご」や特産品の試験販売、高齢者の健康増進活動として、グラウンドゴルフにも取り組まれております。さらに力

強いことには、地域づくり活動の支え、支援部隊となる若い方々のグループが自主的に立ち上げられ、事業推進にも協力いただいております。以上、それぞれの取り組み成果を申し上げましたが、十分な成果が得られていない部分や課題等も多く残されておりますし、それぞれの地域において、計画どおりに進んでいない部分もありますので、地域実情に即した計画への変更も必要であると考えております。また、「地域づくりは人づくり」と言われますように、地域づくり活動を継続していくためには中核的な役割を担う地域リーダーの育成も必要であると思っております。なお、平成24年度はモデル事業の最終年度でありますので、これまでの活動を十分に検証する必要がありますし、残された課題にいかに目を向けていくのかも大切になってきます。そこで、事業の検証及び今後の課題等を検討するため、それぞれの地域代表にお集まりいただき、シンポジウムを開催する予定です。

いずれにいたしましても、今後も、過疎地域の集落維持、活性化に全力を注いでまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

**○議長（横手啓介君）**

潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

アナグマの被害状況等について、お答えいたします。アナグマの被害としては、平成22年度に川辺の八幡林地区や麻生野地区で３件ほど、また本年度も麻生野地区で１件の被害が報告されております。どちらもハウス栽培のスイカが被害に遭っており、特に本年度のケースでは、１日に約40玉の被害が発生しております。アナグマは、本州、四国、九州の里山に生息し、冬場は冬眠しますが、地域によっては冬眠しないこともあるそうです。体長は50センチから60センチで、体重が５キロから13キロに達し、目を通る２本の黒い縦じまが特徴です。指は前後の足に５本あり、特に前足の爪は鋭く、木の根やミミズなども掘り出して食べるそうです。また、地中に巣穴を掘り、５月から６月にかけて３頭から４頭の子どもを産むそうです。天敵は特にいないため、今のところ地道にわなによる捕獲駆除を行うしかないと思われます。

そこで、新年度予算では小動物用の箱わなを10基ほど購入する予定であり、駆除依頼があれば猟友会へ貸し出したり、また、今後設置予定の市役所職員による鳥獣被害対策実施隊などによる機動的な設置・捕獲の実施に努めたいと考えております。さらに、市では補助率３分の１で上限２万円の電気さく設置補助を行っていますので、被害防止の手段としてご活用いただければと思います。今後は、このようなアナグマの生態や被害防止対策に関する支援策について、広報紙やホームページ、さ

らには各種生産部会での説明等により、市民の方々への周知を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

吉本議員、了解ですか。

**○14番（吉本政幸君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

吉本議員。

［14番　吉本政幸君　登壇］

**○14番（吉本政幸君）**

過疎集落いきいき事業につきましては、各地域、いろいろな取り組みをされているということであり、今後につながるものをしっかり把握・検討を願うものです。

今年度始まった「里山暮らし」いきいきモデル事業、空き家対策事業などリンクさせながら、しっかりと対応を願います。また先ほど紹介しました、やねだんのリーダーの方の言葉として、「住民は皆レギュラー、ボランティアだけでは長続きはしない。」このようなことも参考にされ、よろしくお願いしておきます。

アナグマ問題は、農協などと連携しながら、早め早めの情報提供を願うものです。

次に、観光資源開拓事業についてでありますが、予算の説明要旨によれば、観光資源の掘り起こし、新たな発掘、観光資源のルート化、ネットワーク化により、観光客の増加へと毎年度期待されております。我が市にとって、この観光部分の振興は非常に重要なところであり、しっかりとした対策を願うものです。ただ、これまで予算説明書の主なものについて見てみますと、もちろん、一番大事なものと感じますが、観光客を引き込むための事業が主であり、具体的に資源開発のためのところが影が薄くなっているのではとも感じます。観光資源としても、いろんな分野があり、しっかりとした検討が必要だとは思います。実は、先般、たまたま、会派で、観光に関する研修をさせていただきました、姉妹都市である岡山県の高梁市を中心に、総社市、倉敷市を訪ねました。高梁市については、板倉五万石の城下町として栄え、現在、全国に12城しかない現存天守閣のある国指定の文化財「備中松山城」を中心に、今も残る武家屋敷など、その他城下町ということで、神社仏閣は多く、それらを利用し周遊的な動きをしっかりアピールしておられ、総社市においては、昔、備中国分寺総社が置かれていたことで、吉備文化の中心地として栄え、我が市と似ている点は、旧街道が通り、その街道沿いをプロジェクト事業として立ち上げられ、現在行われておりますのは、商店街にのれんと言いますか、それを数多くかけることにより、振興を図られております。歴史的にも先ほど申しましたように、

古い町があり、それらの史跡をライトアップしたり、遊歩道を設けたりされており、ジワジワではあるが、効果があらわれているとのことです。倉敷市については、皆さんご存じだと思いますが、天領として栄え、古い建物を利用、美観地区を中心に観光客を引き込んでおられました。

先ほども申しましたが、歴史遺産だけが観光の資源というわけではありませんが、歴史に触れるということは心のいやしにつながると考える次第です。

そこで、この事業の具体的な内容と、ツーデーマーチの開催を記載されておりますが、どのような感じでどのような地域を考えておられるか、お尋ねします。これに関連すると思われますのでお尋ねしますが、豊前街道を観光資源としてどうとらえておられるか、またその整備についてということでお尋ねします。

今年度の予算書の中でも、豊前街道という文字が数箇所出てきます。ご存じのように、豊前街道は小倉街道とも言い、熊本の新町１丁目にある札の辻を起点に、京町、山伏塚、鹿子木、植木、味取を経て、我が市に入り、広町、郷原、南島から町中に、そして下町、中町、九日町等を通り、鍋田口、それから和水町の永ノ原と言うんですかね、腹切坂の方へ向かいます。本年、さくら湯も完成し、八千代座との観光の二大看板として期待はしておりますが、他の観光地を見ても、メインの観光資源のほかにもいろいろなものの組み合わせがなければ、なかなか集客は図れないのかなというふうにも感じます。そういう意味で、豊前街道の史跡など、大事にしていくべきと感じます。また、文献によりますと、江戸時代の末期1829年に、菊池川に定橋、定まった橋と書いてありますけども、かけられたとあります。近くの知り合いの方が、町中ばかりの整備ではなく、他の地域の整備もできればというふうに話され、特に今申しました山鹿橋の復元ができればと強く感じると言われました。

そこで、豊前街道の観光資源としてのとらえ方、また整備の部分として、山鹿橋のことをどのように考えておられるか、お尋ねします。

次に、消費生活相談事業でありますが、このことは悪徳商法、訪問販売ですか、そのことについて相談を受けたといいますか、お話を聞きましたので、これについての事業ということでお尋ねします。昨今はオレオレ詐欺の横行により、以前ほどの話は聞き及んでいませんが、やはりなかなかこの悪質な訪問販売が行われているとのことです。特に高齢者世帯、ひとり暮らしの高齢者が特にターゲットになっているそうです。地域的には周辺にそのような動きがあり、年金の支給日である月の15日以降が目につくとのことです。

そこで、この相談事業に寄せられる内容はどのようなことがあるのか、先ほども申しましたが、高齢者をターゲットとしている点など、年代的にどのような感じになっているのかお尋ねします。また、予算説明書の中に未然防止を図るとなってお

りますが、このような事案は幾度となく注意喚起をしていかなければと強く思う次第です。注意していても業者は言葉巧みに高齢者等をだまし、被害者へと導くとのことです。

そこで、被害者を出さないために、どのような対策を打っておられるか、それと今このような業者は、移動手段のない高齢者を車で金融機関まで送っていき、実行に結びつけるそうです。その意味でも、金融機関との連携が不可欠と考えます。この対応、どうなされているのかお尋ねします。

最後に農業集落排水事業についてでありますが、目的等については説明書に明記されており、平成22年度の説明書までだと思いますけれども、全体計画として旧１市４町で作成された下水道（集落排水）基本構想に基づき、農業集落排水事業計画区域を39処理区に区画割りし、平成４年より、35年の期間で事業を実施するとなっております。事業開始より20年が経過し、計画的に残り15年の中で、現在の状況からすればどうなるのかと思います。始まった当初と比較し、今の社会状況の変化、国の財政的な厳しさが一段と増す中、事業の継続も危ぶまれるのではと危惧しております。このような中、今年、市長説明要旨で重点項目の最初に、周辺地域の振興策の強化を挙げられており、その第２の柱の中で、生活基盤の整備が記載されており、上下水道等の整備を進めると書かれています。農集事業に関しては、平成19年度にアンケート調査がなされ、10年間の計画がなされておりますが、旧町当時、鹿央地区においては米野、姫井、山内地区の事業が終われば違う千田地区への対応ということで話が進んでおり、地域的にも望む声が大きかったと感じています。ただ、アンケートの結果が、いろいろな思い違いにより、意思疎通が図れず、地域としては不満足な結果となったことは事実です。ただ、今でも地域の方々からどうなるのという話をいただきますが、そのときはアンケートの結果など聞いた範囲で答えております。ただ、待望されている方がいらっしゃるのも事実です。

そこで、今後どのような取り組みをなされていくのか、また平成23年度の委員会での予算審議の中だと思いますけれども、同意事業であるため、100％の同意、90％の認定により事業を推進する内容の話があっていたと予算書に個人的に書いておりますけれども、100％の同意を取りつけなければ進まないとなると、非常に難しい感じを覚えます。

それから、処理区の集落の一つが同意を得られず、他の集落は同意が取りつけられた場合、その得られなかった集落を外してでも事業ができるのか。もう一つ、同意が取りつけできなかった場合、合併浄化槽対応にならざるを得ないとき、補助率のことなど気になりますが、これらのことを踏まえ、方向性などをお尋ねします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森兄臣君　登壇］

**○商工観光部長（三森兄臣君）**

ご質問の３問目の、観光資源開拓事業の具体的内容についてお答えいたします。本事業は、当市の歴史、文化、自然など、観光資源を有効活用し、顕在する資源の磨き上げや、未活用資源の掘り起こしを行い、これらを結びつけて魅力ある観光地づくりに取り組むとともに、地域の魅力を発信し、観光客の誘致につなげることを目的としております。平成24年度の主な事業といたしましては、健康志向により、ブームとなっているウォーキング大会を宿泊と結びつけて経済効果も狙う「山鹿ツーデーマーチ」の開催や、昨年の九州新幹線全線開通に伴う関西・中国地方の市場開拓、また、「湯らり山鹿ファンクラブ」を活用した情報提供や収集を行います。さらに、県北の菊池川流域の地域が連携して合同の観光キャンペーンを展開することにより、新たな観光ルートの開拓を図ります。

次に、山鹿ツーデーマーチの事業ですが、健康志向の高まりから、全国各地でウォーキング大会が開催されております。生活習慣病の予防やダイエット効果、またストレス解消などの効果があり、多くの愛好家で楽しまれています。本市におきましても、「岳間渓谷ぐるっとウォーク」や、「鞠智城ウォークラリー大会」、また、「菜の花ウォーキング大会」などの７つの大会が各種団体主催で開催されておりますが、すべて日帰りの大会で、経済効果は決して高くないのが現状です。そこで、昨年９月に市内の三つの観光協会や、ウォーキング大会を開催されている各種団体及び本市の関係各課で構成するツーデーマーチ事業検討委員会を設立しまして、事業の開催に向けて協議・視察を実施し、調査・検討を行いました。そして、山鹿ツーデーマーチ事業では、本市の温泉、歴史、文化、自然などの観光資源を生かしたコースを設定し、記録や競争的な内容よりも、おもてなしの心による交流を目的とした、山鹿ならではの文化・観光色豊かな、宿泊を伴う滞在型の大会を開催することを計画しております。今後、検討委員会のメンバーを中心に実行委員会を設立し、実施予定ですが、概要といたしましては、開催時期は設立予定の実行委員会において、宿泊関係者と十分協議を行い決定すること。また、開催コースは平山温泉周辺、鹿北地区、菊鹿地区、豊前街道等を予定しております。また、参加者数は２日間の延べ人数として約500人を見込んでおります。

３点目のご質問の、観光資源としての豊前街道のとらえ方についてお答えいたします。江戸時代の参勤交代の要路であった豊前街道沿いには、八千代座や山鹿灯籠民芸館など、歴史ある建造物があり、古きよき時代の面影を今に伝えています。また、今年10月末に完成予定のさくら湯も街道沿いにあることから、豊前街道は本市

の歴史・文化の重要かつ貴重な観光資源の一つとしてとらえております。現在、米米惣門ツアーや、山鹿旅先案内人の会によるガイドツアーでは、八千代座や山鹿灯籠民芸館を初め、街道沿いに古くから残る商家やお寺を巡り、山鹿の文化や歴史を紹介し、来訪者に好評を得ております。

また、平成15年に熊本県内の豊前街道の学術研究、保存・整備に関する提言や活動、支援を行うことを目的として、南関町、三加和町、山鹿市、植木町を構成市町として設立された「豊前街道顕彰会」では、街道の標柱設置やマップ・ハンドブック等の刊行、また情報誌を発行して、豊前街道を後世に伝える活動を続けられております。本市としましては、今後もこの歴史ある豊前街道を貴重な観光資源としてとらえ、各種団体との連携強化を図りながら、魅力ある観光地づくりに生かしてまいりたいと考えております。

続きまして、質問の４問目の、消費生活相談事業についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、訪問販売や電話勧誘等の消費者トラブルは、人々の消費行動の多様化に伴い、年々複雑多様化している状況です。そのような中、本市におきましては、以前は曜日を決めて相談業務を行っておりましたが、平成22年４月１日に「山鹿市消費生活センター」を開設し、平日、午前８時半から午後５時までの毎日、専門の相談員４名と職員が協力しながら、さまざまな相談業務に当たっているところです。

そこで、１点目のご質問の相談状況につきましては、年間の相談件数が平成21年度は60件であったものが、センターを開設した平成22年には126件、本年度につきましても２月末現在で116件と、センター設置以来、約２倍に増加している状況にあります。相談の内容としましては、布団や健康食品などの訪問販売、購入や利用実態がない架空請求や不当請求、携帯電話やインターネットにおけるトラブル、さらに、転換社債や未公開株などの投資話をめぐり複数の業者が入れ替わり消費者に電話をかけてきて、投資欲をあおる、いわゆる「劇場型」と呼ばれる詐欺まがいの勧誘についての相談があっております。また、相談者の構成につきましては、高齢者の方が約半数を占めており、最近ではインターネット利用の進展に伴う若者の相談が増加傾向にあります。

２点目の、防止策につきましては、毎月、「広報やまが」において消費者トラブルの事例を紹介するとともに、市の回覧板の表紙に消費生活センターや対処法の案内を掲載しており、さらに相談員による出前講座を行うなど、さまざまな方面から啓発活動に努めております。また、議員ご指摘の金融機関との連携につきましても、警察や熊本県消費生活センターを介して連携を強化しているところです。今後は、職員や相談員の一層のスキルアップを図るとともに、各種団体と連携して、市民の

皆様が安心・安全な消費生活を送れるような取り組みを一層進めてまいりたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

緒方建設部長。

［建設部長　緒方淳一君　登壇］

**○建設部長（緒方淳一君）**

豊前街道の山鹿橋の復元についてのご質問にお答えします。まちづくりに調和した川づくりの提案を行うため、平成18年３月に国土交通省と市が事務局となり、「川とまちづくり推進協議会」が設立されました。その中の作業部会において、まちづくりと一体となった川づくりの方針、整備メニューと利活用、整備後の維持管理などについて、いろんな角度から検討を重ね、「川とまちづくり整備計画」を策定し、その中に、将来計画、夢プランとして、旧豊前街道の人道橋架設が提案されております。提案された計画のうち、平成21年度から平成23年度におきまして、山鹿大橋から山鹿大堰橋周辺を国の直轄事業として、今現在、整備が行われております。

ご質問の、山鹿橋になりますけれども、夢プランの中では人道橋になりますけれども、それの架設につきましては、旧豊前街道の下流側100メーターから120メーターのところに国道３号の山鹿大橋がかかっておりますので、河川の形態や費用の面などの問題もありますので、今後、国土交通省と協議を重ねていく必要があると考えております。

以上、答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

**○環境部長（古荘秀幸君）**

吉本議員の一般質問、農業集落排水事業についてお答えいたします。１点目の、今後の取り組み、方向性についてのご質問ですが、まず、現在の状況についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業は、農村地域における生活環境の改善、農業用用排水の水質保全及び施設の機能を維持し、あわせて公共用水域の水質保全に寄与することを目的とし、平成４年度から事業を開始しております。施設といたしましては、農業集落排水施設が17処理区、小規模集合排水施設２処理区、個別排水処理施設の１処理区が完了しているところです。農業集落排水事業は、整備地域の皆様方からの同意により整備を進めている事業です。合併後、平成19年度までは合併前の旧市町の整備

計画に沿って、整備を進めてまいりましたが、当初からすれば、地域の状況も少子高齢化などにより変わってきていることから、平成19年度において、未整備地区を対象としたアンケート調査及び事業実施に伴います同意書の徴収を行っております。その結果に基づき、同意率の高かった地域を、平成20年度から今後10年間の整備地区として計画をいたしており、平成21年度から山鹿地区の米田東部処理区の整備に着手しました。また、現在実施中である菊鹿東部Ⅱ期地区につきましても、平成24年度完了に向けて事業を進めているところです。

今後の整備地区の決定につきましては、財政状況を踏まえながら地域の状況の変化を十分把握するために、アンケート調査や同意書などの状況により、優先的な整備地区の決定を行うよう考えているところです。

続きまして、２点目の、処理区の中で部分的に同意が上がらない場合の対応についてですが、農業集落排水事業の処理区につきましては、排水処理人口をおおむね1000人程度で事業の経済性を勘案し、熊本県と協議の上、設定いたしております。市としましては、まず地域住民の皆様に十分な説明を行い、処理区全体の同意が高まるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、３点目の、農業集落排水事業で対応できない場合についてですが、本市では、平成20年度に策定した山鹿市生活排水処理計画に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業の三つの事業区域を設定いたしております。少子高齢化等の社会情勢の変化を勘案し、地域住民の皆様に十分に説明をしながら、最善の方法を選択し、進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

吉本議員、了解ですか。

**○14番（吉本政幸君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

吉本議員。

［14番　吉本政幸君　登壇］

**○14番（吉本政幸君）**

観光資源開拓事業に関しましては、市にとりましても、何度も申しますが、重要な部分であり、しっかりと対応を願います。発掘、磨き上げにも力を注いでいただきたい。山鹿橋に関しては、国の事業の中で、人道橋架設の構想があるということで、非常に期待するところです。しっかりと国交省との協議をお願いします。

豊前街道の観光資源については、先ほど紹介しましたが、広町というところを、

先ほど通過するということで紹介しました。この広町には、細川家の参勤交代時の休憩所となっていた善行寺、このお寺には藩主が休憩された部屋の欄間や屋根の瓦に細川藩の九曜の紋があり、また、近くの徳栄寺は、元城村城主であり、後の隈本城主となった城冬親が、城主を変わった後、出家し、このお寺の開祖となったと聞きます。また、本堂の造営に関しては、加藤清正が命を下し、行われ、熊本城築城時の余りの材木といいますか、熊本城をつくったあとの残りの部分だと思いますけれども、使われたという話です。実際、そう思って見たわけではありませんけれども、やはり曲がりのある材木を多く使われているといようなことを本坊さんからお聞きしました。

それからもう一つ、明蓮寺というお寺さんがありますが、ここは開基450年ということで、本坊さんの姓が隈部といい、檀家的にも隈部一族の南を固めた、内古閑氏の領地だった地域が多いことで、隈部氏にゆかりがあるのは事実であるというふうに思います。この三つのお寺とも、戦国時代末期ごろの建立であり、古い門などが残っております。見る人にとっては魅力のあるところではないかと感じます。また、近くにはスイカの選果場もありますので、そのような資源使いながら検討をお願いするところであります。

それから、消費生活相談においては、悪質訪問販売を阻止するための施策の検討を願います。例えば、高齢者世帯に注意を喚起するようなステッカーなどの配布とか、ある人が言われましたけれども、悪質訪問販売撲滅宣言などの宣言もよいのではないかと聞きます。このことは以前行われておりました、ハイハイ商法と言いますか、そのようなことがまだまだあっており、その場所を高齢者の方が提供するというような話を聞きますので、検討を願います。

農集事業について、先ほども申しましたように、待っておられる方もいらっしゃいますので、情報提供などしっかりとした対応を願うものです。

最後に、中嶋市長にお願いをいたします。大震災から１年、被災された地域の方々の厳しい状況もあり、あまり我田引水的な動きはできないものと考えますが、例えば、先ほど申しました、山鹿橋の件、農集事業の件、でき得る限り、国等ともしっかり要望をお願いして、終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、吉本議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、池田誠一議員の発言を許します。

池田議員。

［15番　池田誠一君　登壇］

**○15番（池田誠一君）**

15番議員、みらい山鹿の池田です。通告どおり、３点、一般質問の項目を掲示をいたしておりますけども、当初、一括で質問を行いたいと思っておりましたが、一問一答方式に変更させていただきたいと思います。

本年度の予算編成見ました折に、中嶋市長にとりましては２期目の最後の年ということで、それぞれの総合計画の中の７割程度の進捗状況を見た中での予算編成ではなかったかなと思いますし、先ほどもお話ありましたように、東日本大震災において、あれだけの未曾有の震災の中で、これから先、国の施策、そしてまた予算等が東北、関東のほうに費やさざるを得ないような状況下の中で、今回の予算、相当な努力をなさった形でのものであったかと思います。

その中で、１問目です。公共下水道及び農業集落排水の進捗状況についてということで挙げておりますが、先ほど吉本議員のほうからもご質問ありましたので、かぶる部分が多々あろうかと思いますが、私なりの別な方向性の中で質問させていただきたいというふうに思います。今日、公共下水道等においては、都市計画区域の中での範囲の中で今遂行されているものと思っております。そういう中で、当私たち地域、杉地区ですけれども、約７年にわたりこの事業が展開されてまいりました。本年度で約９割ぐらいの進捗状況を見たわけですが、残り10％残っております。そういった中で、この公共事業がこれから先どのような形の中で100％近いようなすべての区域の中で、完成を目指そうとされているのか。そしてまた、新たにそれ以外の、都市計画区域以外の地域においては農業集落排水事業であるとか、合併浄化槽の設置であるとかいう施策が取られているものと思いますが、その進捗状況について、もう１回お尋ねを申し上げ、ご答弁をお願い申し上げます。

以上、１回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。

古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

○環境部長（古荘秀幸君）

池田議員の一般質問、公共下水道及び農業集落排水事業の進捗状況についてお答えいたします。公共下水道事業の進捗状況ですが、平成22年度末におきまして、山鹿地区775ヘクタールのうち約81.3％、鹿本地区222ヘクタールのうち約90.1％が整備済みとなっており、全体で997ヘクタールのうち約83.3％が整備済みです。接続率ですが、山鹿地区が83.9％、鹿本地区が58.8％となっており、全体では78.8％であります。

次に、農業集落排水事業の地域ごとの整備状況ですが、山鹿地域で32.8％、鹿北地域で88.8％、菊鹿地域で89.1％、鹿本地域100％、鹿央地域46.2％となっております。また、接続率は平成22年度末におきまして、山鹿地域で68.3％、鹿北地域で79.5％、菊鹿地域で67.8％、鹿本地域で78.6％、鹿央地域では76.7％となっており、全体で72.6％という状況です。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

池田議員、了解ですか。

○15番（池田誠一君）

議長。

○議長（横手啓介君）

池田議員。

［15番　池田誠一君　登壇］

○15番（池田誠一君）

２回目の質問を行います。今、それぞれの地区の進捗状況及び接続状況について、ご返答いただいたわけですけれども、旧山鹿市管内においても、全く未整備地区が２地区残っております。と申しますのは、三岳地区と平小城地区、この２地区については、全く公共下水道も、もちろん公共下水道のほうは都市計画区域ではありませんので、その域から外れるかと思いますけれども、農業集落排水事業等も全く整備されておりません。また、川辺地区の、東の地区、そして北の地区、その辺のところもまた未整備です。そういった残された地域、特に鹿央地区もまだ未整備地区が半分ぐらい残っているということですけれども、そういう中において、その未整備地区の部分をどのような形の中でこれから先、推進されようと思われているのか。先ほど吉本議員の答弁の中にも、でき得る限りのことを、財政が許す範囲の中でというご答弁をいただいたわけですが、しかしながら同じ山鹿の市、住民、山鹿市に住む者として、やはりその辺のところは公平性、平等性も必要ではないかと考えますので、これから先のその２地区、そしてまた未整備地区においての方向性をお示しいただきたいと思います。

以上で、２回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

**○環境部長（古荘秀幸君）**

池田議員の２回目、平小城、三岳地区の計画、取り組みについてお答えいたします。両地域のうち三岳地区の白坂区及び平小城地区の大原区におきましては、合併浄化槽の整備地区となっており、その他の地域は農業集落排水事業区域として計画しているところです。平成20年度からの10年間の整備計画の中に平小城地区の城の一部を計画しており、平成24年度において地元への説明会を開催し、費用負担面や同意等、再度、住民の意向を確認した上で事業を推進していくところです。その他の地域におきましては、吉本議員の一般質問への答弁で説明しましたとおり、財政状況を踏まえながら、地域の状況の変化を十分把握するため、アンケート調査や同意書などの状況により、優先的な整備地区の決定を行うよう考えているところです。

以上、答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時59分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前11時12分　開議

**○議長（横手啓介君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

池田議員。

［15番　池田誠一君　登壇］

**○15番（池田誠一君）**

先ほどの公共下水道及び農業集落排水につきましては、現存として未整備地区が残っているということです。そういう中において、しっかりとそれぞれの地域の住民の方々の意見を拝聴し、そしてコンセンサスを得られるようにご努力をしていただき、集落排水でいった方がいいのか、それとも合併浄化槽でいったがいいのか、それぞれの地区の判断、そしてまた、それにあわせた形の中で速やかに実働に移っていただきたいと要望をいたして、１問目の質問を終わりたいと存じます。

続きまして、２問目に掲上しております、耕作放棄地の現況とその対策についてを質問させていただきたいと思います。この問題につきましては、私たち、所管でもありますので、また詳しい部分につきましては委員会の中で、質疑の中で質疑さ

せていただきたいと存じますが、そういう中で、――――――

農地への復元と営農定着化を支援しているところです。さらに、農業委員会では解消が急がれる耕作放棄地の現地調査や所有者の意向調査を行い、借り手を探し出し、利用してもらう活動に取り組んでおります。その結果、平成21年４月から現在までに、11.5ヘクタールの耕作放棄地が解消され、農地としてよみがえっております。解消の事例としましては、サツマイモなどの栽培に当たり、借りやすい耕作放棄地を活用し、規模拡大を図っているケース、子どもたちが中心となって食・農体験の場として耕作放棄地を活用しているケースなどがあります。今後も、国・県の事業を活用するとともに、利用者の掘り起こし活動の強化に取り組みながら、耕作放棄地の解消に努めていきたいと考えています。また、山林原野化し、農地への復元が困難な土地については、農業委員会で詳細な現地調査を行い、所有者に対し山林への地目変更を勧めるような取り組みにつなげていきたいと考えております。耕作放棄地問題は、解消もさることながら発生させないことがもっと重要な問題であります。現在は、中山間地域等直接支払交付金により、約1000ヘクタールの傾斜地において、耕作放棄地の発生に歯どめをかけるとともに、平成21年４月から実施しております農地取得要件の10アールへの引き下げ措置は、耕作放棄地の解消や抑止力の一翼を担っております。耕作放棄地の解消については、根本的には担い手の育成や生産性の高い農業の確立が必要なことから、これからも担い手対策や生産振興対策及び加工販売対策などの強化に努めてまいります。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

池田議員、了解ですか。

**○15番（池田誠一君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

池田議員。

［15番　池田誠一君　登壇］

**○15番（池田誠一君）**

今、現況と対策のほうをご答弁いただいたわけですけれども、確かに年々、そういった耕作放棄地がふえておるのは実情であろうと思っております。また、先ほども申し上げましたように、中山間地域においては後継者の担い手の不足、そしてまた高齢化によって、なかなか今までどおりの耕作ができないような状況下も年々ふえてきているのも事実だろうと思います。より一層の行政からのサポート、そしてまた国県とパイプを取りながら、この耕作放棄地についての対策を練っていただきたいと思います。

さて、私ここに「全国農業新聞」というのをお持ちいたしました。これに、本年

度２月17日に国会に提出されたということで、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案というのが出されたと、「全国農業新聞」の中に１面に掲載されております。どういうことかと申しますと、この耕作放棄地に太陽光発電のパネルを利用し、それによって、この各電力会社に販売を行おうという施策であると書いてあります。しかしながら、まだ今、農振地区における法律というのもかぶっておりまして、その対策をどう行っていくのかというのが、これから先のこの法案について問題点ということもあわせて書いてあります。ただ、今国会で提出されただけということでありますので、通過するかどうかもまだわかりませんが、こういう案ができ得れば、この耕作廃棄地にそういった太陽光パネルを敷き詰めることによって、その売電を行う。収益的には米の収益よりもかなり多くの収益が得られるとも書いてあります。しかしながら、景観的な問題というのがまた出てまいります。本当に美しい棚田、そしてまた美しい田園風景が、そういったパネルでけなされるというか、汚されるという部分も出てまいりますので、そしてまた多面的機能を持ったその水田農用地というものに、果たしてこれが適するかどうかわかりません。しかしながら、その収益的な考え方からいきますと、こういうのもまた一つの施策になりはしないかなという気がしますので、一応ご披露を申し上げておきたいと思います。これで、２問目の質問は終わりたいと存じます。

続きまして、３問目に計上しております、人口減少におけるその施策、対策はということでしておりますけれども、今、多分皆さん熊日新聞等をごらんになれば、私たち職業柄ですけれども、よく死亡欄のほうに目がいきます。そういった中で、当山鹿市の欄を見ますと多くの方がお亡くなりになっております。本当に悲しい出来事ですけれども、同じような人口を抱えております玉名市とか菊池市とか合志市とか、そういうところから比べますと、大体１日平均１名ぐらい多くの方が新聞に載られているわけです。そうしますと、やはりこの山鹿市が、当初、合併当時６万人と言っておりましたけれども、年間約500名ずつぐらいの方が人口減によって少なくなっている現状だと認識をいたしております。となりますと、約７年を経過した中で、3000名ぐらいの方が当初の合併当時よりも少なくなってきている。これはもう事実であります。ましてこれから先、団塊の世代を迎えた、多くの年代を抱えた、こういったどこの地区も一緒ですけれども、そういった方たちが本当に高齢化を迎え、そしてまた30年後、40年後にはお亡くなりになる場合においても、もっと多くの極端な人口減につながるものと考えるわけです。人口が多いほど活力が出る、これは当たり前です。購買力もそうです。そしてまた、その購買によって地域に根ざしておられる商店街の方たちも全くそうです。そしてまた税収も人口があればあるほど税収も上がっていくのも、これは必然的な結果であろうというふうに考えま

す。そういう中において、これから先の人口の減の推移はどのように考えられているのか、まず現況をお伺いを申し上げます。１回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

池田議員の一般質問の３問目、人口減少につきましてお答えをいたします。人口減少の大きな要因といたしましては、少子化問題があります。厚生労働省がまとめた平成23年人口動態統計の年間推計によりますと、日本の人口の自然増減数は20万4000人の減、昭和22年の調査開始から58年間は出生数が上回っておりましたが、平成17年に初めて自然減となり、翌平成18年にはプラスに転じましたが、平成19年からは５年連続で自然減となっており、その数は急増をいたしております。また、近年の婚姻件数を見ますと、初めて自然減となりました平成17年以降、若干の増減を繰り返しながらも減少傾向を続けております。このような状況は山鹿市におきましても同様でありまして、直近３年間のうち自然動態の数値を見てみましても、平成21年が出生者数427名に対し、死亡者数は757名、平成22年が出生者数398名に対し、死亡者数は747名、平成23年が出生者数392名に対し、死亡者数は788名と、また転入・転出からなる社会動態と合わせますと平成21年で657人の減、平成22年で552人の減、平成23年で584人の減となっております。また婚姻の件数につきましては、本籍が山鹿市にある方の届出件数ということになりますが、平成21年が971件、平成22年が943件、平成23年が912件と減少を続けております。以上のような現状を、平成22年に実施されました国勢調査人口をもとに平成17年に実施されたものと比較をしてみますと、総人口で2335人の減少、減少率にしますと4.0％の減となっており、年齢階層別に比較しますと、０歳から19歳で1183人の減、率にしますと11.0％の減、20歳から39歳で744人の減、率にしますと6.8％の減、40歳から64歳で905人の減、率にしますと4.7％の減、65歳以上は429人の増加、率にしますと2.6％の増加となっております。本市で人口減少が最も顕著なところは、子育て・働き盛り世代の20歳代から40歳代ですが、その理由といたしましては仕事の関係で山鹿市外に生活の場所が移るからだと思われます。また、その年代の親と一緒に、その子どもたちも転出するため、幼児、小・中学生の減少も顕著に見られるところです。以上、お答えいたします。

**○議長（横手啓介君）**

池田議員、了解ですか。

**○15番（池田誠一君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

池田議員。

［15番　池田誠一君　登壇］

**○15番（池田誠一君）**

２回目の質問をさせていただきます。今、総務部長ほうから現況を年齢別に詳細にわたって報告をいただいたわけです。やはり、特に一番若い世代の方たちが、この山鹿市から転出していると理解をいたしました。この件に関しましても、先ほど婚姻のことも報告をいただいたわけですけれども、これもテレビのほうで、ある日に報道されておりましたんですけれども、東京のことでありました。東京地区において20代の既婚率が40％であると。30代が既婚率が60％、すなわち20代、30代において半分近くがまだ結婚をしていないという数字が出ておりました。本市においてもやはり年齢は来ているけれども、結婚をされていない方が随分いらっしゃるのかなという気もしないではありません。そしてまた、これは東京のほうの同じ報道だったんですけれども、結婚したくても結婚できない、いや、結婚をしたくない、もともと結婚する気がないという人たちも、結婚したくてもできないが、結婚されていない方の半分がやはり結婚したくてもできない方。すると、もともと結婚をしたくないという方たちも半分いらっしゃる。そういった報道を報告を見てみますと、何でそういう世代になったのかなという気がしないでもありません。これは、一つは教育のせいではないかなという気がしないでもないということで、２番目に同じように通告をいたしております、教育によってこういった関連、この少子化というのが出てきたんじゃないか、そしてまた人口減につながっているのではないということを踏まえた中で、今回提言をさせていただきました。また、全体的な対策としてどのようにとっておられるのかというのもあわせてお伺いしたいと思いますが、隣の菊池市においては、ちょうど１年たちますけれども、東日本大震災においていろいろな方たちがお亡くなりになり、また今、住居を定まっていない方も随分いらっしゃるということを伺っております。そういう中で、菊池市はそういう方たちの受け入れ態勢としてＮＰＯ法人と行政とスクラムを組みながら、今、空き家対策というのも含めまして、市の市営住宅も含めてですけれども、空き家対策の中に受け入れということを全面的に今推し進めていらっしゃる。その結果、今30名の方が東北地区から菊池市に移り住んでいらっしゃるということもうかがっております。そしてまた、今その希望者が40数名いらっしゃるそうです。こういった本当に人口がどんどんどんどん減少している中において、それがずっと永久的なものかどうかというのは菊池市はわかりませんけれども、そういった形の中で、やはり人口減に歯

どめをかけようと行政も努力をなさっている地区もあるんだよということも改めてご報告をさせていただきたい。そしてまた当市としてはどのような対策をとっておられようとされているのか、あわせてお伺いをしたい。そしてまた、教育制度におきましては、やはり今、子どもたちが個人的な感覚、要するに自分さえよければいいというふうな風潮の教育観念になりつつあるんじゃないかなという危惧を持っております。ですから、都会へ都会へと、自分がお金を得るために都会へ出たい、そしてまたそのためにいい学校に行き、そしてまたそのために学校の授業、そして道徳云々じゃないんですけれども、学校の授業以外で塾に行ったり、そういったのを行い、本当に一番大切な日本の心、そしてまた昔の人たちは家というものをものすごく大切にしていた時期がありました。何々家、何々家を守らにゃいかんたいということで、親から教えられた方たちが随分いらっしゃると思うんです。あたは長男だけん、あたは跡取りだけんということで、そういうことの中でやはり自分は出たくても出ない。そして家を守っていく。こういった本当に日本的すばらしい観念を、情操教育を昔の方たちは親も含めて教えていただいた。ところが今は、あなたたちはお父さんたち、お母さんたちのごつ苦労せんちゃよかけん、どこでも行きなっせという、そういったことを教えていく。親がそう言うなら、家におると苦労するなら外に出ろうたいということになってしまいはしないかな。ですから、本当に個人じゃなくて、全体的な中でやはり地域を守る、部落を守ろう、そしてそのことによって、この山鹿市を守っていく、ひいては日本を守ろうというところの、本当に基礎的概念、日本の喜び、日本人の一番よき時代、そういう教えが今失われつつあるんじゃないかなという危惧をしてなりません。ですから、そういったところを含めて、教育観点の中から、この人口減少化についての理念的な部分をお伺いを申し上げ、２回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

池田議員の２回目のご質問にお答えをいたします。国全体でも人口減少が進む中、先ほど本市の現状を申し上げましたが、特に20代から40代の働き盛りの世代の減少は、地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、地域社会の活力低下・将来への不安感をもたらします。そのため、それらの解消には子どもを産み、育てる世代でもある若い世代をターゲットにした定住化対策を強化する必要があると思います。人が求めようとする居住地は、生活の利便性、子育ての安心度、教育水準の高さ、恵まれた自然環境など、生活機能と住環境のバランスがとれた場所であると考えられ、

加えて住み心地のよさも重要なポイントであると思います。本市では、周辺地域における振興策の強化、子育て支援体制の充実、資源循環型社会の構築、地域経済・産業の活性化の四つを重点施策に、将来都市像である「まほろば創生、人輝く温もりの都市やまが」づくりに取り組んでいるわけですが、市民が長く暮らし続けるためには何が必要かという視点で言えば、これは総合的な施策となります。そのため、農山村地域や過疎地域の活性化を初め、農林業の担い手支援、企業誘致、商工・観光業の振興、子育て支援、婚活支援、教育環境の充実、光ファイバーの整備、生活交通の確保などに積極的に取り組んでいるわけです。当然、これらの施策の事業効果があらわれるには時間が必要ですが、今後も総合的にかつ継続して取り組むことで、本市が「住みたいまち」、「子育てしやすいまち」、「暮らしやすいまち」として認められるようになれば、先ほど申し上げました、子どもを産み、育てる世代である若い世代の定住化や市外からの移住者もふえてくるのではないかと思います。今後も引き続き、市民ニーズを的確に把握・分析し、より効果的な取り組みによる定住促進に努めてまいりたいと考えております。なお、本市における東北大震災の被災者受け入れ状況につきましては、行政が把握している限りでは現在４世帯８名の方が移住しておられます。このうち２世帯３名の方が市営住宅に入居され、残り２世帯５名の方々は親戚の家などで暮らしておられるようです。本市といたしましても、他市の状況等も参考にしながら、引き続き被災者支援に取り組んでまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

川野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

**○教育部首席教育審議員（川野富士夫君）**

池田議員のご質問についてお答えいたします。少子化、人口減少の要因の一つに、あまりにも人々が個人主義を重んじ、個人の権利を主張し、組織や集団の重要性を意識しなくなったこともあるのではないかという池田議員のお考えだったかと思います。さて、やがて１年を迎えますが、昨年３月11日に発生した未曾有の東日本大震災を目の当たりにし、運命に耐え、苦境に立ち向かう被災地の方々へ一筋の希望を感じさせたものは、人と人との絆であったことはだれもが認めるところです。気仙沼市立階上中学校の卒業生代表の言葉に、「命の重さを知るには大き過ぎる代償でした。しかし、苦境にあっても、天を恨まず、運命に耐え、助け合って生きていくことが、これからの私たちの使命です。」とありました。次の一歩を踏み出す力強い言葉だと感じます。復興に向けて、日本中・世界中から多くのボランティアの

方々からのご協力や、被災地の方々同士での支え合い、ともに助け合う姿から私たちも多くのことを学び、人と人との絆の大切さを改めて問い直したところでありました。このことは、全国の学校で生きた道徳の教材として、子どもたちが学んだことと思います。閉じた個ではなく、開かれた個であるとともに、集団の中でともに助け合い、人は生かされているという地域コミュニティーの必要感を子どもたちとともに学び合える教育を今後とも推進していく所存です。

また現在、山鹿市教育委員会と鹿本教育事務所とが連携をしまして、山鹿市教育創造「夢プロジェクト」を推進しております。この夢プロジェクトの目的は、第一次山鹿市総合計画、明日を開く教育の充実、山鹿市教育基本計画の推進による子どもたちの夢実現に向けて、夢のある、魅力ある山鹿市の教育を創造することです。そのために、授業改革を中心に据えた新たな教育課題に柔軟に対応できる学校づくりを目指していきます。この取り組みは、定期的に新聞等を通して発信していくようにしております。そのことにより、子育て世代の方々が山鹿市にぜひ住んでみたい、山鹿市でぜひ教育を受けさせたいと、また教職員が山鹿市の学校で勤務したいと、新たな渦が起きることを期待して取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

池田議員、了解ですか。

**○15番（池田誠一君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

池田議員。

［15番　池田誠一君　登壇］

**○15番（池田誠一君）**

最後の質問といいますか、私の思いを述べさせていただきたいと思います。

今、それぞれの対応策、対策をお伺いをいたしたところですけれども、人口の歯どめということは、いろんな施策があろうかと思います。企業を誘致したり、そのことによって多くの雇用を発生し、そのことによって人口の歯どめがかかる、または先ほど申し上げました、他地区からいろんな方たちを要請する、そういうことでも人口の歯どめがかかるんじゃないかな。またその人口の、流出を防ぐためにも若い世代の施策等も必要になりはしないかなとも思っております。ある地域ですけれども、日本一とは申しませんが、熊本県一の子育てしやすいまちということを打ち出して取り組まれているところもあります。そういうところにおいては、新たな若い世代の方たちがそちらのほうに移り住んでいくという形態も見られているわけで

ありまして、以前、訪問し、視察によって勉強させていただきました長野県の下條村においては、そういった施策をいち早く打ち出しているところでもあります。そういった行政的な感覚の中で、これから先もよりよい人口の流出の歯どめに寄与していただきたいなという感じがいたします。そしてまた教育においては、今、毎年行っております赤穂17士の遺髪塔が日輪寺にもありますし、その慰霊祭も行われております。どうして日本人がこの赤穂義士の討ち入りにあれだけの気持ちの思い入れをなすかという、その原点というものを改めて見つめ直していただきたい。赤穂家を守るために、そしてまた赤穂家再興のためにみんな頑張っていた、自分の命を賭してまで頑張っていった。その思いの中で、やはりそういった今、日本人的な本当に大切な部分が欠けているのではないかなという気がしますので、そういった部分を教育現場の中で新たにそういった自分だけの問題じゃなく、自分だけよければいいということじゃなくて、本当に周りの中からも、そしてまた自分の家、家族、そしてこの郷土山鹿を愛するそれぞれの気持ちをもう一度掘り起こしてお教えいただきたいと思います。答弁は要りません。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、池田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、川野功議員の発言を許します。

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

**○19番（川野　功君）**

19番、川野です。今回は住民窓口サービスについて質問いたします。先日通告しておりました２点、本庁舎の総合案内所について、２、フロアマネージャー制度について、一問一答方式で質問いたします。よろしくお願いいたします。時間があまり午前中残っておりませんので、スムーズにいくようにしていきたいと思います。

本庁舎の総合案内所設置について質問いたします。私たち議員が本庁舎に来るときは、いつも裏の駐車場から入ってくるので、なかなか気づかないというか、あまり問題にしてこなかったのですが、本庁舎には総合案内所というものが設置してありません。先日、菊池市役所に行ってきましたが、正面玄関から入ってすぐ右側に、総合案内所がどんと設置してあります。1.5メートルほどのカウンターがあるだけですけれども、きれいなお姉さんが笑顔で迎えてくれました。別に用事がなかったので、何も話さず通り過ぎましたが、用事があれば気軽に尋ねられるのだと思いました。本市の庁舎と比べると、入ったときの印象がかなり違っているなと感じました。本市の場合、本館だけでなく、別館や外部の部署もあり、わかりにくい配置となっています。普通の市民にとっては、市役所で行う手続きが面倒だとか、わから

ないで不安だと思っている方が多いと思います。別に好きで来ているわけではなく、申請しなければならないのでいやいやながら来ている市民の方も多いのではないでしょうか。そういう場合、１、現状では来庁された市民の方への各種案内はどのような対処をとっているのでしょうか。次に、県内市町村の庁舎すべて調べたわけではありませんが、近隣の菊池市や玉名市には当然のように総合案内所が設置してありました。多分ほかの多くの市町村にも設置してあるのではないかと思います。本市も菊池市や玉名市のように総合案内所を設置することは考えられないでしょうか。

以上、２点質問いたします。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

一般質問の１点目、本庁舎の総合案内所について、お答えをいたします。本市におきましては、合併後、別館の設置や外部の部署等勤務場所がそれぞれ離れており、わかりにくい配置となっておりますので、庁舎の玄関に訪れるお客様に対して、各部署の配置場所等を表示した案内板の設置や、また観光部署が別館にあることから、観光客の皆様への観光パンフレット等を配置しております。また、庁舎内のそれぞれの所管部署におきましても、廊下等から見やすいように表示板を設置しているところです。現状の具体的な対応につきましては、市役所に初めておいでの方や高齢者、観光客の皆様などからお尋ねがあった場合には、最寄りの窓口の職員がそれぞれ応対し、ご案内したり、あるいはご相談に応じたりしております。

次に、玄関ホール等の一定の場所に常設しましても、各部署の配置やそれぞれの所管する業務、会議・イベント等の実施状況、観光情報などについて、幅広くご案内する総合案内所につきましては、議員の申されますとおり、県内の市において既に設置をしているところがあります。本市におきましては、お尋ねされる頻度の問題、また１階の総合窓口等の各部署の配置の関係上、先ほど申しましたとおり、職員が対応をしているところです。このため、総合案内所の設置につきましては、現時点での導入は考えていない状況です。以上、お答えいたします。

**○議長（横手啓介君）**

川野議員、了解ですか。

**○19番（川野　功君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

**○19番（川野　功君）**

２回目の質問をいたします。本市の庁舎に玄関から入って見回したときに、周りにあまり人がいなくて、何となく冷たく、無機質な建物という印象を持ってしまいます。よく見てみると、中央の階段の横に案内板があります。本館の設置案内と、本館周辺の施設案内の２枚です。玄関から入って探し回ってやっとそれを見つけるという状態です。色も落ち着いた緑色、つまり目立たない色です。その右側には会計課があり、ガラスのカウンター窓口には何とカーテンがかけられ閉まったままです。玄関から入ってすぐの場所なのですが、そして右の奥のほうまで進まないと、通常の窓口業務のところには行かないという状況です。つまり、玄関から入っただけではどうしたらいいのかわからない、メッセージのない施設だなと思ってしまいます。窓口や窓口サービスというのは、住民にとって自治体との最も身近な接点であり、そのよしあしにより、市民の自治体への印象が決まってしまいます。つまり、総合案内所などの施設は、設置している自治体の市民サービス等をはかるバロメーターになっていると思います。そう考えると、本市の市民サービス度は相当低いレベルになるのではないかと心配いたします。答弁では、現時点で総合案内所の設置は考えていないとのことでしたが、住民サービスを考える上で、非常に大事なものが欠落しているのではないかと思います。総合案内所はすぐにでも設置すべきだと考えますし、それを設置することは本市の魅力の向上に有効な政策だと思います。来庁者へのサービスについて新庁舎ができてからなどと言って、あとに延ばさないで、すぐにでもできることをやってほしいと思っております。その点、再度質問いたします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

本庁舎の総合案内所の設置についての２回目の質問についてお答えいたします。総合案内所につきましては、その運営方法は、市職員が行う方法、嘱託職員で行う方法、あるいは外部に委託する方法が考えられます。現在200名の正職員の削減を行っている状況の中では、総合案内所業務に常時正規職員を配置するというのはなかなか厳しい状況です。このため、民間活力の活用あるいは直営の場合でも、嘱託職員等の活用が想定されますが、いずれにしましても、設置については経費を伴うものであり、慎重に検討する必要があります。このため、窓口付近でお困りのお客様方に対しましては、従来どおり窓口職員が対応していくところですが、窓口の混

雑状況によっては、お困りのお客様に対しまして、他の職員がさらに積極的にご案内やご相談に応じることが必要であると思います。したがいまして、まずは玄関付近で場所等についてお困りのお客様が気軽にご相談できますよう、例えば「ご不明の点は職員に気軽にお尋ねください」などを明記しました案内看板を設置しますとともに、窓口付近におきましては、職員が受付カウンターを超えて申請者の記載台のところまで出まして、積極的にご案内や申請方法などに対応する体制を取り入れまして、どのようなことがお困りなのか、その種類や頻度など、把握したいと考えております。

いずれにいたしましても、ご来庁の皆様の利便性の向上に向けまして、おもてなしの心を込めた窓口対応に努め、温もりを感じられるような市役所となるよう、引き続き努力してまいりたいと思います。以上、お答えいたします。

**○議長（横手啓介君）**

川野議員、了解ですか。

**○19番（川野　功君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

**○19番（川野　功君）**

来庁者の利便性向上のため、いろいろ努力をしたいという答弁でした。予算や職員数の制限で総合案内所を設置できないということですが、それにかわる体制を導入したいということで、しっかり検討していただきたいと思います。ただ、案内板はもっと利用する人の立場に立って、また見つけやすいように、またわかりやすいように考えて設置していただきたいと思います。それと、今回本庁舎内の玄関周りを見て感じたことは、広々としたスペースがもったいない。もっと有効利用してもらいたいと思いました。山鹿灯籠も展示してありますが、日焼けしているのがほこりがたまっているのか、全然輝いて見えません。くすんだ感じがして、これを見て、わあすばらしいと思う人はいないのではないでしょうか。それに、ほかの特産品などももっと積極的に紹介するようなコーナーをつくって本市の産業発展につなげていただきたいものです。新庁舎ができるまでまだまだ時間があります。今の庁舎でも効果を上げることができるとすれば、すぐにでも行動に移していただきたいと思います。これに関しては答弁は要りません。

次に２点目、フロアマネージャー制度について質問いたします。ここ数年、多くの自治体でフロアマネージャー制度を導入している自治体を見かけます。フロアマ

ネージャーとは、来庁された市民への案内や、窓口での各種手続きの手伝いをする人のことで、案内係みたいなものです。窓口がわからない、この手続きをどうすればいいのか、申請書の書き方がわからないなど、市民目線で一緒に考え、行政と市民の距離を縮めることができ、成果を上げているというところもあると聞きます。

先ほど、総合案内所の２回目の答弁で、職員が受付カウンターを超えて申請者の記載台のところまできて積極的にご案内や申請方法などに対応する体制を取り入れたいとありました。既に本多部長もご存じだと思いますけれども、これもフロアマネージャー制度に入ると思います。市民の皆さんから親しまれる市役所づくりのため、本市でもその導入を考えていただきたいと思います。

次に、ここまで総合案内所とフロアマネージャー制度の質問をしましたが、これらは病気でいうと対処療法に当たります。つまり、熱が出てから解熱剤、下痢をしたから下痢どめというように、手続きが複雑だからそのお手伝いとか、場所がわかりにくいから案内したりするという、根本的な解決ではなく、その場をうまく乗り切る手助けをするものでした。やはり、根本的に改善するには手続きそのものを簡単にできるようにしなければなりません。根本的な問題は手続きが縦割り制度になっており、とても煩雑な点です。それを解決するためにワンストップサービスという方法がありますが、そちらも取り入れていただきたいと思います。ワンストップサービスとは、一度の手続きで必要とする関連作業をすべて完了させるように設計された行政サービスのことです。複数の部門や機関にまたがる行政サービスを一つの窓口で受付できるようになります。例えば、住民票の異動に対して、転出の届出と転入の届出を同時に行えるようにするといったものです。このワンストップサービスについても、できるように検討していただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

一般質問の２点目、フロアマネージャー制度について、お答えをいたします。フロアマネージャーにつきましては、総合案内所のように来庁者がお尋ねに来られるのを待つという姿勢ではなく、１階フロアの窓口近くにおいて、案内係として積極的にお越しの皆様の質問にお答えしたり、案内したりするものです。現在、新庁舎建設にあわせまして、市民の皆様の利便性の高い組織等の検討を行っており、来庁者の目線に沿った配置や、わかりやすいサインなどを検討しているところです。しかしながら、高齢者の皆様や観光客の皆様へのご案内や、積極的な本市の観光等の

ＰＲのためには、やはり人的配置が必要ではなかろうかと思います。したがいまして、庁舎の案内板を見ていらっしゃる方や、周りを見回しておられる方、立ちどまられたり、記載台のところで記入の仕方に困っていらっしゃる方など、来庁者の皆様のニーズをより的確に把握し、迅速な案内がとれますこのフロアマネジャー体制は必要であるというふうに思っております。このため、新庁舎完成に向けまして、フロアマネージャーの設置に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

山口市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　山口敦子君　登壇］

**○市民福祉部次長（山口敦子君）**

ワンストップサービスにつきましてお答えいたします。本市では、住民サービスの一環として総合窓口制を導入し、戸籍や住民異動に伴う手続、印鑑登録、パスポートの手続などのほかに、所得証明書など税証明の発行、各種医療費助成申請の受付、転入転出時などにおける各種手続などを行っているところです。例えば、転入手続に窓口に来られた方に対し、住民票の転入手続と同時に、国民健康保険の加入手続、子ども手当てや子ども医療費認定請求、上下水道の手続などを行い、さらにごみの出し方の説明、区及び町内会加入の案内、教育委員会への転校手続の案内など行っております。転出、転居、出生、死亡などに伴う各種手続につきましても同様でありまして、住民の方が１カ所で必要な手続が終了できるよう、可能な限りワンストップサービスに努めているところです。新庁舎完成後におきましても、現在実施している総合窓口制をより充実させるため、業務の見直しや電算システムを活用し、さらなる住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

川野議員、了解ですか。

**○19番（川野　功君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

**○19番（川野　功君）**

フロアマネジャー制度についてですが、その導入方法は大きく三つに分けられます。実際に導入している自治体を見てみますと、職員が順番に交代で運営している

ところと、市が専用の嘱託職員を雇って運営しているところ、企業に委託して運営しているところなどです。ほかにもあるかもしれませんが、本市に合ったやり方で、新庁舎になってからなどと言わず、できるだけ早く導入してください。

最近はいろんなことを提案しても、新庁舎になってからやりますという返事が多く返ってきます。例えば、庁舎内に自由に使えるWi-Fiを設置しほしいと提案しましたが、新庁舎になってから考えますと言われてしまいました。すぐにやろうと思えばできるはずなんですけれども、私たちは日々暮らしております。新庁舎ができるまで、その間、毎日生活をしているのです。今できることは先に延ばさないで、すぐに実行していただきたいと思います。今からやってノウハウをためていったほうが、新庁舎になってからいきなりやるよりも、スムーズにできるはずです。最近では電子政府の構築によって申請や届け出など、行政サービスに関連する手続をホームページ上で行うことができるようになってきました。本市でも役所内の組織の違いを意識せず、１カ所のウェブサイトで複数の手続ができる機能を提供することもやろうと思えばできます。また、コンビニを使ったサービスを行っている自治体もあります。千葉県の市川市では、窓口交付の50％をコンビ交付へ転換させ、窓口交付業務コストを40％削減可能という試算も出ております。これらのことも住民サービスの一環としてぜひ検討していただきたいと思います。これらの件に関しましては、別の機会に考えていきたいと思いまので、答弁は要りません。よろしくご検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、川野議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時10分から再開いたします。

午後０時06分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時10分　開議

**○議長（横手啓介君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、森川昭彦議員の発言を許します。

森川議員。

［18番　森川昭彦君　登壇］

**○18番（森川昭彦君）**

議席番号18番、森川です。４問について質問をいたします。午前中、議長が時間配分に大分苦慮されましたので、午後から、もう最後の質問になりますが、質問も答弁も言語明瞭、意味も明瞭、そして簡明に終わりたいと思います。よろしくお願

いをいたします。

１問、２問目については一問一答、３問、４問目については一括質問でお願いをいたします。

まずは、100周年事業後の八千代座の運営及びさくら湯開業に向けてをご質問をいたします。八千代座100周年事業が大きな成果を上げまして、そして終了をいたしました。行政、民間、そして玉三郎の公演と相まって、八千代座を全国ブランドに押し上げることができました。各メディアの注目度も抜群なものがありまして、全国に今まで以上に八千代座の名を知らしめたことだと思っております。関係者各位の皆様方に、心からの敬意を表します。特に100周年事業期間中は延べ1000人近い民間の方々がかかわってこられたとお聞きをいたしております。東京書籍という、教科書の出版社でありますが、小学校の３年、４年生の社会科の教科書のトップ表紙に、八千代座で灯籠娘のいでたちをした山鹿の小学生が掲載をされております。東京書籍にお尋ねをいたしましたところ、全国小学校の約50％ほどが社会科の教科書として採用しているということでありまして、大きな発信力であると思います。八千代座と、再生をいたしますさくら湯との連携は、その歴史や観光資源としても不可欠なものです。担当課の単発的な施策ではなくて、全庁的な取り組みで民間の力を最大限に利用、活用しながら、単なる見学施設で終わらないような、八千代座の発信をお願いをいたしておきます。今後の運営方針についてお尋ねをいたします。

さくら湯が上棟式が終わりまして、11月には開業の運びということです。明治の初期、できた当時は恐らくだんな衆がおつくりになったということで、入湯料も無料であったんだろうと思いますが、明治８年、さくら湯前に投げ銭箱というのが設置をされまして、入湯料が２厘ということで、お風呂に入る人はそれに投げ入れたそうです。往年の山鹿市の観光課長でありました、森川恒臣氏が、その投げ銭箱を保有をしておられました。平成14年10月に森川恒臣氏の子息が山鹿市に寄贈をされました。私が立ち会いをいたしましたので、博物館に保管をされていると思います。ぜひともオープニングイベントには、この投げ銭箱を設置をされて、当時をしのんでいただきたいと思いますし、調査の上、ぜひともご活用方お願いをいたします。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

**○教育部長（倉原謙治君）**

森川議員の一般質問の、八千代座100周年記念事業後の八千代座の展望についてお答えいたします。八千代座100周年記念事業につきましては、平成21年９月から昨年12月までの約２年半にわたり、八千代座100周年記念事業実行委員会が主体と

なり、「これまでの100年、これからの100年」をテーマとして、さまざまな事業を展開してまいりました。保育園児から高齢者に至るまで、多くの山鹿市民に出演者として、あるいは観客として、多彩な舞台を堪能していただいたところです。中でも、市内のすべての小中学生が八千代座に一堂に集う企画や、市内の四つの高校生が一体となり、合同企画、実施した事業などは、次世代の山鹿を支える子どもたちの育成に大きく貢献したものと思っております。また、地元の米原長者伝説を題材にした演目の制作、八千代座のイメージキャラクター「チヨマツ」の誕生、そして、熊本市出身の歌手である樋口了一さんと、市内高校生との協働による「山鹿の歌」の制作など、新たな文化振興も図ることができました。今後は、八千代座や関連施設の利活用の促進とあわせて、次世代の山鹿市を支える子どもたちを対象にした事業の継続実施も推進していければと思っております。また、本事業で得た成果の有効活用を図り、市民の皆様と協働して八千代座や山鹿市を全国に向け、広く強力に発信し、さらなる活性化につながるよう努力してまいりたいと考えております。

八千代座の100年を祝う八千代座100周年記念事業は本年度で終わりますが、この事業で培ったノウハウを最大限に生かし、事業に携わってきたさまざまな団体や個人と一致協力し、次の100年に向け、八千代座を核とした山鹿市の繁栄につながる施策を展開していければと考えているところです。また、より効果的な施策推進のために、教育委員会といたしましても、関係各課間の連携を密にし、10月に完成するさくら湯や、整備が進む鞠智城址など、多くの観光資源との相乗効果を図りながら、さらなる発展と地域振興に貢献していきたいと考えております。

以上、ご答弁申上げます。

**○議長（横手啓介君）**

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森兄臣君　登壇］

**○商工観光部長（三森兄臣君）**

ご質問の100周年事業後の八千代座及びさくら湯開業に向けてにつきましての、さくら湯の開業についてお答えいたします。さくら湯建設工事は、昨年７月20日に起工式を行い、工事着手いたしまして、これまで順調に進み、無事上棟を迎え、２月25日に上棟祝いを開催することができました。議員各位におかれましては、雨の中にご参列を賜り、誠にありがとうございました。今後は３月下旬より、屋根がわらふき工事に取りかかり、４月からは土壁、しっくい塗りなどの左官工事、６月からは建具や内装、塗装等の仕上げ工事、８月からは周辺広場等の外構工事行い、10月末の完成を予定しております。また、開業につきましては、完成後の各種関係機関の検査、その後の営業開始に向けての準備期間を踏まえ、11月末のオープンを目

指しております。なお、開業に伴うオープニングイベントといたしまして、現在、検討を行っているところですが、その一つとして、一般オープン前に、当市の高齢者の方を無料で招待する「市民感謝デー」を開催できればと考えております。なお、ご提言ご案内いただきましたさくら湯の投げ銭箱につきましては、現在、山鹿市立博物館に収蔵されております。昭和38年11月30日の熊日新聞の記事に、「見つかった明治期の湯銭入れ木箱」という見出しで取り上げられております。また、山鹿市史には「明治８年には宿泊者は宿主に、ふりの客は、」ふりの客というのはなじみでない客、初めての客、一見さんの意味だそうです。「ふりの客は投銭箱に１回２厘を投入するようになっていた」という記述があります。このようなことから、開業イベントの際にはさくら湯の歴史を感じさせる、この投銭箱を使用した企画を検討してまいりたいと考えます。その後も旧さくら湯の貴重な資料として、その他の関係資料とともに完成後のさくら湯の資料室に展示してまいります。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

森川議員、了解ですか。

**○18番（森川昭彦君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

森川議員。

［18番　森川昭彦君　登壇］

**○18番（森川昭彦君）**

学校教育につきまして、３点お伺いをいたします。まず１点目、道徳教育についてお尋ねをいたします。今、多くの小学生が二宮尊徳、二宮金次郎を知らないということが大変話題になっております。私には孫が京都に４人おりまして、１人はまだ３歳なんですが、あとの３人に聞きましたら、小学校２年、小学校４年の子どもは二宮金次郎を知りませんでした。中学校１年の子どもは、道徳教育で５年生のときに習ったという話でありました。都市部の学校におきましては、特に小学校なんですが、道徳の時間を他の不足した教科の時間に振りかえて、補っているということもお聞きをいたします。新学習要領では、教育の基本として、柱として、道徳教育の充実というのが挙げられておると思います。年間の修学の時間数、小学生の低学年、中学年、高学年、中学校の道徳教育の指導内容方針等についてお尋ねをいたします。

２点目は、武道の必修化についてです。昨日、藤本議員がお尋ねになりました。重複をしないように質問をいたします。山鹿市においては、武道の時間に柔道を取

り入れられるということです。柔道の底辺拡大に大いにつながると期待をいたしております。全国では約67％、県内では55％程度の学校が柔道を採用するということですが、先日のＮＨＫの「クローズアップ現代」、また新聞各紙においても、その柔道の授業に対する事故の心配、また事故防止の記事が掲載をされております。授業における柔道と、また部活動における柔道が、何か混在をしておるようでありまして、柔道の危険性というものがひとり歩きをしているようです。４月には、熊本県の教育委員会でも指導者の講習会が開催をされるということです。幸い、山鹿市には菊鹿中学校、米野岳中学校、山鹿中学校に県の柔道協会でも有数の指導者が在籍をしておられます。随時、研さんを重ねられまして、事故防止に努めていただきたいと思っております。

また、事故防止にヘッドギアを使用するという県や、中学校があるようですが、柔道の必須科目としたその伝統や、武道文化というものから考えますと、いかがなものかと思っております。

柔道の持つ礼法、そして受け身、基本である投げの型、固めの型、寝技と、学校での授業時間、10時間から15時間と聞いておりますので、そのような指導で十分ではなかろうかと思います。指導計画を十分にお立てになりまして、その事故防止への備えをお願いをいたします。

３点目に、平成19年２月５日、文部科学省より通知があった教育体制についてお尋ねをいたします。通知によりますと、児童生徒の暴力行為に対して、教員等が防衛のためやむを得ずなした有形力の行使、また、他の児童生徒に被害を及ぼす暴力行為に対してやむ得ずなした有形力の行為は体罰に当たらず、刑事上、または民事上の責めを免れるということが通知をされております。現場の先生方、自信を持って生徒指導ができる体制ができたのかなと思っておりますが、この点につきましてもお尋ねをいたします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。川野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

**○教育部首席教育審議員（川野富士夫君）**

森川議員の学校教育についてのご質問の第１点目、現在の道徳教育の現状についてお答えいたします。ご承知のとおり、小学校では平成23年度より新学習指導要領が全面実施されており、中学校では平成24年度より全面実施となります。その新学習指導要領の基本方針の中に、道徳教育の充実が掲げられています。道徳教育は児童生徒が人間としてのあり方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を育成しようとするものです。小・中学校では道徳の時間、年間35単位

時間をかなめとして、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のそれぞれの特質に応じて、学校の教育活動全体を通じて行います。また、道徳の時間では小・中学校を通じて指導内容が系統的に配置されています。例えば、小学校で指導する内容は、「生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断、公徳心など」、低・中・高学年別に発達段階に応じて設定され、中学校では、「理想の実現、自立心、寛容、社会貢献、尊敬と感謝など」が設定され、学年に応じて指導がなされます。各学校では、児童生徒の心に響く授業を目指し、指導の工夫改善に努めており、校長や道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図り、道徳の時間の授業公開、家庭や地域社会との共通理解・相互連携に努めております。いずれにしましても、子どもたちの道徳性は学校だけではなく、家庭や地域社会を通じてはぐくまれるものです。道徳教育の充実に当たりましては、保護者と学校・地域の連携が不可欠です。今後とも皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、２点目のご質問、武道必修化に向けての指導方針についてお答えいたします。いよいよ平成24年度から中学校におきまして武道必修化となります。昨日、藤本芳雄議員のご質問にもありましたように、山鹿市内６中学校とも、これまで武道として柔道を実施してきた実績を生かして取り組んでいくことになります。

先ほど、森川議員からもありましたが、県におきましては、早速４月に中学校武道は、これは剣道、柔道ですが、指導者安全講習会が開催されます。指導者が未経験者の場合、指導の手順を十分理解しておかないと事故につながるため、講習会に参加し、学習する機会は重要なことであります。年間指導計画におきましても、各学校とも平均10数時間の柔道の授業になっています。この少ない時間で、どのような学習を進めていくのか、指導方針や指導方法をきちんと立てておく必要があります。各学校におきましては、武道必修化に向けての事故防止対策を考えておられ、受け身、寝技、柔道の型などの基本的な技の習得、事故やけがを防ぐ効果的な指導方法などの研修は、今後も重要だと考えられます。一方、授業における礼法や伝統的な行動の仕方、考え方などは常日ごろから指導がなされている現状です。

最後に、指導体制につきましては、外部の方からの支援が必要であるとの要望がありましたら、地域人材を活用しながら、安全対策を考慮した取り組みをしていくことも考えていきたいと思います。

３点目のご質問、平成19年２月５日付、文部科学省の問題行動を起こす児童生徒に対する指導についての通知文を受けての本市の状況と取り組みについてお答えいたします。ご承知のとおり、この内容は教育委員会や学校が、いじめ、不登校、校内暴力を初めとした児童生徒の問題行動に対し、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を講じることを通知したものです。現在、山鹿市の小・

中学校では、各学校の校長先生を中心とした指導体制の充実及び山鹿市子ども輝きプラン等の成果により、いじめ、不登校者数の数が減少しているとともに、どの学校でも落ちついた環境で児童生徒が健全に学校生活を過ごしており、この通知文を受けて、直ちに何か措置を講じなければならないような状況ではありません。今後とも、いじめ、不登校、問題行動に対する未然防止と早期発見・早期対応の取り組みが重要です。家庭、地域社会へ議会・行政を初め、その他関係機関との理解と協力を得て、地域ぐるみで取り組めるような体制づくりの推進に努めていく所存であります。以上、答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

森川議員、了解ですか。

**○18番（森川昭彦君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

森川議員。

［18番　森川昭彦君　登壇］

**○18番（森川昭彦君）**

続きまして、公社の今後のあり方についてお尋ねをいたします。公社や三セクにつきましては、その団体の自立また独立採算意識を促すために、体制の変更や廃止ということが、以前から言われてまいりました。当市におきましても、三セク２社の民間への移譲が決定をされております。山鹿市には、合併以前に設立をされました公社が２社あります。鹿本町地域振興公社につきましては、水辺プラザ管理のみで、株式会社と公社の二つの名称が並立をしているのではないかと思います。公社という名称を、あえて冠としてつけておく必要があるのか、お尋ねをいたします。山鹿市地域振興公社につきましては、八千代座、カルチャーセンターの球場、またさくら湯が完成をいたしますと、非公募で山鹿市地域振興公社が管理運営をされるようになるのだろうと思っております。そうなりますと、山鹿市の三大の観光集客施設であります八千代座、カルチャー、そしてさくら湯を管理をするのが日常業務ということになるだろうと思います。山鹿市の三大観光集客の施設を管理する団体でありますから、行政庁からの細かな指導を受けることなく、自主的な運営をして収益事業を行っていかなければならない。そのように思います。経営基盤強化のためにも、事務局長は市の職員ではなくて、広く内外からグローバルなデザインが描ける人材を登用すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

続きまして４点目、組織の改編についてお尋ね、また提言を申し上げます。九州新幹線の全面開通、さくら湯開業を控えまして、山鹿市はさらなる観光都市として

の取り組みを進めていかれるものであると思います。合併後の行革による職員減、また新庁舎建設にあわせて、組織の改編が実施されることと思います。組織改編にあわせまして、八千代座、さくら湯、鞠智城、カルチャースポーツセンター等、すべてを網羅した観光集客を総合的に企画・実践をする担当部局を市長部局に設けていただきたい、このように思います。全国の多くの自治体が観光による集客、まちづくりを図っております。単発的な施策だけではその競争に打ち勝つことができません。人を呼び込む新しい施設をつくるという時代でもありませんし、幸い山鹿には多くの価値ある文化財産、そして施設があります。ハード面では他自治体に負けることはないんだろうと思っております。各課、各部と知恵を出し合いながら、総括実践できる部署の新設を大いに期待をいたしております。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

森川議員の３点目のご質問、公社の今後についてお答えをいたします。平成20年12月１日に公益法人制度の抜本的改革に関する三つの法律が施行され、民法第34条を根拠としていた公益法人制度が失効し、新制度に移行することになりました。本市では、財団法人山鹿市地域振興公社がこれに該当するため、５年間の移行期間内に公益財団法人から一般財団法人へ移行すべく、現在、移行申請を行っている状況です。申請が認可されますと、基本的に行政庁の監督を受けることなく、法人としての実質的な運営、特に収益事業を行うことが可能になります。そのため、今後は独立採算意識を徹底し、経営の柱となる収益事業を確保して、経営基盤を強化する一方、職員の資質やスキル・経営企画力の向上、ガバナンスの強化による社会的信用の確保等に努めることが重要だと思います。本市としましては、山鹿市地域振興公社の一般財団法人への移行を機に、その自主自立を促し、新たな関係を築いてまいりたいと考えております。

議員お尋ねの点ですが、まず公社の業務内容につきましては、自主事業として、狂言教室など八千代座を使った文化振興事業や、旅先案内人養成講座などの観光振興事業を実施しているほか、指定管理者として八千代座や灯籠民芸館を初め、サイクリングターミナル、市民スポーツセンターの管理運営も行っています。加えてカルチャースポーツセンターの管理業務も受託しております。

次に、公社という名称を冠することにつきましては、社会的印象の問題であり、一般財団法人に移行すれば、違和感が全くないとは申しませんが、法律の規定により、移行後の公社には一定期間、「公益目的支出計画」の履行が義務づけられるこ

とになっております。この「公益目的支出計画」とは、移行時の残余財産は、公益法人なるがゆえに、さまざまな税制上の恩恵を受けて蓄積されたものであるから、私的な配分がなされないよう、一般法人に移行後も、公益事業に支出しなければならないとする法の規定を受けてつくる計画書です。したがいまして、少なくとも当該計画の履行期間中は、公社という名称を外すべきではないと考えております。事務局長の人選につきましては、現在、市の職員が務めておりますが、先ほど申し上げました、独立採算、一般財団法人、経営という観点からすれば、組織内部の昇格や外部からの招聘など、山鹿市地域振興公社みずからが主体的に判断し、行うべきものと考えます。

最後に、鹿本町振興公社の商号の変更についてですが、株式会社鹿本町振興公社の商号は、平成10年の設立以来、関係の皆様方になれ親しまれてきたものであります。その変更は、株主総会の特別決議が必要な非常に重要な事項ですので、他の株主の意向も踏まえ、慎重に取り扱う必要があると考えております。

続きまして、一般質問の４点目、組織改編についてお答えをいたします。本市を取り巻く環境につきましては、人口の減少、少子高齢化社会の進展など社会情勢の変化による住民ニーズの多様化や、地域主権改革に伴う制度の変化など、厳しいものがありますが、これに対応するためには公共サービスの質の向上が不可欠です。このような状況の中、行政のスリム化と、より効率的で効果的な組織体制を図る必要があります。このため、新庁舎建設に時期を合わせまして、各部署の連携強化や、迅速な意思決定、効率的な事務処理を可能とするコンパクトな組織の構築に努めるとともに、住民サービスの向上を目指して、市民にわかりやすい組織となるよう、現在、組織改編について、検討委員会等を設けて部・課の見直しを含めた検討を行っているところです。ご提案をいただきました、教育委員会と市長部局にまたがって取り組んでおります観光振興あるいは文化振興に係る事務などを、一元的に行うことにつきましては、本市の特徴を生かした組織の構築が可能になるものと考えるところです。既に教育三法の改正を受け、スポーツ振興や文化振興の事務を市長部局に移した自治体もありますので、このような先進事例も参考にしながら検討したいと思います。しかし、一方で、文化財保護や関係団体等のあり方など、社会教育の観点から配慮すべき点もありますので、このような面にも十分注意をしながら検討を重ねてまいりたいと思います。新庁舎建設までの限られた期間ではありますが、本市の特色を出した組織、かつ市民やお越しのお客様にとって利便性の高い組織を目指して、今後も取り組んでいきたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

森川議員、了解ですか。

**○18番（森川昭彦君）**

終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、森川議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。これにて質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号　公平委員会委員の選任については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか、

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

**日程第２　委員会付託**

**○議長（横手啓介君）**

日程第２　委員会付託を行います。ただいま議題となっております議案第44号を除く全案件を、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

**散　会**

**○議長（横手啓介君）**

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後１時46分　散会

～～～

３月１９日(月曜日)

# 平成24年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

## 議　事　日　程（第５号）

平成24年３月19日（月曜日）午前10時開議

第１　議案第１号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）
議案第２号　平成23年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第３号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第４号　平成23年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）
議案第５号　平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）
議案第６号　山鹿市鹿北市民センター条例の一部を改正する条例
議案第７号　山鹿市税条例の一部を改正する条例
議案第８号　山鹿市消防団第16分団拠点施設条例を廃止する条例
議案第９号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第10号　山鹿市鹿本ふれあい木香館条例を廃止する条例
議案第11号　山鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例
議案第12号　山鹿市工場立地法第４条の２第２項の規定に基づく市準則を定める条例
議案第13号　山鹿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
議案第14号　山鹿市さくら湯条例
議案第15号　山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第16号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第17号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第18号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例
議案第20号　山鹿市鹿央多目的研修センター条例の一部を改正する条例
議案第21号　山鹿市鹿本生涯学習・健康センター「ひだまり」条例の一部を改正する条例
議案第22号　山鹿市立博物館条例の一部を改正する条例
議案第23号　平成24年度山鹿市一般会計予算
議案第24号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号　平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算

議案第27号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第28号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第29号　平成24年度六郷財産区特別会計予算
議案第30号　平成24年度城北財産区特別会計予算
議案第31号　平成24年度稲田財産区特別会計予算
議案第32号　平成24年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第33号　平成24年度山鹿市水道事業会計予算
議案第34号　平成24年度山鹿市病院事業会計予算
議案第35号　平成24年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第36号　財産の譲渡について
議案第37号　財産の譲渡について
議案第38号　財産の譲渡について
議案第39号　財産の譲渡について
議案第40号　財産の譲渡について
議案第41号　財産の譲渡について
議案第42号　財産の取得について
議案第43号　市道路線の認定及び廃止について
議案第44号　公平委員会委員の選任について

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　所管事務調査の委員会付託

○

**本日の会議に付した事件**

第１　議案第１号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）
議案第２号　平成23年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第３号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第４号　平成23年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）
議案第５号　平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）
議案第６号　山鹿市鹿北市民センター条例の一部を改正する条例
議案第７号　山鹿市税条例の一部を改正する条例
議案第８号　山鹿市消防団第16分団拠点施設条例を廃止する条例
議案第９号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第10号　山鹿市鹿本ふれあい木香館条例を廃止する条例

議案第11号　山鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例
議案第12号　山鹿市工場立地法第４条の２第２項の規定に基づく市準則を定める条例
議案第13号　山鹿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
議案第14号　山鹿市さくら湯条例
議案第15号　山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第16号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第17号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第18号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例
議案第20号　山鹿市鹿央多目的研修センター条例の一部を改正する条例
議案第21号　山鹿市鹿本生涯学習・健康センター「ひだまり」条例の一部を改正する条例
議案第22号　山鹿市立博物館条例の一部を改正する条例
議案第23号　平成24年度山鹿市一般会計予算
議案第24号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号　平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第27号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第28号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第29号　平成24年度六郷財産区特別会計予算
議案第30号　平成24年度城北財産区特別会計予算
議案第31号　平成24年度稲田財産区特別会計予算
議案第32号　平成24年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第33号　平成24年度山鹿市水道事業会計予算
議案第34号　平成24年度山鹿市病院事業会計予算
議案第35号　平成24年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第36号　財産の譲渡について
議案第37号　財産の譲渡について
議案第38号　財産の譲渡について
議案第39号　財産の譲渡について
議案第40号　財産の譲渡について

議案第41号　財産の譲渡について
議案第42号　財産の取得について
議案第43号　市道路線の認定及び廃止について
議案第44号　公平委員会委員の選任について

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　所管事務調査の委員会付託

日程追加

第３　意見書案第１号　父子家庭支援策の拡充を求める意見書

○

**出席議員（30名）**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １番 | 永 | 田 | | 健 | 君 |
| ２番 | 稲 | 葉 | | 昇 | 君 |
| ３番 | 藤 | 本 | 芳 | 雄 | 君 |
| ４番 | 福 | 本 | 義 | 文 | 君 |
| ５番 | 冨 | 丸 | 洋一 | 郎 | 君 |
| ６番 | 藤 | 本 | 峰 | 秀 | 君 |
| ７番 | 北 | 原 | 昭 | 三 | 君 |
| ８番 | 芹 | 川 | 正 | 美 | 君 |
| ９番 | 藤 | 原 | | 豊 | 君 |
| 10番 | 立 | 山 | 秀 | 木 | 君 |
| 11番 | 立 | 山 | | 隆 | 君 |
| 12番 | 原 | | | 徹 | 君 |
| 13番 | 平 | 井 | 邦 | 廣 | 君 |
| 14番 | 吉 | 本 | 政 | 幸 | 君 |
| 15番 | 池 | 田 | 誠 | 一 | 君 |
| 16番 | 堀 | | 茂 | 幸 | 君 |
| 17番 | 永 | 田 | 紘 | 二 | 君 |
| 18番 | 森 | 川 | 昭 | 彦 | 君 |
| 19番 | 川 | 野 | | 功 | 君 |
| 20番 | 古 | 荘 | 克 | 郎 | 君 |
| 21番 | 森 | | 芳 | 顕 | 君 |
| 22番 | 家 | 入 | 憲 | 隆 | 君 |

23番　横手啓介君
24番　高野誠二君
25番　藤原　弘君
26番　森　久雄君
27番　太田黒鐵郎君
28番　丸山寛治君
29番　寺崎勇児君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

| | |
|---|---|
| 市長 | 中嶋憲正君 |
| 副市長 | 池田永実君 |
| 教育長 | 杉本作徳君 |
| 総務部長 | 本多隆文君 |
| 市民福祉部長 | 富田辰郎君 |
| 農林部長 | 潮崎昭二君 |
| 商工観光部長 | 三森兄臣君 |
| 建設部長 | 緒方淳一君 |
| 環境部長 | 古荘秀幸君 |
| 市民医療センター事務部長 | 荒木　隆君 |
| 教育部長 | 倉原謙治君 |
| 首席審議員兼会計管理者 | 富安　豪君 |
| 市民福祉部次長 | 山口敦子君 |
| 農林部次長 | 冨田弘海君 |
| 水道局長 | 宮本　稔君 |
| 鹿北総合支所長 | 黒田睦男君 |
| 鹿本総合支所長 | 豊田博利君 |
| 市民課長 | 森　康一君 |
| 農林振興課長 | 金光一誠君 |
| 商工課長 | 大森健司君 |
| 観光課長 | 早田順二君 |
| 健設課長 | 宮崎錦也君 |
| 市民医療センター事務部総務課長 | 野田修誠君 |
| 農業委員会事務局長 | 西田博之君 |

○

事務局職員出席者

| | |
|---|---|
| 議会事務局長 | 幸村英星君 |
| 局長補佐兼議会総務係長 | 渡邊義明君 |
| 議事係長 | 中村武志君 |
| 書記 | 森英州君 |

○

午前10時00分　開議

○

**○議長（横手啓介君）**

会議に先立ち、市長から発言の申し出があっておりますので許可いたします。

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

**○市長（中嶋憲正君）**

議長のお許しをいただきましたので、先日、３月15日（木曜日）ひだまりより出火の件につきまして、ご報告とおわびを申し上げます。

15日、午後９時15分ごろ、ひだまり事務所内給湯器具付近から出火いたしました。原因につきましては断定できませんが、冷蔵庫モーターの過熱による出火の可能性が強いとのことであります。幸いに、管理人管理時間内でありましたので、速やかに消火に当たり、大事に至らなかったものであります。今回の件を肝に銘じ、さらにしっかりと職員一同、事に当たってまいりたいと思います。市民の皆様にご心配をおかけいたしましたことに、深くおわび申し上げ、ご報告、おわびとさせていただきます。大変申し訳なく思っております。

**○議長（横手啓介君）**

これより、本日の会議を開きます。この際、お諮りいたします。

池田誠一議員から、去る３月７日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、不穏当発言があったとの理由により、一般質問に入る前の冒頭の部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。

よって、池田誠一議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

○

**日程第１**

**議案第１号～議案第44号**

**○議長（横手啓介君）**

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案及び議案第44号の全案件を議題といたします。

○

**議案第１号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）**

議案第２号　平成23年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第３号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第４号　平成23年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）
議案第５号　平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）
議案第６号　山鹿市鹿北市民センター条例の一部を改正する条例
議案第７号　山鹿市税条例の一部を改正する条例
議案第８号　山鹿市消防団第16分団拠点施設条例を廃止する条例
議案第９号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第10号　山鹿市鹿本ふれあい木香館条例を廃止する条例
議案第11号　山鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例
議案第12号　山鹿市工場立地法第４条の２第２項の規定に基づく市準則を定める条例
議案第13号　山鹿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
議案第14号　山鹿市さくら湯条例
議案第15号　山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第16号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第17号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第18号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例
議案第20号　山鹿市鹿央多目的研修センター条例の一部を改正する条例
議案第21号　山鹿市鹿本生涯学習・健康センター「ひだまり」条例の一部を改正する条例
議案第22号　山鹿市立博物館条例の一部を改正する条例
議案第23号　平成24年度山鹿市一般会計予算
議案第24号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第25号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号　平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第27号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第28号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第29号　平成24年度六郷財産区特別会計予算
議案第30号　平成24年度城北財産区特別会計予算
議案第31号　平成24年度稲田財産区特別会計予算
議案第32号　平成24年度稲田六郷財産区特別会計予算

議案第33号　平成24年度山鹿市水道事業会計予算
議案第34号　平成24年度山鹿市病院事業会計予算
議案第35号　平成24年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第36号　財産の譲渡について
議案第37号　財産の譲渡について
議案第38号　財産の譲渡について
議案第39号　財産の譲渡について
議案第40号　財産の譲渡について
議案第41号　財産の譲渡について
議案第42号　財産の取得について
議案第43号　市道路線の認定及び廃止について
議案第44号　公平委員会委員の選任について

○

**○議長（横手啓介君）**

各常任委員長の報告を求めます。

立山経済観光常任委員長。

［経済観光常任委員長　立山秀木君　登壇］

**○経済観光常任委員長（立山秀木君）**

経済観光常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案15件であります。去る３月９日、午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催、慎重に議案の審査を行いました。その結果について、ご報告いたします。

議案第１号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号　山鹿市鹿本ふれあい木香館条例を廃止する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号　山鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号　山鹿市工場立地法第４条の２第２項の規定に基づく市準則を定める条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号　山鹿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号　山鹿市さくら湯条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　平成24年度山鹿市一般会計予算（中所管)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号　平成24年度六郷財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号　平成24年度城北財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号　平成24年度稲田財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号　平成24年度稲田六郷財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済観光常任委員会の報告を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

藤原福祉厚生常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　藤原　弘君　登壇］

**○福祉厚生常任委員長（藤原　弘君）**

福祉厚生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案10件であります。当委員会は３月12日、午前10時から３階会議室におきまして、委員全員出席のもと、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、付託案件につきまして慎重に審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第１号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第２号　平成23年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第３号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第５号　平成23年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　平成24年度山鹿市一般会計予算（中所管)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号　平成24年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号　平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号　平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号　平成24年度山鹿市病院事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、福祉厚生常任委員会の報告を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

平井建設環境常任委員長。

［建設環境常任委員長　平井邦廣君　登壇］

**○建設環境常任委員長（平井邦廣君）**

建設環境常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案11件であります。去る３月14日、午前10時から、議員控室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果について、ご報告いたします。

議案第１号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第４号　平成23年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号　山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　平成24年度山鹿市一般会計予算（中所管)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号　平成24年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号　平成24年度山鹿市水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号　平成24年度山鹿市下水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号　市道路線の認定及び廃止について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設環境常任委員会の報告を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎勇児君　登壇］

**○総務文教常任委員長（寺崎勇児君）**

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案13件であります。去る３月15日、午前10時から本庁３階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず、議案審査に先立ちまして、現地調査を行いました。新庁舎整備につきましては、平成24年度中に実施設計及び建設用地取得を完了する計画となっておりますが、この新庁舎整備に係る審議の参考にするために、現庁舎の本館及び別館の執務環境や庁舎管理等の状況について調査をいたしました。現地調査終了後、午前10時30分から委員会を再開、慎重に議案審査を行いました。その審査の結果についてご報告いたします。

議案第１号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第６号　山鹿市鹿北市民センター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第７号　山鹿市税条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８号　山鹿市消防団第16分団拠点施設条例を廃止する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

議案第20号　山鹿市鹿央多目的研修センター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号　山鹿市鹿本生涯学習・健康センター「ひだまり」条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号　山鹿市立博物館条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　平成24年度山鹿市一般会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号　財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号　財産の取得について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論の通告があっておりますので、発言を許します。

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

**○12番（原　　徹君）**

12番、日本共産党の原徹です。私は、議案第９号、山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例。関連して、議案第27号、平成24年度山鹿市介護保険事業特別会計予算、並びに議案第25号、平成24年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算。そして議案第23号、平成24年度一般会計予算の４議案に反対を表明し、その理由を述べます。

議案第９号、議案第27号は、介護保険料を月額5300円に、また議案第25号は、保険料を年額1375円引き上げる提案であります。私は、この値上げ案に賛成することはできません。

１月６日の新年早々、野田内閣は社会保障と税の一体改革素案を提示しました。「安心で希望と誇りが持てる社会の実現を目指して」というタイトルであります。年金、医療、介護、生活保護、保育と、すべての福祉分野にわたったものとなって

いますが、だれのための安心と希望なのでしょうか。主なものを挙げますと、年金額を３年で2.5％減額、その後毎年0.9％削減する。医療は外来受診のたびに100円程度の定額負担を上乗せ。70歳から74歳の窓口負担を今の１割から２割に倍増する。医薬品の患者負担引き上げ、国保組合への国庫負担補助削減。介護では、生活扶助の提供時間60分を45分に短縮し、施設入所の介護１、介護２の利用料を引き上げ、要支援者の利用料を引き上げる。そして生活保護者に医療費の自己負担を導入し、保護費の引き下げを行う。一部の紹介でありましたが、こういうものであります。改正とありますけれども、改正どころか改悪のオンパレードとなっているわけであります。

さらには、消費税を５％から10％へ引き上げ、最終的には20％台を目指す項目が織り込まれております。市民の間からは、「もし消費税が10％になったら、もう商売はできん、10％になったら暮らしていけない。」こういった悲痛な声が聞こえてまいります。一方、大企業や富裕層には大幅減税であります。このような国の住民無視の悪政に対して、住民の暮らし・福祉を守る地方自治にしなければならないと考えるわけです。一般質問でも述べましたように、一般会計からの繰り入れや、基金を取り崩し、保険料、医療費の値上げにストップをかけてやるべきだと考えるわけです。

次に、議案第23号の一般会計予算について述べます。中嶋市長の平成24年度の施政方針が、本議会開会冒頭の市長説明要旨で明らかにされ、それに基づいて一般会計予算が提案されました。私は、地権者の切実な願いであった方保田東原遺跡の指定用地の買い取りや、耐震ＩＳ値0.3未満の来民小と米野岳小の危険な体育館の耐震改修など、執行部提案の、市長提案の９割は賛成であります。しかしながら、残りの１割に賛成できません。本来なら予算組み替えの修正案を提出すべきでありますが、その力量を、手段を私は持ち合わせておりませんので、反対せざるを得ません。反対の理由を３点から述べます。

１点目、地方自治法第２条には、地方公共団体は住民の健康及び福祉を保持することとあるように、福祉の充実によって温かい血の通った地方政治を求めているわけであります。ところが、市長説明要旨には、福祉という文言がどこを探しても一つも出てきません。市長に、福祉の心が真にあるかないかによって、予算の編成に大きく影響するわけであります。介護保険料の値上げ対策、後期高齢者の医療費値上げ対策、さらには75歳以上の人間ドック要請に対して、何の対策を取ろうともしないのも、その反映であると私は考えるわけであります。地方自治法に掲げてあるとおり、何よりも市民の健康と福祉の増進を第一に掲げた予算にすべきであると考えるわけです。

２点目は、山鹿市は人口減少が続いております。この人口減少に市長も頭を痛めているという答弁があっていたにもかかわらず、人口減少に歯どめをかける対策が極めて貧弱だということです。出生率が10年前に戻ったという南関町や、人口増に転換したという甲佐町に学び、子どもの医療費の窓口払いをなくした現物給付や、中学３年生までの医療費無料化を実現し、保育園の廃止は再度検討すべきであります。

３点目です。絶対に許してはならない不公平な予算が組まれているということであります。部落解放同盟の補助金635万9000円であります。既に玉名市では、こういった同和運動団体の補助金は昨年度からゼロ円であります。ゼロにしております。さらに今年度は、旧同和地区の納骨堂修繕、トイレまで新設して650万円が組まれているわけであります。部落解放同盟の補助金は年々減額されてきたとはいえ、その６割から７割は研修参加の日当、１日5000円に使われているわけであります。そして、年間１人40回から60回もの研修に参加している幹部がいる異常な実態を私は明らかにしてきました。また、７年前には市民から不当な補助金だと監査請求が提出され、監査委員から「補助は事業のみに限る」と勧告されているものであります。それをただ機械的に、前年の１割減額でカムフラージュしてきております。監査委員の指摘も守らないという無責任な状況であります。市長は機械的な１割減額ではなく、監査委員の指摘を的確に実行すべきだと考えます。また、納骨堂の修繕については、差別予算と言われても弁解できません。同和対策事業に関する法律は、既に10年前の平成14年３月に失効・消滅していることを十分承知しているにもかかわらず、現在に至ってもこのような予算を組むことは許されるものではありません。まさに差別予算であります。これでは、新たな部落差別を、部落差別解消を訴えてきた行政がつくり出しているということであります。このことは、絶対に認められないということを強く主張して、討論を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第１号から議案第５号までの５案件を一括採決いたします。

議案第１号から議案第５号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。

よって、５案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第６号から議案第８号までの３案件を一括採決いたします。

議案第６号から議案第８号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第９号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（横手啓介君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号から議案第22号までの13案件を一括採決いたします。議案第10号から議案第22号までの13案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。

よって、13案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（横手啓介君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［「賛成者　起立］

**○議長（横手啓介君）**

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

**○議長（横手啓介君）**

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号から議案第35号までの８案件を一括採決いたします。議案第28号から議案第35号までの８案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。

よって、８案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第36号から議案第43号までの８案件を一括採決いたします。議案第36号から議案第43号までの８案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。

よって、８案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第44号、公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

**日程第２　所管事務調査の委員会付託**

**○議長（横手啓介君）**

日程第２、所管事務調査の委員会付託についてを議題といたします。

地方自治法第109条第９項及び会議規則第98条第１項並びに地方自治法第109条の２第５項及び会議規則第98条第２項の規定により、常任委員会及び議会運営委員会の所管事務審査資料収集及び調査を平成24年度中にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の審査資料収集及び調査を付託することに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

**日程追加**

**日程第３　意見書案第１号　父子家庭支援策の拡充を求める意見書**

**○議長（横手啓介君）**

ただいま、意見書案１件が提出されました。

職員に配付させます。

［職員配付］

**○議長（横手啓介君）**

お諮りいたします。

この際、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

**○議長（横手啓介君）**

日程第３、直ちに議題といたします。

意見書案１件について、職員に朗読させます。

［職員朗読］

意 見 書 案 第 1 号

平成24年３月19日提出

父子家庭支援策の拡充を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　北原　昭三

賛成者

山鹿市議会議員　寺崎　勇児

山鹿市議会議員　藤原　　弘

山鹿市議会議員　立山　秀木

山鹿市議会議員　平井　邦廣

山鹿市議会議長　横手　啓介　様

父子家庭が年々ふえており、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えているが、父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差がある。

児童扶養手当法改正により、平成22年８月１日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなった。しかし、このほかにも、母子家庭が受けられる行政による支援制度（就労支援や技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金等）の多くが、父子家庭では受けられない。

よって、政府におかれては、対象が「母子家庭」に限られている諸制度に関して、「父子家庭」も対象とするように改善を行うとともに、以下の項目について速やかに実施することを強く要望するものである。

記

１　遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対

象とするとともに、父と子がともに暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるように改正すること。

2　母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子家庭にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年３月19日

熊本県山鹿市議会

| | |
|---|---|
| 内閣総理大臣 | 野田　佳彦　様 |
| 厚生労働大臣 | 小宮山洋子　様 |
| 総務大臣 | 川端　達夫　様 |
| 男女共同参画担当大臣 | 中川　正春　様 |

**○議長（横手啓介君）**

意見書案第１号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。

提出者、北原昭三議員、ありませんか。

**○７番（北原昭三君）**

ありません。

**○議長（横手啓介君）**

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

意見書案第１号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

閉　会

○議長（横手啓介君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成24年（第１回）山鹿市議会３月定例会を閉会いたします。

午前10時41分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**横　手　啓　介**

山鹿市議会議員　**吉　本　政　幸**

山鹿市議会議員　**平　井　邦　廣**